

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照		
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人情報名							
1	1	1	1-1-1	1-5	全国健康保険協会管掌健康保険の被 保険者資格取得の確認	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に 関する法律による医療に関する給付の支 給又は保険料の徴収に関する情報	厚生労働大臣（日本年金 機構）	医療保険者又は後期高齢 者医療広域連合	日本年金機構の情報連携は、 番号法別則第3条の2第2項 の規定により、平成29年11月 30日までの間で政令で定める 日までの間、停止されている ため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	○	③	日本年金機構が情報照会者とな る事務手続
2	1	1	1-1-2イ	1-35	全国健康保険協会管掌健康保険被保 険者の被扶養者の認定	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に 関する法律による医療に関する給付の支 給又は保険料の徴収に関する情報	厚生労働大臣（日本年金 機構）	医療保険者又は後期高齢 者医療広域連合	日本年金機構の情報連携は、 番号法別則第3条の2第2項 の規定により、平成29年11月 30日までの間で政令で定める 日までの間、停止されている ため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	○	③	日本年金機構が情報照会者とな る事務手続
3	1	2	1-1-2ハ	1-36	全国健康保険協会管掌健康保険被保 険者の被扶養者の認定	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する 事項	厚生労働大臣（日本年金 機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、 番号法別則第3条の2第2項 の規定により、平成29年11月 30日までの間で政令で定める 日までの間、停止されている ため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	○	③	日本年金機構が情報照会者とな る事務手続
4	1	2	1-1-2ロ	1-37	全国健康保険協会管掌健康保険被保 険者の被扶養者の認定	2	地方税法その他の地方税に関する法律に 基づく条例の規定により算定した税額若 しくはその算定の基礎となる事項に関す る情報	厚生労働大臣（日本年金 機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、 番号法別則第3条の2第2項 の規定により、平成29年11月 30日までの間で政令で定める 日までの間、停止されている ため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	○	③	日本年金機構が情報照会者とな る事務手続
5	1	3	1-1-2ニ	1-70	全国健康保険協会管掌健康保険被保 険者の被扶養者の認定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年 金である給付の支給又は保険料の徴収に 関する情報	厚生労働大臣（日本年金 機構）	厚生労働大臣若しくは日本 年金機構、共済組合等 又は農林漁業団体職員共 済組合	日本年金機構の情報連携は、 番号法別則第3条の2第2項 の規定により、平成29年11月 30日までの間で政令で定める 日までの間、停止されている ため、開始時期は未定。ま た、共済組合等の情報連携 は日本年金機構と同時期を予 定。	日本年金機構が情報照会者、共済組合等（長期給 付）が情報提供者となる事務手続	○	③	日本年金機構が情報照会者とな る事務手続
6	1	3	1-1-2ニ	1-71	全国健康保険協会管掌健康保険被保 険者の被扶養者の認定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年 金である給付の支給又は保険料の徴収に 関する情報	厚生労働大臣（日本年金 機構）	厚生労働大臣若しくは日本 年金機構、共済組合等 又は農林漁業団体職員共 済組合	日本年金機構の情報連携は、 番号法別則第3条の2第2項 の規定により、平成29年11月 30日までの間で政令で定める 日までの間、停止されている ため、開始時期は未定。ま た、共済組合等の情報連携 は日本年金機構と同時期を予 定。	日本年金機構が情報照会者、共済組合等（長期給 付）が情報提供者となる事務手続	○	③	日本年金機構が情報照会者とな る事務手続
7	1	3	1-1-2ニ	1-72	全国健康保険協会管掌健康保険被保 険者の被扶養者の認定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年 金である給付の支給又は保険料の徴収に 関する情報	厚生労働大臣（日本年金 機構）	厚生労働大臣若しくは日本 年金機構、共済組合等 又は農林漁業団体職員共 済組合	日本年金機構の情報連携は、 番号法別則第3条の2第2項 の規定により、平成29年11月 30日までの間で政令で定める 日までの間、停止されている ため、開始時期は未定。ま た、共済組合等の情報連携 は日本年金機構と同時期を予 定。	日本年金機構が情報照会者、共済組合等（長期給 付）が情報提供者となる事務手続	○	③	日本年金機構が情報照会者とな る事務手続
8	2	1	2-1-10イ	2-2	全国健康保険協会管掌健康保険の任 意継続被保険者の被扶養者届の認定	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に 関する法律による医療に関する給付の支 給又は保険料の徴収に関する情報	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢 者医療広域連合	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等（短期給付）が提供者となる事務手続 については、対象外	○	②	共済組合等（短期給付）が提供 者となる事務手続については、 対象外
9	2	3	2-1-10ハ	2-3	全国健康保険協会管掌健康保険の任 意継続被保険者の被扶養者届の認定	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する 事項	全国健康保険協会	市町村長	平成29年7月		○	①	
10	2	3	2-1-10ロ	2-4	全国健康保険協会管掌健康保険の任 意継続被保険者の被扶養者届の認定	2	地方税法その他の地方税に関する法律に 基づく条例の規定により算定した税額若 しくはその算定の基礎となる事項に関す る情報	全国健康保険協会	市町村長	平成29年7月		○	①	
11	2	4	2-1-10ニ	2-5	全国健康保険協会管掌健康保険の任 意継続被保険者の被扶養者届の認定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年 金である給付の支給又は保険料の徴収に 関する情報	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本 年金機構、共済組合等 又は農林漁業団体職員共 済組合	日本年金機構の情報連携は、 番号法別則第3条の2第2項 の規定により、平成29年11月 30日までの間で政令で定める 日までの間、停止されている ため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	○	③	
12	2	1	2-1-11イ	2-27	全国健康保険協会被保険者の被保険 者証の検認又は更新等	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に 関する法律による医療に関する給付の支 給又は保険料の徴収に関する情報	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢 者医療広域連合	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等（短期給付）が提供者となる事務手続 については、対象外	○	②	共済組合等（短期給付）が提供 者となる事務手続については、 対象外
13	2	3	2-1-11ハ	2-28	全国健康保険協会被保険者の被保険 者証の検認又は更新等	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する 事項	全国健康保険協会	市町村長	平成29年7月		○	①	
14	2	3	2-1-11ロ	2-29	全国健康保険協会被保険者の被保険 者証の検認又は更新等	2	地方税法その他の地方税に関する法律に 基づく条例の規定により算定した税額若 しくはその算定の基礎となる事項に関す る情報	全国健康保険協会	市町村長	平成29年7月		○	①	
15	2	4	2-1-11ニ	2-30	全国健康保険協会被保険者の被保険 者証の検認又は更新等	64	国民年金法又は被用者年金各法による年 金である給付の支給又は保険料の徴収に 関する情報	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本 年金機構、共済組合等 又は農林漁業団体職員共 済組合	日本年金機構の情報連携は、 番号法別則第3条の2第2項 の規定により、平成29年11月 30日までの間で政令で定める 日までの間、停止されている ため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	○	③	
16	2	3	2-1-12	2-32	全国健康保険協会被保険者の高齢者 受給者の一部負担割合の軽減の認定	2	地方税法その他の地方税に関する法律に 基づく条例の規定により算定した税額若 しくはその算定の基礎となる事項に関す る情報	全国健康保険協会	市町村長	平成29年7月		○	①	
17	2	3	2-1-13	2-35	全国健康保険協会被保険者の入院時 食事療養費の支給決定	2	地方税法その他の地方税に関する法律に 基づく条例の規定により算定した税額若 しくはその算定の基礎となる事項に関す る情報	全国健康保険協会	市町村長	平成29年7月		○	①	
18	2	3	2-1-14	2-38	全国健康保険協会被保険者の入院時 生活療養費の支給決定	2	地方税法その他の地方税に関する法律に 基づく条例の規定により算定した税額若 しくはその算定の基礎となる事項に関す る情報	全国健康保険協会	市町村長	平成29年7月		○	①	
19	2	3	2-1-3イ	2-52	全国健康保険協会被保険者の傷病手 当金の支給決定	4	介護保険法による保険給付の支給、地域 支援事業の実施若しくは保険料の徴収に 関する情報	全国健康保険協会	市町村長	平成29年7月		○	①	

【分類】凡例
①…連携可
②…連携可(ただし制約あり)
③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照
				管理番号	事務手続名	特定個人情報 情報番号	特定個人情報 情報名					
20	2	4	2-1-3ロ	2-53	全国健康保険協会被保険者の傷病手当金の支給決定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③
21	2	2	2-1-4	2-56	全国健康保険協会被保険者の埋葬料の支給決定	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②
22	2	1	2-1-5イ	2-60	全国健康保険協会被保険者の出産育児一時金の支給決定	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②
23	2	4	2-1-6	2-67	全国健康保険協会被保険者の傷病手当金の併給調整	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③
24	2	2	2-1-4	2-75	全国健康保険協会被保険者の家族埋葬料の支給決定	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②
25	2	1	2-1-5イ	2-79	全国健康保険協会被保険者の家族出産育児一時金の支給決定	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②
26	2	3	2-1-15	2-83	全国健康保険協会被保険者の特定疾病対象療養に係る認定【本人同意要】	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	全国健康保険協会	市町村長	平成29年7月		①
27	2	3	2-1-16	2-92	全国健康保険協会被保険者の限度額適用・標準負担額減額認定証の認定	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	全国健康保険協会	市町村長	平成29年7月		①
28	2	3	2-1-7	2-95	全国健康保険協会被保険者の高額療養費の支給決定	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	全国健康保険協会	市町村長	平成29年7月		①
29	2	1	2-1-8イ	2-98	全国健康保険協会被保険者の高額介護合算療養費の支給決定	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月		①
30	2	3	2-1-8ハ	2-99	全国健康保険協会被保険者の高額介護合算療養費の支給決定	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	全国健康保険協会	市町村長	平成29年7月		①
31	2	3	2-1-8ロ	2-100	全国健康保険協会被保険者の高額介護合算療養費の支給決定	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	全国健康保険協会	市町村長	平成29年7月		①
32	2	1	2-1-17イ	2-108	日雇特例被保険者の被扶養者の認定	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②
33	2	3	2-1-17ハ	2-109	日雇特例被保険者の被扶養者の認定	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	全国健康保険協会	市町村長	平成29年7月		①
34	2	3	2-1-17ロ	2-110	日雇特例被保険者の被扶養者の認定	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	全国健康保険協会	市町村長	平成29年7月		①
35	2	4	2-1-17ニ	2-111	日雇特例被保険者の被扶養者の認定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③
36	2	3	2-1-3イ	2-122	日雇特例被保険者の傷病手当金の支給決定	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	全国健康保険協会	市町村長	平成29年7月		①
37	2	1	2-1-5イ	2-128	日雇特例被保険者の出産育児一時金及び出産手当金の支給の申請	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②
38	2	2	2-1-2	2-146	健康保険給付を受給する者が同一の事由により介護保険法等から給付を受けたことによる支給額の調整	34	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	全国健康保険協会	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	平成29年7月		①
39	2	2	2-1-9	2-149	健康保険給付を受給する日雇特例被保険者が同一の事由により健康保険法等から給付を受けたことによる支給額の調整	35	健康保険法第二百八条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	全国健康保険協会	健康保険法第二百八条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	平成29年7月		①
40	3	1	3-1-10	2-155	健康保険組合管掌健康保険の被保険者資格取得の確認	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②
41	3	1	3-1-11イ	2-183	健康保険組合管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②
42	3	3	3-1-11ハ	2-184	健康保険組合管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	健康保険組合	市町村長	平成29年7月		①
43	3	3	3-1-11ロ	2-185	健康保険組合管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	健康保険組合	市町村長	平成29年7月		①
44	3	4	3-1-11ニ	2-186	健康保険組合管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③
45	3	1	3-1-12イ	2-213	健康保険組合被保険者の被保険者証の検証又は更新等	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②

H29.7時点での情報連携対象			
可能	可能 (制約あり)	不可	備考
	○	○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続
	○		共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外
	○		共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外
	○	○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続
	○		共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外
	○		共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外
	○		共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外
	○		共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外
	○		共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外
	○	○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続
	○		共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外
	○		共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外

【分類】凡例
①…連携可
②…連携可(ただし制約あり)
③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人 情報番号	特定個人情報 情報種別	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照
				管理番号	事務手続名							
46	3	3	3-1-13	2-217	健康保険組合被保険者の高齢者受給者の一部負担割合の軽減の認定	2	健康保険組合	市町村長	平成29年7月			①
47	3	3	3-1-14	2-220	健康保険組合被保険者の入院時食事療養費の支給決定	2	健康保険組合	市町村長	平成29年7月			①
48	3	3	3-1-15	2-223	健康保険組合被保険者の入院時生活療養費の支給決定	2	健康保険組合	市町村長	平成29年7月			①
49	3	3	3-1-4イ	2-234	健康保険組合被保険者の傷病手当金の支給決定	4	健康保険組合	市町村長	平成29年7月			①
50	3	4	3-1-4ロ	2-235	健康保険組合被保険者の傷病手当金の支給決定	64	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続		③
51	3	1	3-1-5	2-238	健康保険組合被保険者の埋葬料の支給決定	31	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	○	②
52	3	1	3-1-6イ	2-241	健康保険組合被保険者の出産育児一時金の支給決定	31	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外		②
53	3	4	3-1-7	2-247	健康保険組合被保険者の傷病手当金の併給調整	64	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	○	③
54	3	1	3-1-6イ	2-258	健康保険組合被保険者の家族出産育児一時金の支給決定	31	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	○	②
55	3	3	3-1-16	2-261	健康保険組合被保険者の特定疾病対象療養に係る認定【本人同意要】	2	健康保険組合	市町村長	平成29年7月			①
56	3	3	3-1-17	2-270	健康保険組合被保険者の限度額適用・標準負担額減額認定の認定	2	健康保険組合	市町村長	平成29年7月			①
57	3	3	3-1-8	2-273	健康保険組合被保険者の高額療養費の支給決定	2	健康保険組合	市町村長	平成29年7月			①
58	3	1	3-1-9イ	2-276	健康保険組合被保険者の高額介護合算療養費の支給決定	31	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	○	②
59	3	3	3-1-9ハ	2-277	健康保険組合被保険者の高額介護合算療養費の支給決定	4	健康保険組合	市町村長	平成29年7月			①
60	3	3	3-1-9ロ	2-278	健康保険組合被保険者の高額介護合算療養費の支給決定	2	健康保険組合	市町村長	平成29年7月			①
61	3	4	3-1-18	2-293	特定健康保険組合の特例退職被保険者の資格取得の確認	64	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	○	③
62	3	1	3-1-1	2-299	被扶養者が日雇特例被保険者として給付を受けたことによる支給額の調整	31	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	○	②
63	3	2	3-1-3	2-301	健康保険給付を受給する者が同一の事由により介護保険法等から給付を受けたことによる支給額の調整	34	健康保険組合	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	平成29年7月			①
64	2	3	2-1-13	2-341	日雇特例被保険者の入院時食事療養費の支給決定	2	全国健康保険協会	市町村長	平成29年7月			①
65	2	3	2-1-14	2-342	日雇特例被保険者の入院時生活療養費の支給決定	2	全国健康保険協会	市町村長	平成29年7月			①
66	2	3	2-1-15	2-343	日雇特例被保険者の特定疾病対象療養に係る認定【本人同意要】	2	全国健康保険協会	市町村長	平成29年7月			①
67	2	3	2-1-16	2-344	日雇特例被保険者の限度額適用・標準負担額減額認定の認定	2	全国健康保険協会	市町村長	平成29年7月			①
68	2	3	2-1-7	2-345	日雇特例被保険者の高額療養費の支給決定	2	全国健康保険協会	市町村長	平成29年7月			①
69	2	1	2-1-8イ	2-346	日雇特例被保険者の高額介護合算療養費の支給決定	31	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月			①
70	2	3	2-1-8ハ	2-347	日雇特例被保険者の高額介護合算療養費の支給決定	4	全国健康保険協会	市町村長	平成29年7月			①
71	2	3	2-1-8ロ	2-348	日雇特例被保険者の高額介護合算療養費の支給決定	2	全国健康保険協会	市町村長	平成29年7月			①
72	3	3	3-1-12ハ	2-349	健康保険組合被保険者の被保険者証の検証又は更新等	1	健康保険組合	市町村長	平成29年7月			①

H29.7時点での情報連携対象			備考
可能	可能 (制約あり)	不可	
○			
○			
○			
○			
○			日本年金機構が情報提供者となる事務手続
○			共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外
○			共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外
○			日本年金機構が情報提供者となる事務手続
○			共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外
○			
○			
○			共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外
○			
○			日本年金機構が情報提供者となる事務手続
○			共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外
○			
○			
○			
○			
○			
○			
○			
○			
○			

【分類】凡例
 ①…連携可
 ②…連携可(ただし制約あり)
 ③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※(凡例)参照	H29.7時点での情報連携対象		備考
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人情報 種別						可能 (制約あり)	不可	
73	3	3	3-1-12ロ	2-350	健康保険組合被保険者の被保険者証の 検認又は更新等	2	地方税法その他の地方税に関する法律に 基づく条例の規定により算定した税額若 しくはその算定の基礎となる事項に關す	健康保険組合	市町村長	平成29年7月		①			
74	3	4	3-1-12ニ	2-351	健康保険組合被保険者の被保険者証の 検認又は更新等	64	国民年金法又は被用者年金各法による年 金である給付の支給又は保険料の徴収に 關する情報	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日 本年金機構、共済組合等 又は農林漁業団体職員共 済組合	日本年金機構の情報連携は、 番号法附則第3条の2第2項 の規定により、平成29年11月 30日までの間で政令で定める 日までの間、停止されている ため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③		日本年金機構が情報提供者となる 事務手続	
75	2	4	2-1-3ロ	2-354	日雇特別被保険者の傷病手当金の支給 決定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年 金である給付の支給又は保険料の徴収に 關する情報	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日 本年金機構、共済組合等 又は農林漁業団体職員共 済組合	日本年金機構の情報連携は、 番号法附則第3条の2第2項 の規定により、平成29年11月 30日までの間で政令で定める 日までの間、停止されている ため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③		日本年金機構が情報提供者となる 事務手続	
76	2	1	2-1-4	2-355	日雇特別被保険者の埋葬料の支給決定	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に 關する法律による医療に関する給付の支 給又は保険料の徴収に關する情報	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢 者医療広域連合	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続 については、対象外	②			共済組合等(長期給付)が提供 者となる事務手続については、 対象外
77	2	1	2-1-5イ	2-356	日雇特別被保険者の家族移送費、家族 埋葬料及び家族出産育児一時金の 支給決定(家族出産育児一時金)	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に 關する法律による医療に関する給付の支 給又は保険料の徴収に關する情報	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢 者医療広域連合	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続 については、対象外	②			共済組合等(長期給付)が提供 者となる事務手続については、 対象外
78	2	3	2-1-18	2-357	全国健康保険協会任意継続被保険者の 前給保険料の還付の検認	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する 事項	全国健康保険協会	市町村長	平成29年7月		①			
79	2	2	2-1-1	2-364	健康保険給付を安給する者が同一の 事由により国家公務員災害補償保険法 等から給付を受けたことによる支給額 の調整	34	健康保険法第五十五条に規定する他の法 令による給付の支給に關する情報	全国健康保険協会	健康保険法第五十五条に 規定する他の法令による 給付の支給を行うことと なっている者	平成29年7月		①			
80	3	2	3-1-2	2-365	健康保険給付を安給する者が同一の 事由により労働者災害補償保険法等 から給付を受けたことによる支給額 の調整	34	健康保険法第五十五条に規定する他の法 令による給付の支給に關する情報	健康保険組合	健康保険法第五十五条に 規定する他の法令による 給付の支給を行うことと なっている者	平成29年7月		①			
81	2	4	2-1-10ニ	2-366	全国健康保険協会管掌健康保険の任意 継続被保険者の被扶養者届の認定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年 金である給付の支給又は保険料の徴収に 關する情報	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日 本年金機構、共済組合等 又は農林漁業団体職員共 済組合	未定(日本年金機構と同 時期を予定)	共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続	③			共済組合等(長期給付)が提供 者となる事務手続
82	2	4	2-1-10ニ	2-367	全国健康保険協会管掌健康保険の任意 継続被保険者の被扶養者届の認定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年 金である給付の支給又は保険料の徴収に 關する情報	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日 本年金機構、共済組合等 又は農林漁業団体職員共 済組合	未定(日本年金機構と同 時期を予定)	共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続	③			共済組合等(長期給付)が提供 者となる事務手続
83	2	4	2-1-10ニ	2-368	全国健康保険協会管掌健康保険の任意 継続被保険者の被扶養者届の認定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年 金である給付の支給又は保険料の徴収に 關する情報	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日 本年金機構、共済組合等 又は農林漁業団体職員共 済組合	未定(日本年金機構と同 時期を予定)	共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続	③			共済組合等(長期給付)が提供 者となる事務手続
84	2	4	2-1-11ニ	2-369	全国健康保険協会被保険者の被保険 者証の検認又は更新等	64	国民年金法又は被用者年金各法による年 金である給付の支給又は保険料の徴収に 關する情報	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日 本年金機構、共済組合等 又は農林漁業団体職員共 済組合	未定(日本年金機構と同 時期を予定)	共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続	③			共済組合等(長期給付)が提供 者となる事務手続
85	2	4	2-1-11ニ	2-370	全国健康保険協会被保険者の被保険 者証の検認又は更新等	64	国民年金法又は被用者年金各法による年 金である給付の支給又は保険料の徴収に 關する情報	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日 本年金機構、共済組合等 又は農林漁業団体職員共 済組合	未定(日本年金機構と同 時期を予定)	共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続	③			共済組合等(長期給付)が提供 者となる事務手続
86	2	4	2-1-11ニ	2-371	全国健康保険協会被保険者の被保険 者証の検認又は更新等	64	国民年金法又は被用者年金各法による年 金である給付の支給又は保険料の徴収に 關する情報	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日 本年金機構、共済組合等 又は農林漁業団体職員共 済組合	未定(日本年金機構と同 時期を予定)	共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続	③			共済組合等(長期給付)が提供 者となる事務手続
87	2	4	2-1-3ロ	2-372	全国健康保険協会被保険者の傷病手 当金の支給決定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年 金である給付の支給又は保険料の徴収に 關する情報	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日 本年金機構、共済組合等 又は農林漁業団体職員共 済組合	未定(日本年金機構と同 時期を予定)	共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続	③			共済組合等(長期給付)が提供 者となる事務手続
88	2	4	2-1-3ロ	2-373	全国健康保険協会被保険者の傷病手 当金の支給決定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年 金である給付の支給又は保険料の徴収に 關する情報	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日 本年金機構、共済組合等 又は農林漁業団体職員共 済組合	未定(日本年金機構と同 時期を予定)	共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続	③			共済組合等(長期給付)が提供 者となる事務手続
89	2	4	2-1-3ロ	2-374	全国健康保険協会被保険者の傷病手 当金の支給決定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年 金である給付の支給又は保険料の徴収に 關する情報	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日 本年金機構、共済組合等 又は農林漁業団体職員共 済組合	未定(日本年金機構と同 時期を予定)	共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続	③			共済組合等(長期給付)が提供 者となる事務手続
90	2	4	2-1-6	2-375	全国健康保険協会被保険者の傷病手 当金の供給調整	64	国民年金法又は被用者年金各法による年 金である給付の支給又は保険料の徴収に 關する情報	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日 本年金機構、共済組合等 又は農林漁業団体職員共 済組合	未定(日本年金機構と同 時期を予定)	共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続	③			共済組合等(長期給付)が提供 者となる事務手続
91	2	4	2-1-6	2-376	全国健康保険協会被保険者の傷病手 当金の供給調整	64	国民年金法又は被用者年金各法による年 金である給付の支給又は保険料の徴収に 關する情報	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日 本年金機構、共済組合等 又は農林漁業団体職員共 済組合	未定(日本年金機構と同 時期を予定)	共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続	③			共済組合等(長期給付)が提供 者となる事務手続
92	2	4	2-1-6	2-377	全国健康保険協会被保険者の傷病手 当金の供給調整	64	国民年金法又は被用者年金各法による年 金である給付の支給又は保険料の徴収に 關する情報	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日 本年金機構、共済組合等 又は農林漁業団体職員共 済組合	未定(日本年金機構と同 時期を予定)	共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続	③			共済組合等(長期給付)が提供 者となる事務手続
93	2	4	2-1-17ニ	2-378	日雇特別被保険者の被扶養者の認定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年 金である給付の支給又は保険料の徴収に 關する情報	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日 本年金機構、共済組合等 又は農林漁業団体職員共 済組合	未定(日本年金機構と同 時期を予定)	共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続	③			共済組合等(長期給付)が提供 者となる事務手続
94	2	4	2-1-17ニ	2-379	日雇特別被保険者の被扶養者の認定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年 金である給付の支給又は保険料の徴収に 關する情報	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日 本年金機構、共済組合等 又は農林漁業団体職員共 済組合	未定(日本年金機構と同 時期を予定)	共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続	③			共済組合等(長期給付)が提供 者となる事務手続
95	2	4	2-1-17ニ	2-380	日雇特別被保険者の被扶養者の認定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年 金である給付の支給又は保険料の徴収に 關する情報	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日 本年金機構、共済組合等 又は農林漁業団体職員共 済組合	未定(日本年金機構と同 時期を予定)	共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続	③			共済組合等(長期給付)が提供 者となる事務手続

【分類】凡例
①…連携可
②…連携可(ただし制約あり)
③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照	H29.7時点での情報連携対象			
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人情報名						可能	可能 (制約あり)	不可	備考
96	2	4	2-1-3口	2-381	日雇特別被保険者の傷病手当金の支給決定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③				共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続
97	2	4	2-1-3口	2-382	日雇特別被保険者の傷病手当金の支給決定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③				共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続
98	2	4	2-1-3口	2-383	日雇特別被保険者の傷病手当金の支給決定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③				共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続
99	2	1	2-1-4	2-384	日雇特別被保険者の家族移送費、家族埋葬料及び家族出産育児一時金の支給決定（家族埋葬料）	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月（平成30年7月）	共済組合等（短期給付）が提供者となる事務手続については、対象外	②	○			共済組合等（短期給付）が提供者となる事務手続については、対象外
100	3	4	3-1-11ニ	2-385	健康保険組合管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③				共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続
101	3	4	3-1-11ニ	2-386	健康保険組合管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③				共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続
102	3	4	3-1-11ニ	2-387	健康保険組合管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③				共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続
103	3	4	3-1-12ニ	2-388	健康保険組合被保険者の被保険者証の検認又は更新等	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③				共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続
104	3	4	3-1-12ニ	2-389	健康保険組合被保険者の被保険者証の検認又は更新等	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③				共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続
105	3	4	3-1-12ニ	2-390	健康保険組合被保険者の被保険者証の検認又は更新等	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③				共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続
106	3	4	3-1-4口	2-391	健康保険組合被保険者の傷病手当金の支給決定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③				共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続
107	3	4	3-1-4口	2-392	健康保険組合被保険者の傷病手当金の支給決定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③				共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続
108	3	4	3-1-4口	2-393	健康保険組合被保険者の傷病手当金の支給決定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③				共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続
109	3	4	3-1-7	2-394	健康保険組合被保険者の傷病手当金の供給調整	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③				共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続
110	3	4	3-1-7	2-395	健康保険組合被保険者の傷病手当金の供給調整	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③				共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続
111	3	4	3-1-7	2-396	健康保険組合被保険者の傷病手当金の供給調整	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③				共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続
112	3	1	3-1-5	2-397	健康保険組合被保険者の家族埋葬料の支給決定	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月（平成30年7月）	共済組合等（短期給付）が提供者となる事務手続については、対象外	②	○			共済組合等（短期給付）が提供者となる事務手続については、対象外
113	3	4	3-1-18	2-398	特定健康保険組合の特例退職被保険者の資格取得の確認	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③				共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続
114	3	4	3-1-18	2-399	特定健康保険組合の特例退職被保険者の資格取得の確認	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③				共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続
115	3	4	3-1-18	2-400	特定健康保険組合の特例退職被保険者の資格取得の確認	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③				共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続
116	4	1	4-1-1	3-6	船員保険の被保険者資格の確認	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	日本年金機構の情報連携は、番号法別則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③				日本年金機構が情報照会者となる事務手続
117	4	1	4-1-2イ	3-35	船員保険の被保険者の被扶養者の認定	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	日本年金機構の情報連携は、番号法別則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③				日本年金機構が情報照会者となる事務手続

【分類】凡例
 ①…連携可
 ②…連携可(ただし制約あり)
 ③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

Table with 10 columns: Item No, Case No, Sub-Case No, Prefecture No, Management No, Case Name, Specified Person No, Specified Person Name, Informer Type, Provider Type, Start Date, Remarks, Category. Contains 20 rows of administrative procedures.

Table with 3 columns: H29.7時点での情報連携対象 (Possible/Not Possible/Conditional), and Remarks. Continuation of the previous table.

【分類】凡例

- ①…連携可
②…連携可(ただし制約あり)
③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人情報名					
137	5	1	5-1-8	4-102	船員法による療養補償との支給調整	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②
138	6	2	6-1-1ロ	4-112	船員保険法による療養の給付の受給等(傷病手当金の支給決定)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	平成29年7月 (平成30年7月)	日本年金機構の情報連携は、専ら法第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	③
139	6	2	6-1-2	4-115	傷病手当金を受給している被保険者が障害厚生年金等を受給することとなったことによる支給額の調整	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	平成29年7月 (平成30年7月)	日本年金機構の情報連携は、専ら法第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	③
140	5	1	5-1-3	4-117	船員保険法による療養の給付の受給等(葬祭料の支給決定)	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②
141	5	1	5-1-4	4-120	船員保険法による療養の給付の受給等(出産育児一時金の支給決定)	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②
142	5	1	5-1-4	4-135	船員保険法による療養の給付の受給等(家族出産育児一時金の支給決定)	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②
143	6	1	6-1-12	4-138	特定疾病給付対象療養の申請の認定【本人同意要】	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	全国健康保険協会	市町村長	平成29年7月		①
144	6	1	6-1-13	4-147	限度額適用・標準負担軽減額の認定	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	全国健康保険協会	市町村長	平成29年7月		①
145	6	1	6-1-4	4-150	船員保険法による療養の給付の受給等(高額療養費の支給決定)	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	全国健康保険協会	市町村長	平成29年7月		①
146	5	1	5-1-5	4-153	船員保険法による療養の給付の受給等(高額介護合算療養費の支給決定)	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月		①
147	6	1	6-1-5ロ	4-154	船員保険法による療養の給付の受給等(高額介護合算療養費の支給決定)	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	全国健康保険協会	市町村長	平成29年7月		①
148	6	1	6-1-5イ	4-155	船員保険法による療養の給付の受給等(高額介護合算療養費の支給決定)	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	全国健康保険協会	市町村長	平成29年7月		①
149	6	2	6-1-14	4-161	船員保険法による療養の給付の受給等(休業手当金)の支給決定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	平成29年7月 (平成30年7月)	日本年金機構の情報連携は、専ら法第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	③
150	5	2	5-1-2	4-170	船員保険給付を受給する者が同一の事由により介護保険法等から給付を受けたことによる支給額の調整	44	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	全国健康保険協会	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	平成29年7月		①
151	5	2	5-1-1	4-171	船員保険給付を受給する者が同一の事由により健康保険法等から給付を受けたことによる支給額の調整	44	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	全国健康保険協会	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	平成29年7月		①
152	5	1	5-1-7	4-200	被保険者証の検認又は被扶養者に係る確認	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②
153	6	1	6-1-8ロ	4-201	被保険者証の検認又は被扶養者に係る確認	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	全国健康保険協会	市町村長	平成29年7月		①
154	6	1	6-1-8イ	4-202	被保険者証の検認又は被扶養者に係る確認	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	全国健康保険協会	市町村長	平成29年7月		①
155	6	2	6-1-8ハ	4-203	被保険者証の検認又は被扶養者に係る確認	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	平成29年7月 (平成30年7月)	日本年金機構の情報連携は、専ら法第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	③
156	6	2	6-1-15	4-220	船員保険法(昭和14年法律第73号)による年金である給付(障害年金、障害手当金)の支給決定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定(日本年金機構と同時期を予定)	共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続	③
157	6	2	6-1-15	4-221	船員保険法(昭和14年法律第73号)による年金である給付(障害年金、障害手当金)の支給決定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定(日本年金機構と同時期を予定)	共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続	③
158	6	2	6-1-15	4-222	船員保険法(昭和14年法律第73号)による年金である給付(障害年金、障害手当金)の支給決定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定(日本年金機構と同時期を予定)	共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続	③
159	6	2	6-1-6ロ	4-223	船員保険法による年金である給付に係る権利の裁定(遺族年金)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定(日本年金機構と同時期を予定)	共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続	③
160	6	2	6-1-6ロ	4-224	船員保険法による年金である給付に係る権利の裁定(遺族年金)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定(日本年金機構と同時期を予定)	共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続	③

H29.7時点での情報連携対象			備考
可能	可能 (制約あり)	不可	
	○		共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外
		○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続
		○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続
	○		共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外
	○		共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外
	○		
	○		
	○		
	○		
	○		
		○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続
	○		
	○		
	○		共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外
	○		
		○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続
		○	共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続
		○	共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続
		○	共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続
		○	共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続
		○	共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続

【分類】凡例
①…連携可
②…連携可(ただし制約あり)
③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照	H29.7時点での情報連携対象			
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人情報名						可能	可能 (制約あり)	不可	備考
161	6	2	6-1-6口	4-225	船員保険法による年金である給付に係る権利の載定（遺族年金）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③	○		○	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続
162	6	2	6-1-6口	4-226	遺族年金の後順位者への支給決定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③	○		○	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続
163	6	2	6-1-6口	4-227	遺族年金の後順位者への支給決定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③	○		○	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続
164	6	2	6-1-6口	4-228	遺族年金の後順位者への支給決定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③	○		○	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続
165	6	2	6-1-7ハ	4-229	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者の認定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③	○		○	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続
166	6	2	6-1-7ハ	4-230	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者の認定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③	○		○	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続
167	6	2	6-1-7ハ	4-231	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者の認定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③	○		○	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続
168	6	2	6-1-1口	4-232	船員保険法による療養の給付の受給等（傷病手当金の支給決定）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③	○		○	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続
169	6	2	6-1-1口	4-233	船員保険法による療養の給付の受給等（傷病手当金の支給決定）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③	○		○	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続
170	6	2	6-1-1口	4-234	船員保険法による療養の給付の受給等（傷病手当金の支給決定）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③	○		○	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続
171	6	2	6-1-2	4-235	傷病手当金を受給している被保険者が障害厚生年金等を受給することとなったことによる支給額の調整	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③	○		○	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続
172	6	2	6-1-2	4-236	傷病手当金を受給している被保険者が障害厚生年金等を受給することとなったことによる支給額の調整	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③	○		○	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続
173	6	2	6-1-2	4-237	傷病手当金を受給している被保険者が障害厚生年金等を受給することとなったことによる支給額の調整	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③	○		○	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続
174	6	2	6-1-14	4-238	船員保険法による療養の給付の受給等（休業手当金）の支給決定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③	○		○	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続
175	6	2	6-1-14	4-239	船員保険法による療養の給付の受給等（休業手当金）の支給決定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③	○		○	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続
176	6	2	6-1-14	4-240	船員保険法による療養の給付の受給等（休業手当金）の支給決定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③	○		○	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続
177	6	2	6-1-8ハ	4-241	被保険者証の検認又は被扶養者に係る確認	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③	○		○	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続
178	6	2	6-1-8ハ	4-242	被保険者証の検認又は被扶養者に係る確認	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③	○		○	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続
179	6	2	6-1-8ハ	4-243	被保険者証の検認又は被扶養者に係る確認	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③	○		○	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続
180	7	1	6の2-1-1イ、口	5-3	年金たる保険給付（障害補償年金及び障害年金）の請求の審査	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	厚生労働大臣（労働基準局）	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	日本年金機構の情報連携は、事務法則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③	○		○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続
181	7	1	6の2-1-1イ、口	5-5	年金たる保険給付（遺族補償年金及び遺族年金）の請求の審査	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	厚生労働大臣（労働基準局）	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	日本年金機構の情報連携は、事務法則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③	○		○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続

【分類】凡例
 ①…連携可
 ②…連携可(ただし制約あり)
 ③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照	
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人情報名						
182	7	1	6の2-1-2イ、 ロ	5-10	傷病補償年金及び傷病年金の支給の決定に係る届出の審査	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	厚生労働大臣(労働基準局)	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	日本年金機構の情報連携は、番号法別則第3条の第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続
183	7	1	6の2-1-3イ、 ロ	5-11	年金たる保険給付(障害(補償)年金及び傷病(補償)年金)の受給権者の定期報告の審査	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	厚生労働大臣(労働基準局)	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	日本年金機構の情報連携は、番号法別則第3条の第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続
184	7	1	6の2-1-3イ、 ロ	5-12	年金たる保険給付(遺族補償年金及び遺族年金)の受給権者の定期報告の審査	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	厚生労働大臣(労働基準局)	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	日本年金機構の情報連携は、番号法別則第3条の第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続
185	7	1	6の2-1-4イ、 ロ	5-15	年金たる保険給付(障害(補償)年金及び傷病(補償)年金)の受給権者の届出の審査	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	厚生労働大臣(労働基準局)	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	日本年金機構の情報連携は、番号法別則第3条の第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続
186	7	1	6の2-1-4イ、 ロ	5-16	年金たる保険給付(遺族補償年金及び遺族年金)の受給権者の届出の審査	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	厚生労働大臣(労働基準局)	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	日本年金機構の情報連携は、番号法別則第3条の第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続
187	7	1	6の2-1-5イ、 ロ	5-23	労働者災害補償保険法による年金たる保険給付(障害(補償)年金及び傷病(補償)年金)の各支払期月の支払に関する事務	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	厚生労働大臣(労働基準局)	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	日本年金機構の情報連携は、番号法別則第3条の第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続
188	7	1	6の2-1-5イ、 ロ	5-24	労働者災害補償保険法による年金たる保険給付(遺族補償年金及び遺族年金)の各支払期月の支払に関する事務	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	厚生労働大臣(労働基準局)	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	日本年金機構の情報連携は、番号法別則第3条の第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続
189	9	2	8-1-1イ	7-9	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	都道府県知事等	平成29年7月		①	
190	9	2	8-1-1ロ	7-10	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	都道府県知事等	平成29年7月		①	
191	9	3	8-1-1ハ	7-11	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する事項	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	市町村長	平成29年7月		①	
192	9	3	8-1-1ニ	7-12	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	市町村長	平成29年7月		①	
193	9	2	8-1-2イ	7-16	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	都道府県知事等	平成29年7月		①	
194	9	2	8-1-2ロ	7-17	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	都道府県知事等	平成29年7月		①	
195	9	3	8-1-2ハ	7-18	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する事項	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	市町村長	平成29年7月		①	
196	9	3	8-1-2ニ	7-19	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	市町村長	平成29年7月		①	
197	8	1	7-1-1イ	7-23	里親の認定申請に係る事実についての審査【本人同意要】	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する事項	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	平成29年7月		①	
198	8	1	7-1-1ロ	7-24	里親の認定申請に係る事実についての審査	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	平成29年7月		①	
199	16	2	12-1-5二、ホ	7-28	費用の徴収(費用の徴収に係る負担能力の認定を含む)	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置(同法第二十七條第一項第三号の措置をいう)に関する情報	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	平成29年7月		①	
200	16	2	12-1-5ハ、ト	7-29	費用の徴収(費用の徴収に係る負担能力の認定を含む)	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	平成29年7月		①	
201	16	3	12-1-5チ	7-30	費用の徴収(費用の徴収に係る負担能力の認定を含む)	19	児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①	
202	16	3	12-1-5リ	7-31	費用の徴収(費用の徴収に係る負担能力の認定を含む)	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①	
203	16	3	12-1-5ヌ	7-32	費用の徴収(費用の徴収に係る負担能力の認定を含む)	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①	
204	16	3	12-1-5ル	7-33	費用の徴収(費用の徴収に係る負担能力の認定を含む)	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①	
205	16	1	12-1-5イ	7-34	費用の徴収(費用の徴収に係る負担能力の認定を含む)	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	都道府県知事又は市町村長	市町村長	平成29年7月		①	
206	16	1	12-1-7	7-35	費用の徴収(費用の徴収に係る負担能力の認定を含む)【本人同意要】	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する事項	都道府県知事又は市町村長	市町村長	平成29年7月		①	
207	16	1	12-1-5ロ	7-36	費用の徴収(費用の徴収に係る負担能力の認定を含む)	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	都道府県知事又は市町村長	市町村長	平成29年7月		①	
208	16	1	12-1-5ハ	7-37	費用の徴収(費用の徴収に係る負担能力の認定を含む)	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は市町村長	平成29年7月		①	

【分類】凡例
 ①…連携可
 ②…連携可(ただし制約あり)
 ③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照	H29.7時点での情報連携対象			
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人情報 名						可能 (制約あり)	不可	備考	
209	16	5	12-1-5ワ	7-38	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する	都道府県知事又は市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	平成29年7月		①				
210	16	4	12-1-5ヲ	7-39	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	65	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報	都道府県知事又は市町村長	厚生労働大臣又は日本年金機構	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	
211	16	2	12-1-1ニ、ホ	7-40	負担能力の認定	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	平成29年7月		①		○		
212	16	2	12-1-1ハ、ト	7-41	負担能力の認定	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	平成29年7月		①		○		
213	16	3	12-1-1チ	7-42	負担能力の認定	19	児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①		○		
214	16	3	12-1-1リ	7-43	負担能力の認定	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①		○		
215	16	3	12-1-1ヌ	7-44	負担能力の認定	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①		○		
216	16	3	12-1-1ル	7-45	負担能力の認定	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①		○		
217	16	1	12-1-1イ	7-46	負担能力の認定	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	都道府県知事又は市町村長	市町村長	平成29年7月		①		○		
218	16	1	12-1-1ロ	7-48	負担能力の認定	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	都道府県知事又は市町村長	市町村長	平成29年7月		①		○		
219	16	1	12-1-1ハ	7-49	負担能力の認定	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は市町村長	平成29年7月		①		○		
220	16	5	12-1-1ワ	7-50	負担能力の認定	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する	都道府県知事又は市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	平成29年7月		①		○		
221	16	4	12-1-1ヲ	7-51	負担能力の認定	65	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報	都道府県知事又は市町村長	厚生労働大臣又は日本年金機構	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	
222	8	1	7-1-2ロ	7-53	障害児入所給付費の支給決定	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	平成29年7月		①		○		
223	8	1	7-1-2ハ	7-54	障害児入所給付費の支給決定	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	平成29年7月		①		○		
224	14	2	11-1-1ニ	7-55	障害児入所給付費の支給決定	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事等	平成29年7月		①		○		
225	14	2	11-1-1ホ	7-56	障害児入所給付費の支給決定	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事等	平成29年7月		①		○		
226	8	1	7-1-3ロ	7-59	高額障害児入所給付費の支給	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	平成29年7月		①		○		
227	8	1	7-1-3ハ	7-60	高額障害児入所給付費の支給	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	平成29年7月		①		○		
228	14	2	11-1-2ロ	7-61	高額障害児入所給付費の支給	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事等	平成29年7月		①		○		
229	14	2	11-1-2ハ	7-62	高額障害児入所給付費の支給	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事等	平成29年7月		①		○		
230	8	1	7-1-4イ	7-64	特定入所障害児食費等給付費の支給	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	平成29年7月		①		○		
231	8	1	7-1-4ロ	7-65	特定入所障害児食費等給付費の支給	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	平成29年7月		①		○		
232	14	2	11-1-3ロ	7-66	特定入所障害児食費等給付費の支給	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事等	平成29年7月		①		○		
233	14	2	11-1-3ハ	7-67	特定入所障害児食費等給付費の支給	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事等	平成29年7月		①		○		
234	15	1	11の2-1-1	7-68	障害児入所医療費の支給（健康保険法）	39	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	平成29年7月		①		○		
235	15	1	11の2-1-2	7-69	障害児入所医療費の支給（船員保険法）	39	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	平成29年7月		①		○		
236	15	1	11の2-1-3	7-71	障害児入所医療費の支給（国家公務員共済組合法）	39	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	平成29年7月（平成30年7月）	共済組合等（短期給付）が提供者となる事務手続については、対象外	②		○	共済組合等（短期給付）が提供者となる事務手続については、対象外	
237	15	1	11の2-1-4	7-72	障害児入所医療費の支給（国民健康保険法）	39	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	平成29年7月		①		○		

【分類】凡例
 ①…連携可
 ②…連携可(ただし制約あり)
 ③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

Table with columns: 項番, 事務番号(別表第二), 事務枝番(別表第二), 主務省令の項, 管理番号, 事務手続名, 特定個人情報番号, 特定個人情報, 情報照会者機関種別, 情報提供者機関種別, 情報連携開始予定時期(※カッコ内は制約事項の解消予定時期を示す), 備考, 分類※【凡例】参照. Rows 238-266.

Table with columns: H29.7時点での情報連携対象 (可能/可能(制約あり)/不可) and 備考. Rows 238-266.

【分類】凡例
①…連携可
②…連携可(ただし制約あり)
③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人情報名					
267	16	4	12-1-2又 12-1-6又	7-124	負担能力の認定及び費用の徴収	65	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報	都道府県知事又は市町村長	厚生労働大臣又は日本年金機構	日本年金機構の情報は、特例法別表第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③
268	10	2	9-1-1ニ	8-2	障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の給付決定	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①
269	10	2	9-1-1ホ	8-3	障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の給付決定	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①
270	11	1	10-1-1ロ	8-4	障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の給付決定	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	市町村長	市町村長	平成29年7月		①
271	11	1	10-1-1ハ	8-5	障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の給付決定	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	市町村長	市町村長	平成29年7月		①
272	12	1	10の2-1-1	8-7	肢体不自由児通所医療費の支給(健康保険法)	38	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	市町村長	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	平成29年7月		①
273	12	1	10の2-1-2	8-8	肢体不自由児通所医療費の支給(船員保険法)	38	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	市町村長	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	平成29年7月		①
274	12	1	10の2-1-3	8-10	肢体不自由児通所医療費の支給(国家公務員共済組合法)	38	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	市町村長	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②
275	12	1	10の2-1-4	8-11	肢体不自由児通所医療費の支給(国民健康保険法)	38	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	市町村長	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	平成29年7月		①
276	12	1	10の2-1-5	8-12	肢体不自由児通所医療費の支給(地方公務員共済組合法)	38	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	市町村長	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②
277	10	2	9-1-4ロ	8-15	障害福祉サービスの提供	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①
278	10	2	9-1-4ハ	8-16	障害福祉サービスの提供	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①
279	10	2	9-1-3ロ	8-18	高額障害児通所給付費の支給決定	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①
280	10	2	9-1-3ハ	8-19	高額障害児通所給付費の支給決定	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①
281	11	1	10-1-3ロ	8-20	高額障害児通所給付費の支給決定	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	市町村長	市町村長	平成29年7月		①
282	11	1	10-1-3ハ	8-21	高額障害児通所給付費の支給決定	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	市町村長	市町村長	平成29年7月		①
283	10	2	9-1-5ロ	8-31	障害児通所給付決定の申請内容変更	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①
284	10	2	9-1-5ハ	8-32	障害児通所給付決定の申請内容変更	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①
285	11	1	10-1-5イ	8-33	障害児通所給付決定の申請内容変更	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	市町村長	市町村長	平成29年7月		①
286	11	1	10-1-5ロ	8-34	障害児通所給付決定の申請内容変更	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	市町村長	市町村長	平成29年7月		①
287	13	1	10の3	8-37	児童福祉法による保育所における保育の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①
288	16	2	12-1-8ホ、ヘ	8-38	保育の措置に係る費用の徴収	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置(同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。)に関する情報	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	平成29年7月		①
289	16	2	12-1-8ト、チ	8-39	保育の措置に係る費用の徴収	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	平成29年7月		①
290	16	2	12-1-8ホ、ヘ	8-40	保育の措置に係る費用の徴収	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置(同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。)に関する情報	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	平成29年7月		①
291	16	3	12-1-8リ	8-41	保育の措置に係る費用の徴収	19	児童福祉法による障害児生活支援施設における医療の実施に関する情報	市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①
292	16	3	12-1-8ヌ	8-42	保育の措置に係る費用の徴収	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①
293	16	3	12-1-8ル	8-43	保育の措置に係る費用の徴収	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①
294	16	3	12-1-8ヲ	8-44	保育の措置に係る費用の徴収	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①
295	16	1	12-1-8イ	8-45	保育の措置に係る費用の徴収	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	市町村長	市町村長	平成29年7月		①
296	16	1	12-1-8ハ	8-47	保育の措置に係る費用の徴収	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	市町村長	市町村長	平成29年7月		①
297	16	1	12-1-8ニ	8-48	保育の措置に係る費用の徴収	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	市町村長	都道府県知事又は市町村長	平成29年7月		①
298	16	5	12-1-8カ	8-49	保育の措置に係る費用の徴収	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事(都道府県知事)	平成29年7月		①

H29.7時点での情報連携対象				備考
可能	可能 (制約あり)	不可	不可	
		○		日本年金機構が情報提供者となる事務手続
○				
○				
○				
○				
○				
○				
	○			共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外
○				
	○			共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外
○				
○				
○				
○				
○				
○				
○				
○				
○				
○				
○				
○				
○				
○				
○				
○				
○				
○				
○				

【分類】凡例
 ①…連携可
 ②…連携可(ただし制約あり)
 ③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人 情報番号	特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照
				管理番号	事務手続名		特定個人情報 情報名	特定個人情報 情報名					
299	16	4	12-1-8ワ	8-50	保育の措置に係る費用の徴収	65	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報	市町村長	厚生労働大臣又は日本年金機構	日本年金機構の情報連携は、番号法別則第3条の2第2項の規定により、平成29年1月1日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③	
300	10	1	9-1-1イ	8-51	障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の給付決定	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	平成29年7月		①	
301	10	1	9-1-1ロ、ハ	8-52	障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の給付決定	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	平成29年7月		①	
302	11	1	10-1-1イ	8-53	障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の給付決定	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	市町村長	市町村長	平成29年7月		①	
303	11	1	10-1-1ロ	8-54	障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の給付決定	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	市町村長	都道府県知事又は市町村長	平成29年7月		①	
304	10	1	9-1-3イ	8-65	高額障害児通所給付費の支給決定	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	平成29年7月		①	
305	11	1	10-1-3イ	8-66	高額障害児通所給付費の支給決定	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	市町村長	市町村長	平成29年7月		①	
306	11	1	10-1-3ニ	8-67	高額障害児通所給付費の支給決定	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	市町村長	市町村長	平成29年7月		①	
307	11	1	10-1-3ホ	8-68	高額障害児通所給付費の支給決定	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	市町村長	都道府県知事又は市町村長	平成29年7月		①	
308	10	1	9-1-2	8-70	障害児通所給付決定の変更	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	平成29年7月		①	
309	11	1	10-1-2イ	8-71	障害児通所給付決定の変更	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	市町村長	市町村長	平成29年7月		①	
310	11	1	10-1-2ロ	8-72	障害児通所給付決定の変更	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	市町村長	都道府県知事又は市町村長	平成29年7月		①	
311	16	1	12-1-4ハ	8-77	助産の実施に要する費用の徴収	1	住民基本台帳法第七條第四号に規定する事項	市町村長	市町村長	平成29年7月		①	
312	16	2	12-1-4リ	9-8	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①	
313	16	2	12-1-4ヌ	9-9	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①	
314	16	2	12-1-4ル	9-10	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①	
315	16	3	12-1-4イ	9-11	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	都道府県知事又は市町村長	市町村長	平成29年7月		①	
316	16	3	12-1-4ロ	9-12	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）【本人同意要】	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	都道府県知事又は市町村長	市町村長	平成29年7月		①	
317	16	3	12-1-4ハ	9-13	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	1	住民基本台帳法第七條第四号に規定する事項	都道府県知事又は市町村長	市町村長	平成29年7月		①	
318	16	3	12-1-4ニ	9-14	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は市町村長	平成29年7月		①	
319	16	4	12-1-4ワ	9-15	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	都道府県知事又は市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	平成29年7月		①	
320	16	1	12-1-4ホ、ヘ	9-16	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	平成29年7月		①	
321	16	1	12-1-4ト、チ	9-17	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	平成29年7月		①	
322	16	5	12-1-4ヲ	9-18	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	65	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報	都道府県知事又は市町村長	厚生労働大臣又は日本年金機構	日本年金機構の情報連携は、番号法別則第3条の2第2項の規定により、平成29年1月1日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③	
323	17	1	12の3-1-1	10-2	他の法令による給付との調整	50	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	市町村長	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	平成29年7月		①	
324	17	1	12の3-1-2	10-3	他の法令による給付との調整	50	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	市町村長	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	平成29年7月		①	
325	17	1	12の3-1-4	10-4	他の法令による給付との調整	50	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	市町村長	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	平成29年7月		①	
326	17	1	12の3-1-6	10-5	他の法令による給付との調整	50	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	市町村長	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	平成29年7月		①	
327	17	1	12の3-1-3	10-6	他の法令による給付との調整	50	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	市町村長	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等（短期給付）が提供者となる事務手続については、対象外	②	

H29.7時点での情報連携対象			備考
可能	可能 (制約あり)	不可	
○		○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続
○			
○			
○			
○			
○			
○			
○			
○			
○			
○			
○			
○			
○			
○			
○		○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続
○			
○			
○			
○			
○			
○	○		共済組合等（短期給付）が提供者となる事務手続については、対象外

【分類】凡例
 ①…連携可
 ②…連携可(ただし制約あり)
 ③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照	H29.7時点での情報連携対象		備考	
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人情報名						可能	不可		
328	17	1	12の3-1-5	10-7	他の法令による給付との調整	50	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	市町村長	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②	○		共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	
329	17	1	12の3-1-7	10-8	他の法令による給付との調整	50	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	市町村長	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	平成29年7月		①	○			
330	18	1	13-1-1イ	10-10	健康被害救済給付の請求の受理、審査、支給、支給内容の変更【本人同意要】	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する事項	市町村長	市町村長	平成29年7月		①	○			
331	18	1	13-1-1ロ	10-11	健康被害救済給付の請求の受理、審査、支給、支給内容の変更	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	市町村長	市町村長	平成29年7月		①	○			
332	19	1	13の2-1-1	10-12	他の法令による給付との調整	51	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報	市町村長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者について支給される手当を支給することとされている者	平成29年7月		①	○			
333	19	1	13の2-1-2ロ	10-13	他の法令による給付との調整	51	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報	市町村長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者について支給される手当を支給することとされている者	平成29年7月		①	○			
334	19	1	13の2-1-2イ	10-14	他の法令による給付との調整	51	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報	市町村長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者について支給される手当を支給することとされている者	平成29年7月	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	③	○		日本年金機構が情報提供者となる事務手続	
335	18	1	13-1-2-イ	10-15	実費の徴収【本人同意要】	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する事項	市町村長	市町村長	平成29年7月		①	○			
336	18	1	13-1-2-ロ	10-16	実費の徴収	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	市町村長	市町村長	平成29年7月		①	○			
337	16の2	1	12の2-1-1 12の2-1-2 12の2-1-3	10-17	予防接種法による予防接種の実施	84	予防接種法による予防接種の実施に関する情報	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は市町村長	平成29年7月		①	○			
338	20	3	14-1-1ロ、 14-1-2ロ	12-1	障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	市町村長	市町村長	平成29年7月		①	○			
339	20	3	14-1-3ハ	12-2	費用の徴収	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	市町村長	市町村長	平成29年7月		①	○			
340	20	1	14-1-1イ、 14-2-1イ	12-3	障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法による知的障害者に関する情報	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	平成29年7月		①	○			
341	20	3	14-1-1ハ、 14-1-2ハ	12-4	障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	市町村長	都道府県知事又は市町村長	平成29年7月		①	○			
342	20	2	14-1-3イ	12-5	費用の徴収	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①	○			
343	20	2	14-1-3ロ	12-6	費用の徴収	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①	○			
344	22	1	15-1-1	14-6	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち都道府県負担分の算定(健康保険法関係)	46	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	都道府県知事又は指定都市の長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	平成29年7月		①	○			
345	22	1	15-1-4	14-7	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち都道府県負担分の算定(国民健康保険法関係)	46	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	都道府県知事又は指定都市の長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	平成29年7月		①	○			
346	22	1	15-1-2	14-8	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち都道府県負担分の算定(船員保険法関係)	46	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	都道府県知事又は指定都市の長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	平成29年7月		①	○			
347	22	1	15-1-3	14-10	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち都道府県負担分の算定(国家公務員共済組合法関係)	46	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	都道府県知事又は指定都市の長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②	○		共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	
348	22	1	15-1-5	14-11	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち都道府県負担分の算定(地方公務員等共済組合法関係)	46	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	都道府県知事又は指定都市の長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②	○		共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	
349	22	1	15-1-6	14-12	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち都道府県負担分の算定(高齢者の医療の確保に関する法律関係)	46	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	都道府県知事又は指定都市の長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	平成29年7月		①	○			

【分類】凡例
 ①…連携可
 ②…連携可(ただし制約あり)
 ③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人情報名					
350	22	1	15-1-7	14-13	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち都道府県負担分の算定(介護保険法関係)	46	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	都道府県知事又は指定都市の長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	平成29年7月		①
351	23	1	16	14-15	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち入院患者又はその扶養義務者負担分の算定	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	都道府県知事又は指定都市の長	市町村長	平成29年7月		①
352	24	1	17-1-1	14-16	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち入院患者又はその扶養義務者負担分の算定	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	都道府県知事又は指定都市の長	都道府県知事等	平成29年7月		①
353	24	1	17-1-2	14-17	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち入院患者又はその扶養義務者負担分の算定	17	中国残留邦人等支給給付等の支給に関する情報	都道府県知事又は指定都市の長	都道府県知事等	平成29年7月		①
354	25	1	18-1-1イ	14-21	精神障害者保健福祉手帳の交付	64	国民年金法又は被用者年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で改定で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③
355	25	1	18-1-1ロ	14-23	精神障害者保健福祉手帳の交付	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合(日本年金機構)	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で改定で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③
356	25	1	18-1-2イ	14-28	精神障害者保健福祉手帳の更新	64	国民年金法又は被用者年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で改定で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③
357	25	1	18-1-2ロ	14-30	精神障害者保健福祉手帳の更新	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合(日本年金機構)	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で改定で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③
358	25	1	18-1-3イ	14-31	精神障害者保健福祉手帳の障害等級の変更	64	国民年金法又は被用者年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で改定で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③
359	25	1	18-1-3ロ	14-33	精神障害者保健福祉手帳の障害等級の変更	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合(日本年金機構)	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で改定で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③
360	25	1	18-1-1イ	14-36	精神障害者保健福祉手帳の交付	64	国民年金法又は被用者年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定(日本年金機構と同時期を予定)	共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続	③
361	25	1	18-1-1イ	14-37	精神障害者保健福祉手帳の交付	64	国民年金法又は被用者年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定(日本年金機構と同時期を予定)	共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続	③
362	25	1	18-1-1イ	14-38	精神障害者保健福祉手帳の交付	64	国民年金法又は被用者年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定(日本年金機構と同時期を予定)	共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続	③
363	25	1	18-1-2イ	14-39	精神障害者保健福祉手帳の更新	64	国民年金法又は被用者年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定(日本年金機構と同時期を予定)	共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続	③
364	25	1	18-1-2イ	14-40	精神障害者保健福祉手帳の更新	64	国民年金法又は被用者年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定(日本年金機構と同時期を予定)	共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続	③
365	25	1	18-1-2イ	14-41	精神障害者保健福祉手帳の更新	64	国民年金法又は被用者年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定(日本年金機構と同時期を予定)	共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続	③
366	25	1	18-1-3イ	14-42	精神障害者保健福祉手帳の障害等級の変更	64	国民年金法又は被用者年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定(日本年金機構と同時期を予定)	共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続	③
367	25	1	18-1-3イ	14-43	精神障害者保健福祉手帳の障害等級の変更	64	国民年金法又は被用者年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定(日本年金機構と同時期を予定)	共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続	③
368	25	1	18-1-3イ	14-44	精神障害者保健福祉手帳の障害等級の変更	64	国民年金法又は被用者年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定(日本年金機構と同時期を予定)	共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続	③
369	26	1	19-1-1イ	15-1	生活保護の実施	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月(平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②
370	26	2	19-1-1ロ	15-2	生活保護の実施	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣(職業安定局)	平成29年7月		①

H29.7時点での情報連携対象			備考
可能	可能 (制約あり)	不可	
	○		
	○		
	○		
	○		
		○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続
		○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続
		○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続
		○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続
		○	共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続
		○	共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続
		○	共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続
		○	共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続
		○	共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続
		○	共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続
		○	共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続
		○	共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続
		○	共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続
		○	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外
	○		

【分類】凡例
 ①…連携可
 ②…連携可(ただし制約あり)
 ③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※(凡例)参照
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人情報名					
400	26	5	19-1-2カ	15-36	生活保護の申請に係る事実についての審査【本人同意要】	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	都道府県知事等	市町村長	平成29年7月		①
401	26	5	19-1-2ヨ	15-37	生活保護の申請に係る事実についての審査	12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	都道府県知事等	市町村長	平成29年7月		①
402	26	5	19-1-2タ	15-38	生活保護の申請に係る事実についての審査	3	児童手当法による児童手当若しくは特別給付の支給に関する情報	都道府県知事等	市町村長	平成29年7月		①
403	26	5	19-1-2レ	15-39	生活保護の申請に係る事実についての審査	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	市町村長	平成29年7月		①
404	26	5	19-1-2チ	15-40	生活保護の申請に係る事実についての審査	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	平成29年7月		①
405	26	7	19-1-2ソ	15-41	生活保護の申請に係る事実についての審査	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③
406	26	7	19-1-2ツ	15-43	生活保護の申請に係る事実についての審査	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合(日本年金機構)	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③
407	26	7	年金生活者支援給付金の支給に関する法律の施行日及び準備を踏まえ、別表第二主務省令に追加予定	15-44	生活保護の申請に係る事実についての審査	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合(日本年金機構)	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③
408	26	8	19-1-2ネ	15-45	生活保護の申請に係る事実についての審査	29	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のために必要な経費の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県教育委員会	平成29年7月		①
409	26	9	19-1-2ナ	15-46	生活保護の申請に係る事実についての審査	30	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報	都道府県知事等	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	平成29年7月		①
410	26	10	19-1-2ラ	15-47	生活保護の申請に係る事実についての審査	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事(都道府県知事)	平成29年7月		①
411	26	11	19-1-2ム	15-48	生活保護の申請に係る事実についての審査	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	平成29年7月		①
412	26	12	19-1-2ウ	15-49	生活保護の申請に係る事実についての審査	27	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付金の支給に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等	平成29年7月		①
413	26	1	19-1-3イ	15-50	職権による生活保護の開始若しくは変更	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月(平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②
414	26	2	19-1-3ロ	15-51	職権による生活保護の開始若しくは変更	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣(職業安定局)	平成29年7月		①
415	26	2	19-1-3ハ	15-52	職権による生活保護の開始若しくは変更	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣(職業安定局)	平成29年7月		①
416	26	3	19-1-3ニ、ホ、ヘ	15-54	職権による生活保護の開始若しくは変更	23	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	平成29年7月		①
417	26	3	19-1-3ト	15-55	職権による生活保護の開始若しくは変更	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	平成29年7月		①
418	26	4	19-1-3ヌ	15-56	職権による生活保護の開始若しくは変更	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事等	平成29年7月		①
419	26	4	19-1-3ル	15-57	職権による生活保護の開始若しくは変更	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事等	平成29年7月		①
420	26	4	19-1-3ツ	15-58	職権による生活保護の開始若しくは変更	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事等	平成29年7月		①
421	26	4	19-1-3ワ	15-59	職権による生活保護の開始若しくは変更	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事等	平成29年7月		①
422	26	5	19-1-3カ	15-60	職権による生活保護の開始若しくは変更【本人同意要】	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	都道府県知事等	市町村長	平成29年7月		①
423	26	5	19-1-3ヨ	15-61	職権による生活保護の開始若しくは変更	12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	都道府県知事等	市町村長	平成29年7月		①
424	26	5	19-1-3タ	15-62	職権による生活保護の開始若しくは変更	3	児童手当法による児童手当若しくは特別給付の支給に関する情報	都道府県知事等	市町村長	平成29年7月		①
425	26	5	19-1-3レ	15-63	職権による生活保護の開始若しくは変更	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	市町村長	平成29年7月		①
426	26	5	19-1-3チ	15-64	職権による生活保護の開始若しくは変更	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	平成29年7月		①
427	26	7	19-1-3ソ	15-65	職権による生活保護の開始若しくは変更	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③

H29.7時点での情報連携対象			備考
可能	可能 (制約あり)	不可	
<input type="radio"/>			
<input type="radio"/>			
<input type="radio"/>			
<input type="radio"/>			
<input type="radio"/>			
<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	日本年金機構が情報提供者となる事務手続
<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	日本年金機構が情報提供者となる事務手続
<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	日本年金機構が情報提供者となる事務手続
<input type="radio"/>			
<input type="radio"/>			
<input type="radio"/>			
<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外
<input type="radio"/>			
<input type="radio"/>			
<input type="radio"/>			
<input type="radio"/>			
<input type="radio"/>			
<input type="radio"/>			
<input type="radio"/>			
<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	日本年金機構が情報提供者となる事務手続

【分類】凡例
 ①…連携可
 ②…連携可(ただし制約あり)
 ③…連携不可

別添

＜平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続＞

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照	H29.7時点での情報連携対象			
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人情報 情報名						可能	可能 (制約あり)	不可	備考
428	26	7	19-1-3ツ	15-67	職権による生活保護の開始若しくは変更	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	日本年金機構の情報連携は、番号法別則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③	○		○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続
429	26	7	年金生活者支援給付金の支給に関する法律の施行日及び準備を踏まえ、別表第二主務省令に追加予定	15-68	職権による生活保護の開始若しくは変更	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	日本年金機構の情報連携は、番号法別則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③			○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続
430	26	8	19-1-3ネ	15-69	職権による生活保護の開始若しくは変更	29	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報	都道府県知事等	都道府県教育委員会	平成29年7月		①	○			
431	26	9	19-1-3ナ	15-70	職権による生活保護の開始若しくは変更	30	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報	都道府県知事等	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	平成29年7月		①	○			
432	26	10	19-1-3ラ	15-71	職権による生活保護の開始若しくは変更	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等（都道府県知事）	平成29年7月		①	○			
433	26	11	19-1-3ム	15-72	職権による生活保護の開始若しくは変更	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	平成29年7月		①	○			
434	26	12	19-1-3ウ	15-73	職権による生活保護の開始若しくは変更	27	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等	平成29年7月		①	○			
435	26	1	19-1-4イ	15-74	生活保護の停止若しくは廃止	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等（短期給付）が提供者となる事務手続については、対象外	②	○			共済組合等（短期給付）が提供者となる事務手続については、対象外
436	26	2	19-1-4ロ	15-75	生活保護の停止若しくは廃止	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	平成29年7月		①	○			
437	26	2	19-1-4ハ	15-76	生活保護の停止若しくは廃止	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受給給付金の支給に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	平成29年7月		①	○			
438	26	3	19-1-4ニ、ホ、ヘ	15-78	生活保護の停止若しくは廃止	23	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	平成29年7月		①	○			
439	26	3	19-1-4ト	15-79	生活保護の停止若しくは廃止	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	平成29年7月		①	○			
440	26	4	19-1-4ヌ	15-80	生活保護の停止若しくは廃止	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事等	平成29年7月		①	○			
441	26	4	19-1-4ル	15-81	生活保護の停止若しくは廃止	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事等	平成29年7月		①	○			
442	26	4	19-1-4ラ	15-82	生活保護の停止若しくは廃止	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事等	平成29年7月		①	○			
443	26	4	19-1-4ワ	15-83	生活保護の停止若しくは廃止	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事等	平成29年7月		①	○			
444	26	5	19-1-4カ	15-84	生活保護の停止若しくは廃止【本人同意要】	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	都道府県知事等	市町村長	平成29年7月		①	○			
445	26	5	19-1-4コ	15-85	生活保護の停止若しくは廃止	12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	都道府県知事等	市町村長	平成29年7月		①	○			
446	26	5	19-1-4タ	15-86	生活保護の停止若しくは廃止	3	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	都道府県知事等	市町村長	平成29年7月		①	○			
447	26	5	19-1-4チ	15-87	生活保護の停止若しくは廃止	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	市町村長	平成29年7月		①	○			
448	26	5	19-1-4テ	15-88	生活保護の停止若しくは廃止	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	平成29年7月		①	○			
449	26	7	19-1-4ソ	15-89	生活保護の停止若しくは廃止	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法別則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③	○		日本年金機構が情報提供者となる事務手続	
450	26	7	19-1-4ツ	15-91	生活保護の停止若しくは廃止	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	日本年金機構の情報連携は、番号法別則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③	○		日本年金機構が情報提供者となる事務手続	
451	26	7	年金生活者支援給付金の支給に関する法律の施行日及び準備を踏まえ、別表第二主務省令に追加予定	15-92	生活保護の停止若しくは廃止	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	日本年金機構の情報連携は、番号法別則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③	○		日本年金機構が情報提供者となる事務手続	
452	26	8	19-1-4ネ	15-93	生活保護の停止若しくは廃止	29	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報	都道府県知事等	都道府県教育委員会	平成29年7月		①	○			
453	26	9	19-1-4ナ	15-94	生活保護の停止若しくは廃止	30	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報	都道府県知事等	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	平成29年7月		①	○			

【分類】凡例
 ①…連携可
 ②…連携可(ただし制約あり)
 ③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照	H29.7時点での情報連携対象			
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人情報名						可能 ○	可能 (制約あり)	不可 ○	備考
454	26	10	19-1-4ラ	15-95	生活保護の停止若しくは廃止	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事(都道府県知事)	平成29年7月		①	○			
455	26	11	19-1-4ム	15-96	生活保護の停止若しくは廃止	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	平成29年7月		①	○			
456	26	12	19-1-4ウ	15-97	生活保護の停止若しくは廃止	27	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等	平成29年7月		①	○			
457	26	1	19-1-5イ	15-99	保護に要する費用の返還	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月(平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②	○			共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外
458	26	1	19-1-6イ	15-100	徴収金の徴収	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月(平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②	○			共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外
459	26	2	19-1-6ロ	15-101	徴収金の徴収	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣(職業安定局)	平成29年7月		①	○			
460	26	2	19-1-6ハ	15-102	徴収金の徴収	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣(職業安定局)	平成29年7月		①	○			
461	26	3	19-1-6ニ、ホ、ヘ	15-104	徴収金の徴収	23	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付等の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	平成29年7月		①	○			
462	26	3	19-1-6ト	15-105	徴収金の徴収	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	平成29年7月		①	○			
463	26	4	19-1-6ヌ	15-106	徴収金の徴収	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事等	平成29年7月		①	○			
464	26	4	19-1-6ル	15-107	徴収金の徴収	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事等	平成29年7月		①	○			
465	26	4	19-1-6ヲ	15-108	徴収金の徴収	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事等	平成29年7月		①	○			
466	26	4	19-1-6ワ	15-109	徴収金の徴収	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事等	平成29年7月		①	○			
467	26	5	19-1-6カ	15-110	徴収金の徴収【本人同意要】	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する	都道府県知事等	市町村長	平成29年7月		①	○			
468	26	5	19-1-6コ	15-111	徴収金の徴収	12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	都道府県知事等	市町村長	平成29年7月		①	○			
469	26	5	19-1-6タ	15-112	徴収金の徴収	3	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	都道府県知事等	市町村長	平成29年7月		①	○			
470	26	5	19-1-6レ	15-113	徴収金の徴収	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	市町村長	平成29年7月		①	○			
471	26	5	19-1-6チ	15-114	徴収金の徴収	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	平成29年7月		①	○			
472	26	7	19-1-6ソ	15-115	徴収金の徴収	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③	○		日本年金機構が情報提供者となる事務手続	
473	26	7	19-1-6ツ	15-117	徴収金の徴収	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合(日本年金機構)	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③	○		日本年金機構が情報提供者となる事務手続	
474	26	7	年金生活者支援給付金の支給に関する法律の施行日及び準備を踏まえ、別表第二主務省令に追加予定	15-118	徴収金の徴収	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合(日本年金機構)	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③	○		日本年金機構が情報提供者となる事務手続	
475	26	8	19-1-6ネ	15-119	徴収金の徴収	29	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のために必要な経費の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県教育委員会	平成29年7月		①	○			
476	26	9	19-1-6ナ	15-120	徴収金の徴収	30	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報	都道府県知事等	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	平成29年7月		①	○			
477	26	10	19-1-6ラ	15-121	徴収金の徴収	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事(都道府県知事)	平成29年7月		①	○			
478	26	11	19-1-6ム	15-122	徴収金の徴収	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	平成29年7月		①	○			
479	26	12	19-1-6ウ	15-123	徴収金の徴収	27	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等	平成29年7月		①	○			
480	26	3	19-1-1リ	15-124	生活保護の実施	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事	平成29年7月		①	○			
481	26	3	19-1-2リ	15-125	生活保護の申請に係る事実についての審査	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事	平成29年7月		①	○			

【分類】凡例
①…連携可
②…連携可(ただし制約あり)
③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照	H29. 7時点での情報連携対象			
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人情報名						可能	可能 (制約あり)	不可	備考
482	26	3	19-1-3リ	15-126	職権による生活保護の開始若しくは変更	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事	平成29年7月		①				
483	26	3	19-1-4リ	15-127	生活保護の停止若しくは廃止	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事	平成29年7月		①				
484	26	3	19-1-6リ	15-128	徴収金の徴収	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事	平成29年7月		①				
485	26	5	19-1-1チ	15-129	生活保護の実施	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	平成29年7月		①				
486	26	5	19-1-2チ	15-130	生活保護の申請に係る事実についての審査	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	平成29年7月		①				
487	26	5	19-1-3チ	15-131	職権による生活保護の開始若しくは変更	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	平成29年7月		①				
488	26	5	19-1-4チ	15-132	生活保護の停止若しくは廃止	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	平成29年7月		①				
489	26	5	19-1-6チ	15-133	徴収金の徴収	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	平成29年7月		①				
490	26	7	19-1-1ソ	15-134	生活保護の実施	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	
491	26	7	19-1-1ソ	15-135	生活保護の実施	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	
492	26	7	19-1-1ソ	15-136	生活保護の実施	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	
493	26	7	19-1-2ソ	15-139	生活保護の申請に係る事実についての審査	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	
494	26	7	19-1-2ソ	15-140	生活保護の申請に係る事実についての審査	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	
495	26	7	19-1-2ソ	15-141	生活保護の申請に係る事実についての審査	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	
496	26	7	19-1-3ソ	15-144	職権による生活保護の開始若しくは変更	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	
497	26	7	19-1-3ソ	15-145	職権による生活保護の開始若しくは変更	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	
498	26	7	19-1-3ソ	15-146	職権による生活保護の開始若しくは変更	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	
499	26	7	19-1-4ソ	15-149	生活保護の停止若しくは廃止	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	
500	26	7	19-1-4ソ	15-150	生活保護の停止若しくは廃止	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	
501	26	7	19-1-4ソ	15-151	生活保護の停止若しくは廃止	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	
502	26	2	19-1-5ロ	15-154	保護に要する費用の返還	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	平成29年7月		①		○		
503	26	2	19-1-5ハ	15-155	保護に要する費用の返還	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	平成29年7月		①		○		
504	26	3	19-1-5ニ、ホ、ヘ	15-156	保護に要する費用の返還	23	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付等の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	平成29年7月		①		○		
505	26	3	19-1-5ト	15-157	保護に要する費用の返還	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	平成29年7月		①		○		
506	26	4	19-1-5ヌ	15-158	保護に要する費用の返還	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事等	平成29年7月		①		○		
507	26	4	19-1-5ル	15-159	保護に要する費用の返還	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事等	平成29年7月		①		○		
508	26	4	19-1-5ヲ	15-160	保護に要する費用の返還	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事等	平成29年7月		①		○		
509	26	4	19-1-5ワ	15-161	保護に要する費用の返還	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事等	平成29年7月		①		○		
510	26	5	19-1-5カ	15-162	保護に要する費用の返還【本人同意要】	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	都道府県知事等	市町村長	平成29年7月		①		○		

【分類】凡例
 ①…連携可
 ②…連携可(ただし制約あり)
 ③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照	H29.7時点での情報連携対象		備考
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人情報 名						可能	不可	
511	26	5	19-1-5ヨ	15-163	保護に要する費用の返還	12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	都道府県知事等	市町村長	平成29年7月		①	○		
512	26	5	19-1-5タ	15-164	保護に要する費用の返還	3	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	都道府県知事等	市町村長	平成29年7月		①	○		
513	26	5	19-1-5レ	15-165	保護に要する費用の返還	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	市町村長	平成29年7月		①	○		
514	26	5	19-1-5チ	15-166	保護に要する費用の返還	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	平成29年7月		①	○		
515	26	7	19-1-5ソ	15-167	保護に要する費用の返還	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③	○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	
516	26	7	19-1-5ン	15-168	保護に要する費用の返還	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③	○	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	
517	26	7	19-1-5ソ	15-169	保護に要する費用の返還	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③	○	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	
518	26	7	19-1-5ソ	15-170	保護に要する費用の返還	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③	○	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	
519	26	7	19-1-5ツ	15-174	保護に要する費用の返還	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③	○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	
520	26	7	年金生活者支援給付金の支給に関する法律の施行日及び準備を踏まえ、別表第二主務省令に追加予定	15-175	保護に要する費用の返還	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③	○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	
521	26	8	19-1-5ネ	15-176	保護に要する費用の返還	29	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の本邦に関する情報	都道府県知事等	都道府県教育委員会	平成29年7月		①	○		
522	26	9	19-1-6ナ	15-177	保護に要する費用の返還	30	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報	都道府県知事等	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	平成29年7月		①	○		
523	26	10	19-1-6ラ	15-178	保護に要する費用の返還	26	特別児童扶養手当の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	平成29年7月		①	○		
524	26	11	19-1-6ム	15-179	保護に要する費用の返還	69	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等	平成29年7月		①	○		
525	26	12	19-1-6ウ	15-180	保護に要する費用の返還	27	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③	○	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	
526	26	7	19-1-6ソ	15-181	徴収金の徴収	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③	○	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	
527	26	7	19-1-6ソ	15-182	徴収金の徴収	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③	○	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	
528	26	7	19-1-6ソ	15-183	徴収金の徴収	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③	○	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	
529	26	5	19-1-5チ	15-186	保護に要する費用の返還	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	平成29年7月		①	○		
530	26	3	19-1-5リ	15-187	保護に要する費用の返還	82	結核の患者に対する医療に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事	平成29年7月		①	○		
531	27	1	20-9イ	16-2	国民健康保険料の減免	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月（平成30年7月）		②	○	共済組合等（短期給付）が提供者となる事務手続については、対象外	
532	27	2	20-2	16-3	個人住民税の障害者控除の適用	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	平成29年7月		①	○		
533	27	2	20-6 (20-2イ) (20-2ロ)	16-4	軽自動車税の障害者減免	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	平成29年7月		①	○		
534	27	3	20-4	16-5	個人住民税の減免	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①	○		
535	27	3	20-5	16-6	固定資産税の減免	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①	○		

【分類】凡例
 ①…連携可
 ②…連携可(ただし制約あり)
 ③…連携不可

別添

＜平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続＞

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照	H29.7時点での情報連携対象		備考
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人情報 名						可能	可能 (制約あり)	
536	27	3	20-6	16-7	軽自動車税の減免	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①			
537	27	3	20-7	16-8	市町村法定外普通税の減免	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①			
538	27	3	20-9ロ	16-9	水利地益税等の減免	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①			
539	27	3	20-10	16-10	法定外目的税の減免	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①			
540	27	4	20-1	16-11	市町村民税の課税(家屋敷課税)	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	市町村長	市町村長	平成29年7月		①			
541	27	4	20-3	16-12	個人住民税の配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	市町村長	市町村長	平成29年7月		①			
542	27	4	20-8イ	16-13	国民健康保険税の賦課	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	市町村長	市町村長	平成29年7月 (平成30年7月)	地方税関係情報に係るデータ項目のうち、「離職失給継続控除額」等は提供項目となっていない。※詳細は厚生労働省からの事務連絡(平成29年1月18日付)参照。	②		○	
543	27	4	20-8ロ	16-14	国民健康保険税の賦課	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	市町村長	市町村長	平成29年7月		①			
544	27	6	20-8ハ	16-16	国民健康保険税の課税の特例(非自発的失業者に係る保険料の軽減)	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	市町村長	厚生労働大臣(職業安定局)	平成29年7月		①			
545	28	1	21-1イ 21-1ロ	16-17	個人事業税の減免	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	都道府県知事	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	平成29年7月		①			
546	28	1	21-3 (21-2イ) (21-2ロ)	16-18	自動車税の減免	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	都道府県知事	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	平成29年7月		①			
547	28	1	21-2イ 21-2ロ	16-19	自動車取得税の減免	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	都道府県知事	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	平成29年7月		①			
548	28	2	21-1ハ	16-20	個人事業税の減免	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	都道府県知事	都道府県知事等	平成29年7月		①			
549	28	2	21-4	16-21	都道府県法定外普通税の減免	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	都道府県知事	都道府県知事等	平成29年7月		①			
550	28	2	21-7	16-22	狩猟税の減免	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	都道府県知事	都道府県知事等	平成29年7月		①			
551	28	2	21-8	16-23	水利地益税の減免	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	都道府県知事	都道府県知事等	平成29年7月		①			
552	28	2	21-9	16-24	法定外目的税の減免	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	都道府県知事	都道府県知事等	平成29年7月		①			
553	28	2	21-5	16-25	固定資産税の減免	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	都道府県知事(東京都)	都道府県知事等	平成29年7月		①			
554	28	3	21-6	16-26	狩猟税の課税	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	都道府県知事	市町村長	平成29年7月		①			
555	31	1	22-1イ、ロ	19-2	家賃の決定	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	公営住宅法第二十六条に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	平成29年7月		①			
556	31	3	22-1ハ	19-4	家賃の決定	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	公営住宅法第二十六条に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	平成29年7月		①			
557	31	3	22-1ニ	19-5	家賃の決定	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	公営住宅法第二十六条に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	平成29年7月		①			
558	31	1	22-1イ、ロ	19-8	収入超過者の家賃の決定	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	公営住宅法第二十六条に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	平成29年7月		①			
559	31	3	22-1ハ	19-10	収入超過者の家賃の決定	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	公営住宅法第二十六条に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	平成29年7月		①			
560	31	3	22-1ニ	19-11	収入超過者の家賃の決定	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	公営住宅法第二十六条に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	平成29年7月		①			
561	31	1	22-4 (22-1イ、ロ)	19-14	公営住宅への入居者の決定	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	公営住宅法第二十六条に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	平成29年7月		①			
562	31	2	22-4	19-15	公営住宅への入居者の決定	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	公営住宅法第二十六条に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①			
563	31	3	22-4 (22-1ハ)	19-16	公営住宅への入居者の決定【本人同意要】	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	公営住宅法第二十六条に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	平成29年7月		①			

【分類】凡例
 ①…連携可
 ②…連携可(ただし制約あり)
 ③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照	H29. 7時点での情報連携対象		備考
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人 情報名						可能 (制約あり)	不可	
564	31	3	22-4 (22-1ニ)	19-17	公営住宅への入居者の決定	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	平成29年 7月		①	○		
565	31	1	22-1イ、ロ	19-20	高額所得者の家賃の決定	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	平成29年 7月		①	○		
566	31	3	22-1ニ	19-23	高額所得者の家賃の決定	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	平成29年 7月		①	○		
567	31	1	22-2 (22-1イ、ロ)	19-26	家賃又は金銭を減免する決定	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	平成29年 7月		①	○		
568	31	2	22-2	19-27	家賃又は金銭を減免する決定	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	平成29年 7月		①	○		
569	31	3	22-2 (22-1ハ)	19-28	家賃又は金銭を減免する決定	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	平成29年 7月		①	○		
570	31	3	22-2 (22-1ニ)	19-29	家賃又は金銭を減免する決定	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	平成29年 7月		①	○		
571	31	1	22-2 (22-1イ、ロ)	19-32	敷金を減免する決定	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	平成29年 7月		①	○		
572	31	2	22-2	19-33	敷金を減免する決定	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	平成29年 7月		①	○		
573	31	3	22-2 (22-1ハ)	19-34	敷金を減免する決定	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	平成29年 7月		①	○		
574	31	3	22-2 (22-1ニ)	19-35	敷金を減免する決定	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	平成29年 7月		①	○		
575	31	1	22-3 (22-1イ、ロ)	19-38	家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予する決定	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	平成29年 7月		①	○		
576	31	2	22-3 (22-2)	19-39	家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予する決定	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	平成29年 7月		①	○		
577	31	3	22-3 (22-1ハ)	19-40	家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予する決定	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	平成29年 7月		①	○		
578	31	3	22-3 (22-1ニ)	19-41	家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予する決定	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	平成29年 7月		①	○		
579	31	1	22-5 (22-1イ、ロ)	19-44	公営住宅の入居者が、当該公営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときの承認	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	平成29年 7月		①	○		
580	31	2	22-5	19-45	公営住宅の入居者が、当該公営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときの承認	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	平成29年 7月		①	○		
581	31	3	22-5 (22-1ハ)	19-46	公営住宅の入居者が、当該公営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときの承認 【本人同意要】	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	平成29年 7月		①	○		
582	31	3	22-5 (22-1ニ)	19-47	公営住宅の入居者が、当該公営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときの承認	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	平成29年 7月		①	○		
583	31	1	22-6 (22-1イ、ロ)	19-50	公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が、引き続き当該公営住宅に居住する際の承認	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	平成29年 7月		①	○		
584	31	2	22-6 (22-2)	19-51	公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が、引き続き当該公営住宅に居住する際の承認	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	平成29年 7月		①	○		

【分類】凡例
 ①…連携可
 ②…連携可(ただし制約あり)
 ③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照	H29.7時点での情報連携対象			
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人情報名						可能 (制約あり)	不可	備考	
585	31	3	22-6 (22-1ハ)	19-52	公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が、引き続き当該公営住宅に居住する際の承認【本人同意要】	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	平成29年7月		①	○			
586	31	3	22-6 (22-1ニ)	19-53	公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が、引き続き当該公営住宅に居住する際の承認	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	平成29年7月		①	○			
587	31	1	22-7 (22-1イ、ロ) 22-10 (22-1イ、ロ)	19-55	公営住宅の明渡しの請求の決定	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	平成29年7月		①	○			
588	31	2	22-10	19-56	公営住宅の明渡しの請求の決定	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①	○			
589	31	3	22-7 (22-1ハ) 22-10	19-57	公営住宅の明渡しの請求の決定	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	平成29年7月		①	○			
590	31	3	22-7 (22-1ニ) 22-10 (22-1ニ)	19-58	公営住宅の明渡しの請求の決定	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	平成29年7月		①	○			
591	31	1	22-9 (22-1イ、ロ)	19-60	他の住宅をあっせんする事務	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	平成29年7月		①	○			
592	31	3	22-9 (22-1ハ)	19-62	他の住宅をあっせんする事務	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	平成29年7月		①	○			
593	31	3	22-9 (22-1ニ)	19-63	他の住宅をあっせんする事務	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	平成29年7月		①	○			
594	31	1	22-1イ、ロ 22-2 (22-1イ、ロ) 22-3 (22-1イ、ロ) 22-7 (22-1イ、ロ) 22-9 (22-1イ、ロ)	19-64	公営住宅の入居者の収入の状況について報告を求める事務	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	平成29年7月		①	○			
595	31	3	22-1イ、ロ 22-2 (22-1ニ) 22-3 (22-1ニ) 22-7 (22-1ニ) 22-9 (22-1ニ)	19-67	公営住宅の入居者の収入の状況について報告を求める事務	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	平成29年7月		①	○			
596	31	1	22-2 (22-1イ、ロ) 22-3 (22-1イ、ロ)	19-69	高額所得者から金銭を徴収する事務	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	平成29年7月		①	○			
597	31	2	22-2 22-3	19-70	高額所得者から金銭を徴収する事務	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①	○			
598	31	3	22-2 (22-1ニ) 22-3 (22-1ニ)	19-72	高額所得者から金銭を徴収する事務	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	平成29年7月		①	○			
599	31	1	22-8 (22-1イ、ロ)	19-74	明渡し期限を延長する事務	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	平成29年7月		①	○			
600	31	2	22-8	19-75	明渡し期限を延長する事務	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①	○			
601	31	3	22-8 (22-1ニ)	19-77	明渡し期限を延長する事務	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	平成29年7月		①	○			
602	31	1	22-11 (22-1イ、ロ)	19-79	事業主体の定める条例に規定する事務	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	平成29年7月		①	○			

【分類】凡例
 ①…連携可
 ②…連携可(ただし制約あり)
 ③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務番号 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照	H29.7時点での情報連携対象				
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人情報 名						可能	可能 (制約あり)	不可	備考	
603	31	2	22-11	19-80	事業主体の定める条例に規定する事務	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①					
604	31	3	22-11 (22-1ニ)	19-82	事業主体の定める条例に規定する事務	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	平成29年7月		①					
605	33	1	第22条の2第7号	22-2	資格取得届出の確認	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	日本私立学校振興・共済事業団	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②		○			共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外
606	33	1	第22条の2第7号	22-10	加入者の資格喪失の届出の確認	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	日本私立学校振興・共済事業団	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②		○			共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外
607	34	1	第22条の3第6号イ	22-30	被扶養者の認定の確認	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	平成30年7月	共済組合等(短期給付)が照会者となる事務手続	③					
608	34	1	第22条の3第6号ロ	22-31	被扶養者の認定の確認	1	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	平成30年7月	共済組合等(短期給付)が照会者となる事務手続	③					
609	33	1	第22条の3第7号	22-32	被扶養者の認定の確認	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	日本私立学校振興・共済事業団	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②		○			共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外
610	34	3	第22条の3第5号ハ	22-33	被扶養者の認定の確認	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	日本私立学校振興・共済事業団	厚生労働大臣(職業安定所)	平成30年7月	共済組合等(短期給付)が照会者となる事務手続	③			○		共済組合等(短期給付)が照会者となる事務手続
611	34	2	第22条の3第6号ハ	22-34	被扶養者の認定の確認	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	日本私立学校振興・共済事業団	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法別則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。また、共済組合等との情報連携は日本年金機構と同時期を予定。	日本年金機構及び共済組合等(長期給付)が情報提供者となる事務手続	③		○			日本年金機構が情報提供者となる事務手続
612	34	1	第22条の3第6号イ	22-37	被扶養者の認定取消の確認	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	平成30年7月	共済組合等(短期給付)が照会者となる事務手続	③			○		共済組合等(短期給付)が照会者となる事務手続
613	34	1	第22条の3第6号ロ	22-38	被扶養者の認定取消の確認	1	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	平成30年7月	共済組合等(短期給付)が照会者となる事務手続	③			○		共済組合等(短期給付)が照会者となる事務手続
614	33	1	第22条の3第7号	22-39	被扶養者の認定取消の確認	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	日本私立学校振興・共済事業団	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②		○			共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外
615	34	3	第22条の3第5号ハ	22-40	被扶養者の認定取消の確認	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	日本私立学校振興・共済事業団	厚生労働大臣(職業安定所)	平成30年7月	共済組合等(短期給付)が照会者となる事務手続	③			○		共済組合等(短期給付)が照会者となる事務手続
616	34	2	第22条の3第6号ハ	22-41	被扶養者の認定取消の確認	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	日本私立学校振興・共済事業団	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法別則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。また、共済組合等との情報連携は日本年金機構と同時期を予定。	日本年金機構及び共済組合等(長期給付)が情報提供者となる事務手続	③		○			日本年金機構が情報提供者となる事務手続
617	34	1	第22条の3第5号ロ	22-46	加入者証の検認又は更新等	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	平成30年7月	共済組合等(短期給付)が照会者となる事務手続	③			○		共済組合等(短期給付)が照会者となる事務手続
618	34	1	第22条の3第5号イ	22-47	加入者証の検認又は更新等	1	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	平成30年7月	共済組合等(短期給付)が照会者となる事務手続	③			○		共済組合等(短期給付)が照会者となる事務手続
619	33	1	第22条の2第8号	22-48	加入者証の検認又は更新等	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	日本私立学校振興・共済事業団	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②		○			共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外
620	34	3	第22条の3第5号ハ	22-49	加入者証の検認又は更新等	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	日本私立学校振興・共済事業団	厚生労働大臣(職業安定所)	平成30年7月	共済組合等(短期給付)が照会者となる事務手続	③			○		共済組合等(短期給付)が照会者となる事務手続
621	34	2	第22条の3第6号ハ	22-50	加入者証の検認又は更新等	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	日本私立学校振興・共済事業団	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法別則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。また、共済組合等との情報連携は日本年金機構と同時期を予定。	日本年金機構及び共済組合等(長期給付)が情報提供者となる事務手続	③		○			日本年金機構が情報提供者となる事務手続
622	34	1	第22条の3第7号イ	22-54	加入者被扶養者証の検認又は更新等	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	平成30年7月	共済組合等(短期給付)が照会者となる事務手続	③			○		共済組合等(短期給付)が照会者となる事務手続
623	34	1	第22条の3第7号ロ	22-55	加入者被扶養者証の検認又は更新等	1	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	平成30年7月	共済組合等(短期給付)が照会者となる事務手続	③			○		共済組合等(短期給付)が照会者となる事務手続
624	33	1	第22条の2第8号	22-56	加入者被扶養者証の検認又は更新等	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	日本私立学校振興・共済事業団	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②		○			共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外
625	34	3	第22条の3第5号ハ	22-57	加入者被扶養者証の検認又は更新等	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	日本私立学校振興・共済事業団	厚生労働大臣(職業安定所)	平成30年7月	共済組合等(短期給付)が照会者となる事務手続	③			○		共済組合等(短期給付)が照会者となる事務手続
626	34	2	第22条の3第7号ハ	22-58	加入者被扶養者証の検認又は更新等	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	日本私立学校振興・共済事業団	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法別則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。また、共済組合等との情報連携は日本年金機構と同時期を予定。	日本年金機構及び共済組合等(長期給付)が情報提供者となる事務手続	③		○			日本年金機構が情報提供者となる事務手続
627	33	3	第22条の2第1号	22-60	介護保険第二号被保険者に該当するに至ったことの確認	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	平成30年7月	共済組合等(短期給付)が照会者となる事務手続	③			○		共済組合等(短期給付)が照会者となる事務手続
628	33	3	第22条の2第1号	22-62	介護保険第二号被保険者に該当しなくなったことの確認	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	平成30年7月	共済組合等(短期給付)が照会者となる事務手続	③			○		共済組合等(短期給付)が照会者となる事務手続

【分類】凡例
 ①…連携可
 ②…連携可(ただし制約あり)
 ③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人情報 種別					
629	34	1	第22条の3第8号イ	22-63	支払未済及び未支給の給付の請求	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	平成30年7月	共済組合等(短期給付)が照会者となる事務手続	③
630	34	1	第22条の3第8号ロ	22-64	支払未済及び未支給の給付の請求	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	平成30年7月	共済組合等(短期給付)が照会者となる事務手続	③
631	34	1	第22条の3第9号	22-66	前期高齢者の所得の確認	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	平成30年7月	共済組合等(短期給付)が照会者となる事務手続	③
632	34	1	第22条の3第6号ロ	22-69	入院時食事療養費の減額のための所得の確認	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	平成30年7月	共済組合等(短期給付)が照会者となる事務手続	③
633	34	1	第22条の3第10号	22-70	入院時食事療養費の減額のための所得の確認	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	平成30年7月	共済組合等(短期給付)が照会者となる事務手続	③
634	34	1	第22条の3第6号ロ	22-73	入院時生活療養費の減額のための所得の確認	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	平成30年7月	共済組合等(短期給付)が照会者となる事務手続	③
635	34	1	第22条の3第11号	22-74	入院時生活療養費の減額のための所得の確認	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	平成30年7月	共済組合等(短期給付)が照会者となる事務手続	③
636	34	1	第22条の3第12号	22-76	特定疾患対象療養費の認定の申出の受理	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	平成30年7月	共済組合等(短期給付)が照会者となる事務手続	③
637	34	1	第22条の3第12号	22-77	特定疾患対象療養費の認定の申出の確認	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	平成30年7月	共済組合等(短期給付)が照会者となる事務手続	③
638	34	1	第22条の3第12号	22-78	特定疾患対象療養費の認定の通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	平成30年7月	共済組合等(短期給付)が照会者となる事務手続	③
639	34	1	第22条の3第13号	22-86	高額療養費の限度額の減額のための所得の確認	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	平成30年7月	共済組合等(短期給付)が照会者となる事務手続	③
640	34	1	第22条の3第6号ロ	22-87	高額療養費の限度額の減額のための所得の確認	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	平成30年7月	共済組合等(短期給付)が照会者となる事務手続	③
641	34	1	第22条の3第1号	22-90	療養費、家族療養費及び高額療養費の支給決定	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	平成30年7月	共済組合等(短期給付)が照会者となる事務手続	③
642	34	1	第22条の3第6号ロ	22-91	療養費、家族療養費及び高額療養費の支給決定	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	平成30年7月	共済組合等(短期給付)が照会者となる事務手続	③
643	33	1	第22条の2第2号イ	22-95	高額介護合算療養費の算定のための他制度での支給額の確認	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	日本私立学校振興・共済事業団	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月(平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②
644	33	3	第22条の2第2号ロ	22-96	高額介護合算療養費の算定のための他制度での支給額の確認	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	平成30年7月	共済組合等(短期給付)が照会者となる事務手続	③
645	34	1	第22条の3第2号	22-99	高額介護合算療養費の限度額の減額のための所得の確認	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	平成30年7月	共済組合等(短期給付)が照会者となる事務手続	③
646	34	1	第22条の3第6号ロ	22-100	高額介護合算療養費の限度額の減額のための所得の確認	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	平成30年7月	共済組合等(短期給付)が照会者となる事務手続	③
647	34	1	第22条の3第6号ロ	22-103	移送費及び家族移送費の支給決定	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	平成30年7月	共済組合等(短期給付)が照会者となる事務手続	③
648	33	1	第22条の2第3号	22-107	資格喪失後給付の届の確認	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	日本私立学校振興・共済事業団	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月(平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②
649	34	1	第22条の3第3号	22-112	出産費及び家族出産費の支給決定	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	平成30年7月	共済組合等(短期給付)が照会者となる事務手続	③
650	33	1	第22条の2第3号	22-113	出産費及び家族出産費の支給決定	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	日本私立学校振興・共済事業団	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月(平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②
651	34	1	第22条の3第6号ロ	22-116	埋葬料及び家族埋葬料の支給決定	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	平成30年7月	共済組合等(短期給付)が照会者となる事務手続	③
652	33	1	第22条の2第4号	22-117	埋葬料及び家族埋葬料の支給決定の通知	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	日本私立学校振興・共済事業団	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月(平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②
653	34	1	第22条の3第6号ロ	22-125	傷病手当金の支給決定	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	平成30年7月	共済組合等(短期給付)が照会者となる事務手続	③
654	34	3	第22条の3第5号ハ	22-127	傷病手当金の支給決定	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	日本私立学校振興・共済事業団	厚生労働大臣(職業安定局)	平成30年7月	共済組合等(短期給付)が照会者となる事務手続	③
655	34	2	第22条の3第4号	22-128	傷病手当金の支給決定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	日本私立学校振興・共済事業団	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は森林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、専断法別則第3条の第2項の規定により、平成29年11月30日までの間、命令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。また、共済組合等との情報連携は日本年金機構と同時期を予定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③
656	33	1	第22条の2第7号	22-129	傷病手当金の支給決定	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	日本私立学校振興・共済事業団	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月(平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②
657	33	3	第22条の2第6号	22-130	傷病手当金の支給決定	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	平成30年7月	共済組合等(短期給付)が照会者となる事務手続	③
658	33	1	第22条の2第3号	22-133	出産手当金の支給決定	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	日本私立学校振興・共済事業団	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月(平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②
659	33	3	第22条の2第1号	22-136	休業手当金の支給決定	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	平成30年7月	共済組合等(短期給付)が照会者となる事務手続	③
660	34	3	第22条の3第5号ハ	22-140	付加給付の支給決定(傷病手当金付加金)	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	日本私立学校振興・共済事業団	厚生労働大臣(職業安定局)	平成30年7月	共済組合等(短期給付)が照会者となる事務手続	③

【分類】凡例
 ①…連携可
 ②…連携可(ただし制約あり)
 ③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照	H29.7時点での情報連携対象			
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人情報名						可能	可能 (制約あり)	不可	備考
661	34	2	第22条の3第6号ハ	22-141	付加給付の支給決定（傷病手当金付加金）	64	国民年金法又は被用者年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	日本私立学校振興・共済事業団	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。また、共済組合等との情報連携は日本年金機構と同時期を予定。	日本年金機構及び共済組合等（長期給付）が情報提供者となる事務手続	③				日本年金機構が情報提供者となる事務手続
662	33	1	第22条の2第7号	22-142	付加給付の支給決定（傷病手当金付加金）	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	日本私立学校振興・共済事業団	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月（平成30年7月）	共済組合等（短期給付）が提供者となる事務手続については、対象外	②	○			共済組合等（短期給付）が提供者となる事務手続については、対象外
663	33	1	第22条の2第7号	22-144	後期高齢者医療制度の被保険者資格の特典の確認	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	日本私立学校振興・共済事業団	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月（平成30年7月）	共済組合等（短期給付）が提供者となる事務手続については、対象外	②	○			共済組合等（短期給付）が提供者となる事務手続については、対象外
664	34	1	第22条の3第5号ロ	22-149	三歳に満たない子を養育する加入者等の給付算定基礎額の計算の特例を受けられる場合の申出の受理	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③	○			共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
665	34	1	第22条の3第5号ロ	22-152	三歳に満たない子を養育する加入者等の標準報酬月額の特例を受けられる場合の申出の受理	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③	○			共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
666	34	1	第22条の3第5号ロ	22-155	三歳に満たない子を養育する加入者等の標準報酬月額の特例を受けられる場合の申出の特例の受理	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③	○			共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
667	34	1	第22条の3第5号ロ	22-165	退職年金の決定の請求の確認	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③	○			共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
668	34	3	第22条の3第5号ハ	22-166	退職共済年金の決定の請求の確認	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	日本私立学校振興・共済事業団	厚生労働大臣（職業安定局）	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③	○			共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
669	34	1	第22条の3第5号ロ	22-180	職務障害年金の決定の請求の確認	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③	○			共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
670	34	1	第22条の3第5号ロ	22-188	職務障害年金の併給調整事由の消滅の届出の確認	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③	○			共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
671	34	1	第22条の3第5号ロ	22-193	任意継続加入者となるための申出の決定	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③	○			共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
672	34	1	第22条の3第5号ロ	22-196	職務障害年金の額の改定の請求の確認	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③	○			共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
673	34	1	第22条の3第5号イ	22-202	職務遺族年金の決定の請求の確認	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③	○			共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
674	34	1	第22条の3第5号ロ	22-203	職務遺族年金の決定の請求の確認	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③	○			共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
675	34	1	第22条の3第5号ロ	22-217	胎児の出生による職務遺族年金の額の改定の請求の確認	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③	○			共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
676	34	1	第22条の3第6号イ	22-225	任意継続加入者となるための申出の決定	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	平成30年7月	共済組合等（短期給付）が照会者となる事務手続	③	○			共済組合等（短期給付）が照会者となる事務手続
677	34	1	第22条の3第6号ロ	22-226	任意継続加入者となるための申出の決定	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	平成30年7月	共済組合等（短期給付）が照会者となる事務手続	③	○			共済組合等（短期給付）が照会者となる事務手続
678	33	1	第22条の2第3号	22-227	任意継続加入者となるための申出の決定	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	日本私立学校振興・共済事業団	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月（平成30年7月）	共済組合等（短期給付）が提供者となる事務手続については、対象外	②	○			共済組合等（短期給付）が提供者となる事務手続については、対象外
679	34	3	第22条の3第5号ハ	22-228	任意継続加入者となるための申出の決定	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	日本私立学校振興・共済事業団	厚生労働大臣（職業安定局）	平成30年7月	共済組合等（短期給付）が照会者となる事務手続	③	○			共済組合等（短期給付）が照会者となる事務手続
680	34	2	第22条の3第6号ハ	22-229	任意継続加入者となるための申出の決定	64	国民年金法又は被用者年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	日本私立学校振興・共済事業団	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。また、共済組合等との情報連携は日本年金機構と同時期を予定。	日本年金機構及び共済組合等（長期給付）が情報提供者となる事務手続	③	○			日本年金機構が情報提供者となる事務手続
681	34	1	第22条の3第6号イ	22-235	任意継続加入者に係る異動報告の決定	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	平成30年7月	共済組合等（短期給付）が照会者となる事務手続	③	○			共済組合等（短期給付）が照会者となる事務手続
682	34	1	第22条の3第6号ロ	22-236	任意継続加入者に係る異動報告の決定	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	平成30年7月	共済組合等（短期給付）が照会者となる事務手続	③	○			共済組合等（短期給付）が照会者となる事務手続
683	33	1	第22条の2第3号	22-237	任意継続加入者に係る異動報告の決定	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	日本私立学校振興・共済事業団	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月（平成30年7月）	共済組合等（短期給付）が提供者となる事務手続については、対象外	②	○			共済組合等（短期給付）が提供者となる事務手続については、対象外
684	34	3	第22条の3第5号ハ	22-238	任意継続加入者に係る異動報告の決定	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	日本私立学校振興・共済事業団	厚生労働大臣（職業安定局）	平成30年7月	共済組合等（短期給付）が照会者となる事務手続	③	○			共済組合等（短期給付）が照会者となる事務手続
685	34	2	第22条の3第6号ハ	22-239	任意継続加入者に係る異動報告の決定	64	国民年金法又は被用者年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	日本私立学校振興・共済事業団	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。また、共済組合等との情報連携は日本年金機構と同時期を予定。	日本年金機構及び共済組合等（長期給付）が情報提供者となる事務手続	③	○			日本年金機構が情報提供者となる事務手続
686	33	3	第22条の2第1号	22-259	他の法令による療養との調整	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	平成30年7月	共済組合等（短期給付）が照会者となる事務手続	③	○			共済組合等（短期給付）が照会者となる事務手続
687	33	1	第22条の2第7号	22-260	日雇特別被保険者となった者の異動の確認	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	日本私立学校振興・共済事業団	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月（平成30年7月）	共済組合等（短期給付）が提供者となる事務手続については、対象外	②	○			共済組合等（短期給付）が提供者となる事務手続については、対象外
688	33	1	第22条の2第5号	22-261	健康保険法の改定による給付と日雇特別被保険者に対する継続療養との調整	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	日本私立学校振興・共済事業団	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月（平成30年7月）	共済組合等（短期給付）が提供者となる事務手続については、対象外	②	○			共済組合等（短期給付）が提供者となる事務手続については、対象外
689	33	1	第22条の2第7号	22-262	被扶養者が日雇特別被保険者として給付を受けたことによる支給額の調整	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	日本私立学校振興・共済事業団	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月（平成30年7月）	共済組合等（短期給付）が提供者となる事務手続については、対象外	②	○			共済組合等（短期給付）が提供者となる事務手続については、対象外

【分類】凡例
①…連携可
②…連携可(ただし制約あり)
③…連携不可

項番	事務番号 (別表第二)	事務番号 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照	H29.7時点での情報連携対象		
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人情報名						可能	可能 (制約あり)	不可
690	34	1	第22条の3第5号イ	22-268	旧職域加算退職給付の決定の請求の確認	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
691	34	1	第22条の3第5号イ	22-269	旧職域加算退職給付の決定の請求の確認	1	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
692	34	1	第22条の3第5号イ	22-271	旧職域加算障害給付の決定の請求の確認	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
693	34	1	第22条の3第5号ロ	22-272	旧職域加算障害給付の決定の請求の確認	1	住民基本台帳法第七條第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
694	34	1	第22条の3第5号ロ	22-277	旧職域加算障害給付の供給調整事由消滅の届出の確認	1	住民基本台帳法第七條第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
695	34	1	第22条の3第5号イ	22-278	旧職域加算障害給付の供給調整事由消滅の届出の確認	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
696	34	1	第22条の3第5号イ	22-283	受給権者の申出による旧職域加算障害給付の支給停止の撤回の確認	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
697	34	1	第22条の3第5号ロ	22-284	受給権者の申出による旧職域加算障害給付の支給停止の撤回の確認	1	住民基本台帳法第七條第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
698	34	1	第22条の3第5号イ	22-287	旧職域加算障害給付の額の改定の請求の確認	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
699	34	1	第22条の3第5号ロ	22-288	旧職域加算障害給付の額の改定の請求の確認	1	住民基本台帳法第七條第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
700	34	1	第22条の3第5号イ	22-292	旧職域加算遺族給付の決定の請求の確認	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
701	34	1	第22条の3第5号ロ	22-293	旧職域加算遺族給付の決定の請求の確認	1	住民基本台帳法第七條第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
702	34	1	第22条の3第5号ロ	22-304	胎児の出生による旧職域加算遺族給付の額の改定の請求の確認	1	住民基本台帳法第七條第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
703	34	1	第22条の3第5号ロ	22-309	退職共済年金（経過的職域加算額）の裁定請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七條第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
704	34	1	第22条の3第5号ロ	22-311	退職共済年金（経過的職域加算額）の裁定の特例（特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった者が、66歳以降に繰り下げて受給するときに限る）に係る請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七條第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
705	34	1	第22条の3第5号ロ	22-313	退職共済年金（経過的職域加算額）の供給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七條第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
706	34	1	第22条の3第5号ロ	22-316	退職共済年金（経過的職域加算額）の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七條第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
707	34	1	第22条の3第5号ロ	22-324	退職共済年金（経過的職域加算額）の受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七條第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
708	34	1	第22条の3第5号ロ	22-326	障害共済年金（経過的職域加算額）及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七條第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
709	34	1	第22条の3第5号ロ	22-328	障害共済年金（経過的職域加算額）の供給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七條第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
710	34	1	第22条の3第5号ロ	22-331	障害共済年金（経過的職域加算額）の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七條第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
711	34	1	第22条の3第5号ロ	22-332	障害共済年金（経過的職域加算額）の額改定請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七條第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
712	34	1	第22条の3第5号ロ	22-335	障害共済年金（経過的職域加算額）の受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七條第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
713	34	1	第22条の3第5号イ	22-336	障害共済年金（経過的職域加算額）の受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
714	34	1	第22条の3第5号ロ	22-338	支給停止されている障害共済年金（経過的職域加算額）の受給権者に程度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害共済年金（経過的職域加算額）の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七條第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
715	34	1	第22条の3第5号イ	22-339	支給停止されている障害共済年金（経過的職域加算額）の受給権者に程度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害共済年金（経過的職域加算額）の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続

【分類】凡例
①…連携可
②…連携可(ただし制約あり)
③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務番号 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照	H29.7時点での情報連携対象		
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人情報名						可能	不可	備考
716	34	1	第22条の3第5号ロ	22-347	障害共済年金（経過的職域加算額）受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
717	34	1	第22条の3第5号イ	22-348	遺族共済年金（経過的職域加算額）の裁定請求書の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
718	34	1	第22条の3第5号ロ	22-349	遺族共済年金（経過的職域加算額）の裁定請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
719	34	1	第22条の3第5号ロ	22-361	遺族共済年金（経過的職域加算額）受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
720	34	1	第22条の3第5号ロ	22-362	離婚分割に係る当事者からの年金分割のための情報提供請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
721	34	1	第22条の3第5号ロ	22-363	離婚分割に係る標準報酬改定請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
722	34	1	第22条の3第5号ロ	22-364	離婚による三号分割に係る標準報酬改定請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
723	34	1	第22条の3第5号ロ	22-377	障害共済年金（経過的職域加算額）の受給権者に経過的障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害基礎年金の額改定の請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
724	34	1	第22条の3第5号イ	22-392	退職共済年金の決定の請求の確認	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
725	34	1	第22条の3第5号ロ	22-393	退職共済年金の決定の請求の確認	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
726	34	1	第22条の3第5号イ	22-395	障害共済年金の決定の請求の確認	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
727	34	1	第22条の3第5号ロ	22-396	障害共済年金の決定の請求の確認	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
728	34	1	第22条の3第5号ロ	22-404	障害共済年金の併給調整事由消滅の届出の確認	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
729	34	1	第22条の3第5号イ	22-405	障害共済年金の併給調整事由消滅の届出の確認	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
730	34	1	第22条の3第5号イ	22-410	受給権者の申出による障害共済年金の支給停止の撤回の確認	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
731	34	1	第22条の3第5号ロ	22-411	受給権者の申出による障害共済年金の支給停止の撤回の確認	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
732	34	1	第22条の3第5号イ	22-414	障害共済年金の額の改定の請求の確認	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
733	34	1	第22条の3第5号ロ	22-415	障害共済年金の額の改定の請求の確認	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
734	34	1	第22条の3第5号イ	22-421	遺族共済年金の決定の請求の確認	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
735	34	1	第22条の3第5号ロ	22-422	遺族共済年金の決定の請求の確認	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
736	34	1	第22条の3第5号ロ	22-435	胎児の出生による遺族共済年金の額の改定の請求の確認	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
737	34	3	第22条の3第5号イ	22-451	退職共済年金の額の改定の請求の確認	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	日本私立学校振興・共済事業団	厚生労働大臣（職業安定局）	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
738	34	3	第22条の3第5号ハ	22-483	雇用保険の基本手当等を発付することとなったときの退職共済年金の支給停止の届出の確認	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	日本私立学校振興・共済事業団	厚生労働大臣（職業安定局）	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
739	35	3	22の4-1	24-38	養育期間標準報酬月額特例申出書の受理	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で改定で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
740	35	3	22の4-1	24-91	養育期間標準報酬月額特例申出書の確認（船員）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で改定で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
741	35	2	22の4-2ハ	24-114	高齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知	57	雇用保険法による基本手当若しくは高齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報	日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職業安定局）	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で改定で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続

【分類】凡例
 ①…連携可
 ②…連携可（ただし制約あり）
 ③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照	H29.7時点での情報連携対象			
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人情報名						可能	可能 (制約あり)	不可	備考
742	35	3	22の4-2ニ	24-115	高齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	
743	35	3	22の4-2ホ	24-116	高齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	
744	35	3	22の4-2ニ	24-118	高齢厚生年金の裁定の請求の特例（66歳に達している者であって、特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していた者に限る）に係る請求書の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	
745	35	3	22の4-2ホ	24-119	高齢厚生年金の裁定の請求の特例（66歳に達している者であって、特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していた者に限る）に係る請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	
746	35	3	22の4-2ニ	24-121	高齢厚生年金の裁定の請求の特例（特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった者が、66歳以降に繰り下げて受給するときに限る）に係る請求書の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	
747	35	3	22の4-2ホ	24-122	高齢厚生年金の裁定の請求の特例（特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった者が、66歳以降に繰り下げて受給するときに限る）に係る請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	
748	35	3	22の4-2ニ	24-123	高齢厚生年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	
749	35	3	22の4-2ホ	24-124	高齢厚生年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	
750	35	3	22の4-2ニ	24-126	高齢厚生年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	
751	35	3	22の4-2ホ	24-127	高齢厚生年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	
752	35	3	22の4-2ニ	24-129	高齢厚生年金受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	
753	35	3	22の4-2ホ	24-130	高齢厚生年金受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	
754	35	3	22の4-2ニ	24-131	特別支給の老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	

【分類】凡例
 ①…連携可
 ②…連携可(ただし制約あり)
 ③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照	H29.7時点での情報連携対象		
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人情報名						可能	可能 (制約あり)	不可
755	35	3	22の4-2ホ	24-132	特別支給の老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
756	35	3	22の4-2ニ	24-133	繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
757	35	3	22の4-2ホ	24-134	繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
758	35	3	22の4-2ニ	24-135	老齢厚生年金の受給権者（受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした者）に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
759	35	3	22の4-2ホ	24-136	老齢厚生年金の受給権者（受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした者）に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
760	35	3	22の4-2ニ	24-138	特別支給の老齢厚生年金受給権者に係る障害者特例請求書の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
761	35	3	22の4-2ホ	24-139	特別支給の老齢厚生年金受給権者に係る障害者特例請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
762	35	2	22の4-2ハ	24-141	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由該当届（雇用保険法による失業給付（基本手当）を受給している場合）の受理・審査・通知	57	雇用保険法による基本手当若しくは高齢年齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職業安定局）	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
763	35	2	22の4-2ハ	24-142	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由該当届（雇用保険法による高齢年齢雇用継続給付を受給している場合）の受理・審査・通知	57	雇用保険法による基本手当若しくは高齢年齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職業安定局）	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
764	35	3	22の4-2ニ	24-146	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
765	35	3	22の4-2ホ	24-147	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
766	35	3	22の4-2ホ	24-148	老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
767	35	3	22の4-2ホ	24-158	老齢厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続

【分類】凡例
 ①…連携可
 ②…連携可(ただし制約あり)
 ③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照	H29.7時点での情報連携対象		
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人情報名						可能	可能 (制約あり)	不可
768	35	1	22の4-2イ	24-159	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知	72	船員保険法による保険給付の支給に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	全国健康保険協会	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③	○		日本年金機構が情報照会者となる事務手続
769	35	2	22の4-2ロ	24-160	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（労働基準局）	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③	○		日本年金機構が情報照会者となる事務手続
770	35	3	22の4-2ニ	24-161	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③	○		日本年金機構が情報照会者となる事務手続
771	35	3	22の4-2ホ	24-162	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③	○		日本年金機構が情報照会者となる事務手続
772	35	5	22の4-2ヘ	24-163	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	地方公務員災害補償基金	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③	○		日本年金機構が情報照会者となる事務手続
773	35	3	22の4-2ニ	24-164	障害厚生年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③	○		日本年金機構が情報照会者となる事務手続
774	35	3	22の4-2ホ	24-165	障害厚生年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③	○		日本年金機構が情報照会者となる事務手続
775	35	3	22の4-2ニ	24-167	障害厚生年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③	○		日本年金機構が情報照会者となる事務手続
776	35	3	22の4-2ホ	24-168	障害厚生年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③	○		日本年金機構が情報照会者となる事務手続
777	35	3	22の4-2ニ	24-170	障害厚生年金の額改定請求書の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③	○		日本年金機構が情報照会者となる事務手続
778	35	3	22の4-2ホ	24-171	障害厚生年金の額改定請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③	○		日本年金機構が情報照会者となる事務手続
779	35	3	22の4-2ニ	24-172	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害基礎年金の額改定の請求書の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③	○		日本年金機構が情報照会者となる事務手続
780	35	3	22の4-2ホ	24-173	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害基礎年金の額改定の請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③	○		日本年金機構が情報照会者となる事務手続

【分類】凡例
 ①…連携可
 ②…連携可(ただし制約あり)
 ③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照	H29.7時点での情報連携対象			備考
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人情報名						可能	可能 (制約あり)	不可	
781	35	3	22の4-2ニ	24-174	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの加算開始事由該当届の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	
782	35	3	22の4-2ホ	24-175	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの加算開始事由該当届の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	
783	35	3	22の4-2ホ	24-180	障害厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	
784	35	3	22の4-2ニ	24-181	障害厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	
785	35	3	22の4-2ホ	24-182	支給停止されている障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害厚生年金の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	
786	35	3	22の4-2ニ	24-183	支給停止されている障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害厚生年金の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	
787	35	3	22の4-2ホ	24-184	障害厚生年金受給権者に係る加給年金額支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	
788	35	3	22の4-2ホ	24-193	障害厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	
789	35	3	22の4-2ニ	24-194	遺族厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	
790	35	3	22の4-2ホ	24-195	遺族厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	
791	35	1	22の4-2イ	24-196	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理審査通知	72	船員保険法による保険給付の支給に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	全国健康保険協会	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	
792	35	3	22の4-2ホ	24-213	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子であった遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	
793	35	3	22の4-2ホ	24-215	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子であった遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者の所在不明による遺族厚生年金の支給停止解除申請書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	

【分類】凡例
 ①…連携可
 ②…連携可(ただし制約あり)
 ③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照	H29.7時点での情報連携対象		
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人情報名						可能 (制約あり)	不可	備考
794	35	3	22の4-2ホ	24-224	遺族厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
795	35	3	22の4-2ホ	24-227	未支給の厚生年金保険の脱退一時金請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
796	35	3	22の4-2ホ	24-229	未支給の厚生年金保険の脱退手当金裁定請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
797	35	3	22の4-2ホ	24-230	離婚分割に係る当事者からの年金分割のための情報提供請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
798	35	3	22の4-2ホ	24-231	離婚分割に係る標準報酬改定請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
799	35	3	22の4-2ホ	24-232	離婚による三号分割に係る標準報酬改定請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
800	35	3	22の4-2ホ	24-234	旧厚生年金保険法による年金たる保険給付の未支給請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
801	35	3	22の4-2ホ	24-235	旧法老齢年金の裁定請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
802	35	3	22の4-2ホ	24-241	旧法障害年金又は障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
803	35	3	22の4-2ホ	24-242	旧法障害年金の額改定請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
804	34	1	第22条の4第4項第1号	24-416	三歳に満たない子を養育する被保険者等の給付算定基礎額の計算の特例を受ける場合の申出の受理	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
805	34	1	第22条の4第4項第1号	24-419	三歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例を受ける場合の申出の受理	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
806	34	1	第22条の4第4項第1号	24-422	三歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例を受ける場合の申出の特例の受理	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
807	34	1	第22条の4第4項第2号ニ	24-434	未支給の厚生年金保険給付の請求	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
808	34	1	第22条の4第4項第2号ホ	24-435	未支給の厚生年金保険給付の請求	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続

【「分類」凡例】
 ①…連携可
 ②…連携可(ただし制約あり)
 ③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照	
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人情報名						
809	35	2	第22条の4第4 項第2号ハ	24-437	老齢厚生年金の裁定請求書の受理・ 審査・通知	57	雇用保険法による基本手当若しくは高年 齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報	厚生労働大臣（日本年金 機構）又は共済組合等 （日本私立学校振興・共 済事業団、国家公務員共 済組合連合会、地方公務 員共済組合又は全国市町 村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職業安定 局）	未定（日本年金機構と同 時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	○	共済組合等（長期給付）が照会 者となる事務手続
810	34	1	第22条の4第4 項第2号ニ	24-438	老齢厚生年金の裁定請求書の受理・ 審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に 基づく条例の規定により算定した税額若 しくはその算定の基礎となる事項に関する 情報	日本私立学校振興・共済 事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同 時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	○	共済組合等（長期給付）が照会 者となる事務手続
811	34	1	第22条の4第4 項第2号ホ	24-439	老齢厚生年金の裁定請求書の受理・ 審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する 事項	日本私立学校振興・共済 事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同 時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	○	共済組合等（長期給付）が照会 者となる事務手続
812	34	1	第22条の4第4 項第2号二	24-442	老齢厚生年金の裁定の請求の特例 （66歳に達している者であって、 特別支給の老齢厚生年金の受給権を 有していた者に限る）に係る請求書の 受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に 基づく条例の規定により算定した税額若 しくはその算定の基礎となる事項に関する 情報	日本私立学校振興・共済 事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同 時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	○	共済組合等（長期給付）が照会 者となる事務手続
813	34	1	第22条の4第4 項第2号ホ	24-443	老齢厚生年金の裁定の請求の特例 （66歳に達している者であって、 特別支給の老齢厚生年金の受給権を 有していた者に限る）に係る請求書の 受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する 事項	日本私立学校振興・共済 事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同 時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	○	共済組合等（長期給付）が照会 者となる事務手続
814	34	1	第22条の4第4 項第2号二	24-445	老齢厚生年金の裁定の請求の特例 （特別支給の老齢厚生年金の受給権 者であった者が、66歳以降に繰り 下げて受給するときに限る）に係る 請求書の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に 基づく条例の規定により算定した税額若 しくはその算定の基礎となる事項に関する 情報	日本私立学校振興・共済 事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同 時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	○	共済組合等（長期給付）が照会 者となる事務手続
815	34	1	第22条の4第4 項第2号ホ	24-446	老齢厚生年金の裁定の請求の特例 （特別支給の老齢厚生年金の受給権 者であった者が、66歳以降に繰り 下げて受給するときに限る）に係る 請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する 事項	日本私立学校振興・共済 事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同 時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	○	共済組合等（長期給付）が照会 者となる事務手続
816	34	1	第22条の4第4 項第2号二	24-448	老齢厚生年金の併給の調整による支 給停止解除の申請書の受理・審査・ 通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に 基づく条例の規定により算定した税額若 しくはその算定の基礎となる事項に関する 情報	日本私立学校振興・共済 事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同 時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	○	共済組合等（長期給付）が照会 者となる事務手続
817	34	1	第22条の4第4 項第2号ホ	24-449	老齢厚生年金の併給の調整による支 給停止解除の申請書の受理・審査・ 通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する 事項	日本私立学校振興・共済 事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同 時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	○	共済組合等（長期給付）が照会 者となる事務手続
818	34	1	第22条の4第4 項第2号二	24-452	老齢厚生年金の受給権者の申出によ る支給停止撤回の申請書の受理・審 査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に 基づく条例の規定により算定した税額若 しくはその算定の基礎となる事項に関する 情報	日本私立学校振興・共済 事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同 時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	○	共済組合等（長期給付）が照会 者となる事務手続
819	34	1	第22条の4第4 項第2号ホ	24-453	老齢厚生年金の受給権者の申出によ る支給停止撤回の申請書の受理・審 査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する 事項	日本私立学校振興・共済 事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同 時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	○	共済組合等（長期給付）が照会 者となる事務手続
820	34	1	第22条の4第4 項第2号二	24-455	老齢厚生年金受給権者に係る加給年 金額加算事由該当届の受理・審査・ 通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に 基づく条例の規定により算定した税額若 しくはその算定の基礎となる事項に関する 情報	日本私立学校振興・共済 事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同 時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	○	共済組合等（長期給付）が照会 者となる事務手続
821	34	1	第22条の4第4 項第2号ホ	24-456	老齢厚生年金受給権者に係る加給年 金額加算事由該当届の受理・審査・ 通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する 事項	日本私立学校振興・共済 事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同 時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	○	共済組合等（長期給付）が照会 者となる事務手続
822	34	1	第22条の4第4 項第2号二	24-457	繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権 者に係る加給年金額加算事由該当届 の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に 基づく条例の規定により算定した税額若 しくはその算定の基礎となる事項に関する 情報	日本私立学校振興・共済 事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同 時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	○	共済組合等（長期給付）が照会 者となる事務手続
823	34	1	第22条の4第4 項第2号ホ	24-458	繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権 者に係る加給年金額加算事由該当届 の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する 事項	日本私立学校振興・共済 事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同 時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	○	共済組合等（長期給付）が照会 者となる事務手続
824	34	1	第22条の4第4 項第2号二	24-459	老齢厚生年金の受給権者（受給権発 生後に加給年金額の支給要件を満た した者）に係る加給年金額加算事由 該当届の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に 基づく条例の規定により算定した税額若 しくはその算定の基礎となる事項に関する 情報	日本私立学校振興・共済 事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同 時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	○	共済組合等（長期給付）が照会 者となる事務手続
825	34	1	第22条の4第4 項第2号ホ	24-460	老齢厚生年金の受給権者（受給権発 生後に加給年金額の支給要件を満た した者）に係る加給年金額加算事由 該当届の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する 事項	日本私立学校振興・共済 事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同 時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	○	共済組合等（長期給付）が照会 者となる事務手続
826	34	1	第22条の4第4 項第2号二	24-462	特別支給の老齢厚生年金受給権者に 係る障害者特例請求書の受理・審 査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に 基づく条例の規定により算定した税額若 しくはその算定の基礎となる事項に関する 情報	日本私立学校振興・共済 事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同 時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	○	共済組合等（長期給付）が照会 者となる事務手続
827	34	1	第22条の4第4 項第2号ホ	24-463	特別支給の老齢厚生年金受給権者に 係る障害者特例請求書の受理・審 査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する 事項	日本私立学校振興・共済 事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同 時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	○	共済組合等（長期給付）が照会 者となる事務手続
828	35	2	第22条の4第4 項第2号ハ	24-465	老齢厚生年金受給権者に係る支給停 止事由該当届（雇用保険法による失 業給付（基本手当）を受給している 場合）の受理・審査・通知	57	雇用保険法による基本手当若しくは高年 齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報	厚生労働大臣（日本年金 機構）又は共済組合等 （日本私立学校振興・共 済事業団、国家公務員共 済組合連合会、地方公務 員共済組合又は全国市町 村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職業安定 局）	未定（日本年金機構と同 時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	○	共済組合等（長期給付）が照会 者となる事務手続
829	35	2	第22条の4第4 項第2号ハ	24-466	老齢厚生年金受給権者に係る支給停 止事由該当届（雇用保険法による高 年齢雇用継続給付を受給している場 合）の受理・審査・通知	57	雇用保険法による基本手当若しくは高年 齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報	厚生労働大臣（日本年金 機構）又は共済組合等 （日本私立学校振興・共 済事業団、国家公務員共 済組合連合会、地方公務 員共済組合又は全国市町 村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職業安定 局）	未定（日本年金機構と同 時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	○	共済組合等（長期給付）が照会 者となる事務手続
830	34	1	第22条の4第4 項第2号二	24-470	老齢厚生年金受給権者に係る支給停 止事由消滅届の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に 基づく条例の規定により算定した税額若 しくはその算定の基礎となる事項に関する 情報	日本私立学校振興・共済 事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同 時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	○	共済組合等（長期給付）が照会 者となる事務手続

【分類】凡例
①…連携可
②…連携可（ただし制約あり）
③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照	H29. 7時点での情報連携対象		
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人情報 情報名						可能	不可	備考
831	34	1	第22条の4第4項第2号ホ	24-471	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定(日本年金機構と同時期を予定)	共済組合等(長期給付)が照会者となる事務手続	③	○		共済組合等(長期給付)が照会者となる事務手続
832	34	1	第22条の4第4項第2号ホ	24-473	老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定(日本年金機構と同時期を予定)	共済組合等(長期給付)が照会者となる事務手続	③	○		共済組合等(長期給付)が照会者となる事務手続
833	35	1	第22条の4第4項第2号イ	24-485	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知	72	船員保険法による保険給付の支給に関する情報	厚生労働大臣(日本年金機構)又は共済組合等(日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会)	全国健康保険協会	未定(日本年金機構と同時期を予定)	共済組合等(長期給付)が照会者となる事務手続	③	○		共済組合等(長期給付)が照会者となる事務手続
834	35	2	第22条の4第4項第2号ロ	24-486	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	厚生労働大臣(労働基準局)	厚生労働大臣(労働基準局)	未定(日本年金機構と同時期を予定)	共済組合等(長期給付)が照会者となる事務手続	③	○		共済組合等(長期給付)が照会者となる事務手続
835	34	1	第22条の4第4項第2号二	24-488	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定(日本年金機構と同時期を予定)	共済組合等(長期給付)が照会者となる事務手続	③	○		共済組合等(長期給付)が照会者となる事務手続
836	34	1	第22条の4第4項第2号ホ	24-489	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定(日本年金機構と同時期を予定)	共済組合等(長期給付)が照会者となる事務手続	③	○		共済組合等(長期給付)が照会者となる事務手続
837	35	5	第22条の4第4項第2号へ	24-491	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	厚生労働大臣(日本年金機構)又は共済組合等(日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会)	地方公務員災害補償基金	未定(日本年金機構と同時期を予定)	共済組合等(長期給付)が照会者となる事務手続	③	○		共済組合等(長期給付)が照会者となる事務手続
838	34	1	第22条の4第4項第2号二	24-492	障害厚生年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定(日本年金機構と同時期を予定)	共済組合等(長期給付)が照会者となる事務手続	③	○		共済組合等(長期給付)が照会者となる事務手続
839	34	1	第22条の4第4項第2号ホ	24-493	障害厚生年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定(日本年金機構と同時期を予定)	共済組合等(長期給付)が照会者となる事務手続	③	○		共済組合等(長期給付)が照会者となる事務手続
840	34	1	第22条の4第4項第2号二	24-496	障害厚生年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定(日本年金機構と同時期を予定)	共済組合等(長期給付)が照会者となる事務手続	③	○		共済組合等(長期給付)が照会者となる事務手続
841	34	1	第22条の4第4項第2号ホ	24-497	障害厚生年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定(日本年金機構と同時期を予定)	共済組合等(長期給付)が照会者となる事務手続	③	○		共済組合等(長期給付)が照会者となる事務手続
842	34	1	第22条の4第4項第2号二	24-499	障害厚生年金の額改定請求書の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定(日本年金機構と同時期を予定)	共済組合等(長期給付)が照会者となる事務手続	③	○		共済組合等(長期給付)が照会者となる事務手続
843	34	1	第22条の4第4項第2号ホ	24-500	障害厚生年金の額改定請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定(日本年金機構と同時期を予定)	共済組合等(長期給付)が照会者となる事務手続	③	○		共済組合等(長期給付)が照会者となる事務手続
844	34	1	第22条の4第4項第2号二	24-501	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害基礎年金の額改定の請求書の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定(日本年金機構と同時期を予定)	共済組合等(長期給付)が照会者となる事務手続	③	○		共済組合等(長期給付)が照会者となる事務手続
845	34	1	第22条の4第4項第2号ホ	24-502	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害基礎年金の額改定の請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定(日本年金機構と同時期を予定)	共済組合等(長期給付)が照会者となる事務手続	③	○		共済組合等(長期給付)が照会者となる事務手続
846	34	1	第22条の4第4項第2号二	24-503	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの加算開始事由該当届の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定(日本年金機構と同時期を予定)	共済組合等(長期給付)が照会者となる事務手続	③	○		共済組合等(長期給付)が照会者となる事務手続
847	34	1	第22条の4第4項第2号ホ	24-504	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの加算開始事由該当届の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定(日本年金機構と同時期を予定)	共済組合等(長期給付)が照会者となる事務手続	③	○		共済組合等(長期給付)が照会者となる事務手続
848	34	1	第22条の4第4項第2号ホ	24-508	障害厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定(日本年金機構と同時期を予定)	共済組合等(長期給付)が照会者となる事務手続	③	○		共済組合等(長期給付)が照会者となる事務手続
849	34	1	第22条の4第4項第2号二	24-509	障害厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定(日本年金機構と同時期を予定)	共済組合等(長期給付)が照会者となる事務手続	③	○		共済組合等(長期給付)が照会者となる事務手続
850	34	1	第22条の4第4項第2号二	24-511	支給停止されている障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害厚生年金の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定(日本年金機構と同時期を予定)	共済組合等(長期給付)が照会者となる事務手続	③	○		共済組合等(長期給付)が照会者となる事務手続
851	34	1	第22条の4第4項第2号ホ	24-512	障害厚生年金受給権者に係る加給年金額支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定(日本年金機構と同時期を予定)	共済組合等(長期給付)が照会者となる事務手続	③	○		共済組合等(長期給付)が照会者となる事務手続
852	34	1	第22条の4第4項第2号二	24-519	遺族厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定(日本年金機構と同時期を予定)	共済組合等(長期給付)が照会者となる事務手続	③	○		共済組合等(長期給付)が照会者となる事務手続
853	34	1	第22条の4第4項第2号ホ	24-520	遺族厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定(日本年金機構と同時期を予定)	共済組合等(長期給付)が照会者となる事務手続	③	○		共済組合等(長期給付)が照会者となる事務手続

【分類】凡例
 ①…連携可
 ②…連携可(ただし制約あり)
 ③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は契約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照	H29.7時点での情報連携対象		
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人情報名						可能	可能 (制約あり)	不可
854	34	1	第22条の4第4 項第2号ホ	24-537	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子であって遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③	○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	
855	34	1	第22条の4第4 項第2号ホ	24-539	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子であって遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者の所在不明による遺族厚生年金の支給停止解除申請書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③	○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	
856	34	1	第22条の4第4 項第2号ホ	24-547	離婚分割に係る標準報酬改定請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③	○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	
857	34	1	第22条の4第4 項第2号ホ	24-548	離婚分割に係る当事者からの年金分割のための情報提供請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③	○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	
858	35	2	22の4-2-2ハ	24-588	老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知	57	雇用保険法による基本手当若しくは高齢年齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職業安定局）	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③	○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	
859	35	2	22の4-2-2ハ	24-617	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由該当届（雇用保険法による失業給付（基本手当）を受給している場合）の受理・審査・通知	57	雇用保険法による基本手当若しくは高齢年齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職業安定局）	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③	○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	
860	35	2	22の4-2-2ハ	24-618	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由該当届（雇用保険法による高齢年齢雇用継続給付を受給している場合）の受理・審査・通知	57	雇用保険法による基本手当若しくは高齢年齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職業安定局）	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③	○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	
861	35	1	22の4-2-2イ	24-635	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知	72	船員保険法による保険給付の支給に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	全国健康保険協会	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③	○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	
862	35	2	22の4-2-2ロ	24-636	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（労働基準局）	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③	○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	
863	35	5	22の4-2-2ヘ	24-641	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	地方公務員災害補償基金	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③	○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	
864	35	2	第22条の4第3 項第2号ハ	24-752	老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知	57	雇用保険法による基本手当若しくは高齢年齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職業安定局）	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③	○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	
865	35	2	第22条の4第3 項第2号ハ	24-781	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由該当届（雇用保険法による失業給付（基本手当）を受給している場合）の受理・審査・通知	57	雇用保険法による基本手当若しくは高齢年齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職業安定局）	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③	○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	
866	35	2	第22条の4第3 項第2号ハ	24-782	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由該当届（雇用保険法による失業給付（基本手当）を受給している場合）の受理・審査・通知	57	雇用保険法による基本手当若しくは高齢年齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職業安定局）	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③	○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	
867	35	1	第22条の4第3 項第2号イ	24-799	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知	72	船員保険法による保険給付の支給に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	全国健康保険協会	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③	○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	

【分類】凡例
 ①…連携可
 ②…連携可(ただし制約あり)
 ③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を予定。	備考	分類 ※【凡例】参照	H29.7時点での情報連携対象			
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人情報名						可能	可能 (制約あり)	不可	備考
868	35	2	第22条の4第3 項第2号ロ	24-800	障害厚生年金及び障害手当金の裁定 請求書の受理・審査・通知	59	労働者災害補償保険法による給付の支給 に関する情報	厚生労働大臣（日本年金 機構）又は共済組合等 （日本私立学校振興・共 済事業団、国家公務員共 済組合連合会、地方公務 員共済組合又は全国市町 村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（労働基準 局）	未定（日本年金機構と同 時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③	○		○	共済組合等（長期給付）が照会 者となる事務手続
869	35	5	第22条の4第3 項第2号へ	24-805	障害厚生年金及び障害手当金の裁定 請求書の受理・審査・通知	69	地方公務員災害補償法による公務上の災 害又は通勤による災害に対する補償に関 する情報	厚生労働大臣（日本年金 機構）又は共済組合等 （日本私立学校振興・共 済事業団、国家公務員共 済組合連合会、地方公務 員共済組合又は全国市町 村職員共済組合連合会）	地方公務員災害補償基金	未定（日本年金機構と同 時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③			○	共済組合等（長期給付）が照会 者となる事務手続
870	35	3	第22条の4第4 項第2号ホ	24-890	支給停止されている障害厚生年金の 受給権者に軽度の障害が発生し、障 害の認定日以後65歳に達するまで に前後の障害を併合した障害の程度 が増進した場合の障害厚生年金の支 給停止事由消滅後の受理・審査・通 知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する 事項	厚生労働大臣（日本年金 機構）又は共済組合等 （日本私立学校振興・共 済事業団、国家公務員共 済組合連合会、地方公務 員共済組合又は全国市町 村職員共済組合連合会）	市町村長	未定（日本年金機構と同 時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③			○	共済組合等（長期給付）が照会 者となる事務手続
871	35	3	第22条の4第4 項第2号ホ	24-891	離婚による三号分割に係る標準報酬 改定請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する 事項	厚生労働大臣（日本年金 機構）又は共済組合等 （日本私立学校振興・共 済事業団、国家公務員共 済組合連合会、地方公務 員共済組合又は全国市町 村職員共済組合連合会）	市町村長	未定（日本年金機構と同 時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③			○	共済組合等（長期給付）が照会 者となる事務手続
872	35	3	第22条の4第4 項第2号ホ	24-892	特別支給の老齢厚生年金受給権者に 係る加給年金額加算事由該当届の受 理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する 事項	厚生労働大臣（日本年金 機構）又は共済組合等 （日本私立学校振興・共 済事業団、国家公務員共 済組合連合会、地方公務 員共済組合又は全国市町 村職員共済組合連合会）	市町村長	未定（日本年金機構と同 時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③			○	共済組合等（長期給付）が照会 者となる事務手続
873	37	1	23-1	26-1	特別支援教育就学奨励費の経費の支 分の基準に基づく保護者等の区分の 算定に必要な資料の受理【本人同意 要】	2	地方税法その他の地方税に関する法律に 基づく条例の規定により算定した税額若 しくはその算定の基礎となる事項に関 する情報	文部科学大臣又は都道府 県教育委員会	市町村長	平成29年7月		①	○			
874	37	1	23-2	26-2	特別支援教育就学奨励費の経費の支 分の基準に基づく保護者等の区分の 算定に必要な資料の受理	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する 事項	文部科学大臣又は都道府 県教育委員会	市町村長	平成29年7月		①	○			
875	37	1	23-1	26-3	特別支援学校への就学奨励に関する 法律施行令第2条の規定に基づく保 護者等の属する世帯の収入額及び需 要額の算定【本人同意要】	2	地方税法その他の地方税に関する法律に 基づく条例の規定により算定した税額若 しくはその算定の基礎となる事項に関 する情報	文部科学大臣又は都道府 県教育委員会	市町村長	平成29年7月		①	○			
876	37	1	23-2	26-4	特別支援学校への就学奨励に関する 法律施行令第2条の規定に基づく保 護者等の属する世帯の収入額及び需 要額の算定	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する 事項	文部科学大臣又は都道府 県教育委員会	市町村長	平成29年7月		①	○			
877	38	1	24-3	27-1	生活保護法六条に規定される要保 護・要保護者の特定	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する 事項	都道府県教育委員会又は 市町村教育委員会	市町村長	平成29年7月		①	○			
878	39	3	24の2-8 二	28-8	被扶養者の認定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年 金である給付の支給又は保険料の徴収に 関する情報	国家公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日 本年金機構、共済組合等 又は農林漁業団体職員共 済組合	日本年金機構の情報連携は、 番号法附則第3条の2第2項 の規定により、平成29年11月 30日までの間で間で定めて いるため、中止されている ため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③	○		○	日本年金機構が情報提供者となる 事務手続
879	39	3	24の2-8 二	28-9	被扶養者の認定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年 金である給付の支給又は保険料の徴収に 関する情報	国家公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日 本年金機構、共済組合等 又は農林漁業団体職員共 済組合	平成30年7月	共済組合等（短期給付）が照会者となる事務手続	③			○	共済組合等（短期給付）が照会 者となる事務手続
880	39	3	24の2-8 二	28-10	被扶養者の認定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年 金である給付の支給又は保険料の徴収に 関する情報	国家公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日 本年金機構、共済組合等 又は農林漁業団体職員共 済組合	平成30年7月	共済組合等（短期給付）が照会者となる事務手続	③			○	共済組合等（短期給付）が照会 者となる事務手続
881	39	3	24の2-8 二	28-11	被扶養者の認定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年 金である給付の支給又は保険料の徴収に 関する情報	国家公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日 本年金機構、共済組合等 又は農林漁業団体職員共 済組合	平成30年7月	共済組合等（短期給付）が照会者となる事務手続	③			○	共済組合等（短期給付）が照会 者となる事務手続
882	39	3	24の2-9 二	28-18	組合員証の検認又は更新等	64	国民年金法又は被用者年金各法による年 金である給付の支給又は保険料の徴収に 関する情報	国家公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日 本年金機構、共済組合等 又は農林漁業団体職員共 済組合	日本年金機構の情報連携は、 番号法附則第3条の2第2項 の規定により、平成29年11月 30日までの間で間で定めて いるため、中止されている ため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③	○		○	日本年金機構が情報提供者となる 事務手続
883	39	3	24の2-9 二	28-19	組合員証の検認又は更新等	64	国民年金法又は被用者年金各法による年 金である給付の支給又は保険料の徴収に 関する情報	国家公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日 本年金機構、共済組合等 又は農林漁業団体職員共 済組合	平成30年7月	共済組合等（短期給付）が照会者となる事務手続	③			○	共済組合等（短期給付）が照会 者となる事務手続
884	39	3	24の2-9 二	28-20	組合員証の検認又は更新等	64	国民年金法又は被用者年金各法による年 金である給付の支給又は保険料の徴収に 関する情報	国家公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日 本年金機構、共済組合等 又は農林漁業団体職員共 済組合	平成30年7月	共済組合等（短期給付）が照会者となる事務手続	③			○	共済組合等（短期給付）が照会 者となる事務手続
885	39	3	24の2-9 二	28-21	組合員証の検認又は更新等	64	国民年金法又は被用者年金各法による年 金である給付の支給又は保険料の徴収に 関する情報	国家公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日 本年金機構、共済組合等 又は農林漁業団体職員共 済組合	平成30年7月	共済組合等（短期給付）が照会者となる事務手続	③			○	共済組合等（短期給付）が照会 者となる事務手続

【分類】凡例
①…連携可
②…連携可(ただし制約あり)
③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照	H29.7時点での情報連携対象			
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人情報名						可能	可能 (制約あり)	不可	備考
904	42	2	25-1-11	30-50	国民健康保険法による入院時食事療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の給付の申請の確認(保険外併用療養費)	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	平成29年7月 (平成30年7月)	地方税関係情報に係るデータ項目のうち、「機式等課税所得額(申告分離)」や各種繰越控除額等は提供項目となっていない。※詳細は厚生労働省からの事務連絡(平成29年1月18日付)参照。	②				
905	42	2	25-1-12	30-52	国民健康保険法による入院時生活療養費標準負担額減額の認定の申請の確認	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	平成29年7月 (平成30年7月)	地方税関係情報に係るデータ項目のうち、「機式等課税所得額(申告分離)」や各種繰越控除額等は提供項目となっていない。※詳細は厚生労働省からの事務連絡(平成29年1月18日付)参照。	②				
906	42	2	25-1-12	30-54	国民健康保険法による入院時生活療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の給付の申請の確認	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	平成29年7月 (平成30年7月)	地方税関係情報に係るデータ項目のうち、「機式等課税所得額(申告分離)」や各種繰越控除額等は提供項目となっていない。※詳細は厚生労働省からの事務連絡(平成29年1月18日付)参照。	②				
907	42	2	25-1-12	30-56	国民健康保険法による入院時生活療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の給付の申請の確認(保険外併用療養費)	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	平成29年7月 (平成30年7月)	地方税関係情報に係るデータ項目のうち、「機式等課税所得額(申告分離)」や各種繰越控除額等は提供項目となっていない。※詳細は厚生労働省からの事務連絡(平成29年1月18日付)参照。	②				
908	42	2	25-1-11.12	30-58	国民健康保険法による限度額適用減額認定証を提出しなかったことによる入院時食事療養費又は入院時生活療養費の支払った額の給付の申請の確認	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	平成29年7月 (平成30年7月)	地方税関係情報に係るデータ項目のうち、「機式等課税所得額(申告分離)」や各種繰越控除額等は提供項目となっていない。※詳細は厚生労働省からの事務連絡(平成29年1月18日付)参照。	②				
909	42	2	25-1-15	30-72	国民健康保険法施行令第二十九条の四第一号又は第二号の保険者の認定(限度額適用認定証の申請の確認)	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	平成29年7月 (平成30年7月)	地方税関係情報に係るデータ項目のうち、「機式等課税所得額(申告分離)」や各種繰越控除額等は提供項目となっていない。※詳細は厚生労働省からの事務連絡(平成29年1月18日付)参照。	②				
910	42	2	25-1-16	30-80	国民健康保険法施行令第二十九条の四第一号第三号八若しくは二、第四号八若しくは二又は第五号八の保険者の認定(限度額適用認定証、標準負担額適用認定証の申請の確認)	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	平成29年7月 (平成30年7月)	地方税関係情報に係るデータ項目のうち、「機式等課税所得額(申告分離)」や各種繰越控除額等は提供項目となっていない。※詳細は厚生労働省からの事務連絡(平成29年1月18日付)参照。	②				
911	42	2	25-1-13	30-88	国民健康保険法による特定疾病対象療養費の申請の確認	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	平成29年7月 (平成30年7月)	地方税関係情報に係るデータ項目のうち、「機式等課税所得額(申告分離)」や各種繰越控除額等は提供項目となっていない。※詳細は厚生労働省からの事務連絡(平成29年1月18日付)参照。	②				
912	42	2	25-1-14	30-94	国民健康保険法による特定疾病の保険者の認定申請の確認	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	平成29年7月 (平成30年7月)	地方税関係情報に係るデータ項目のうち、「機式等課税所得額(申告分離)」や各種繰越控除額等は提供項目となっていない。※詳細は厚生労働省からの事務連絡(平成29年1月18日付)参照。	②				
913	42	2	25-1-2	30-101	国民健康保険法による高額療養費の給付の支給申請の確認	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	平成29年7月 (平成30年7月)	地方税関係情報に係るデータ項目のうち、「機式等課税所得額(申告分離)」や各種繰越控除額等は提供項目となっていない。※詳細は厚生労働省からの事務連絡(平成29年1月18日付)参照。	②				
914	42	1	25-1-3イ	30-104	国民健康保険法による高額介護合算療養費の支給に関する事務	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	市町村長又は国民健康保険者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②				共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外
915	42	2	25-1-3ロ	30-105	国民健康保険法による高額介護合算療養費の支給に関する事務	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	平成29年7月 (平成30年7月)	地方税関係情報に係るデータ項目のうち、「機式等課税所得額(申告分離)」や各種繰越控除額等は提供項目となっていない。※詳細は厚生労働省からの事務連絡(平成29年1月18日付)参照。	②				
916	42	2	25-1-3ハ	30-107	国民健康保険法による高額介護合算療養費の支給に関する事務	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	平成29年7月		①				
917	43	1	25の2-1-1	30-115	他の法令による医療に関する給付との調整(健康保険法)	33	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	平成29年7月		①				
918	43	1	25の2-1-2	30-116	他の法令による医療に関する給付との調整(船員保険法)	33	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	平成29年7月		①				
919	43	1	25の2-1-3	30-118	他の法令による医療に関する給付との調整(地方公務員共済組合法)	33	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②				共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外
920	43	1	25の2-1-4	30-119	他の法令による医療に関する給付との調整(高齢者の医療の確保に関する法律)	33	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	平成29年7月		①				
921	43	1	25の2-1-5	30-120	他の法令による医療に関する給付との調整(介護保険法)	33	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	平成29年7月		①				
922	42	1	25-1-4.5	30-123	出産育児一時金の給付又は葬祭費若しくは葬祭金の給付	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	市町村長又は国民健康保険者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②				共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外
923	42	2	25-1-7-イ	30-129	国民健康保険料の賦課	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	平成29年7月 (平成30年7月)	地方税関係情報に係るデータ項目のうち、「雑損扣除控除額」等は提供項目となっていない。※詳細は厚生労働省からの事務連絡(平成29年1月18日付)参照。	②				
924	44	1	26	30-132	非自営的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認(特例対象被保険者の届出)	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	市町村長	厚生労働大臣(職業安定局)	平成29年7月		①				
925	42	1	25-1-7-ロ	30-135	保険料の減免	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	市町村長又は国民健康保険者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②				共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外

【分類】凡例
①…連携可
②…連携可(ただし制約あり)
③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人 情報番号	特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照	H29.7時点での情報連携対象		備考
				管理番号	事務手続名		特定個人 情報種別	特定個人情報 種別						可能	可能 (制約あり)	
926	42	2	25-1-6	30-138	国民健康保険組合に対する国庫補助 等の算定	2	地方税法その他の地方税に関する法律に 基づく条例の規定により算定した税額若 しくはその算定の基礎となる事項に関す る情報	市町村長又は国民健康保 険組合	市町村長	平成29年7月 (平成30年7月)	地方税関係情報に係るデータ項目のうち、「様式 等請求所符類(申告分欄)」等は提供項目となっ ていない。※詳細は厚生労働省からの事務連絡 (平成29年1月18日付)参照。	②				
927	48	1	26の3-1イ	31-19	第三号被保険者の資格取得の届出の 認定	2	地方税法その他の地方税に関する法律に 基づく条例の規定により算定した税額若 しくはその算定の基礎となる事項に関す る情報	厚生労働大臣(日本年金 機構)	市町村長	日本年金機構の情報連携は、 番号法附則第3条の2第2項 の規定により、平成29年11月 30日までの間で政令で定める 日までの間、停止されている ため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者とな る事務手続	
928	48	1	26の3-1ロ	31-20	第三号被保険者の資格取得の届出の 認定	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する 事項	厚生労働大臣(日本年金 機構)	市町村長	日本年金機構の情報連携は、 番号法附則第3条の2第2項 の規定により、平成29年11月 30日までの間で政令で定める 日までの間、停止されている ため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者とな る事務手続	
929	48	1	26の3-1イ	31-23	第三号被保険者の種別変更の届出の 認定	2	地方税法その他の地方税に関する法律に 基づく条例の規定により算定した税額若 しくはその算定の基礎となる事項に関す る情報	厚生労働大臣(日本年金 機構)	市町村長	日本年金機構の情報連携は、 番号法附則第3条の2第2項 の規定により、平成29年11月 30日までの間で政令で定める 日までの間、停止されている ため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者とな る事務手続	
930	48	1	26の3-1ロ	31-24	第三号被保険者の種別変更の届出の 認定	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する 事項	厚生労働大臣(日本年金 機構)	市町村長	日本年金機構の情報連携は、 番号法附則第3条の2第2項 の規定により、平成29年11月 30日までの間で政令で定める 日までの間、停止されている ため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者とな る事務手続	
931	48	1	26の3-1イ	31-28	第三号被保険者の配偶者に関する届 出の認定	2	地方税法その他の地方税に関する法律に 基づく条例の規定により算定した税額若 しくはその算定の基礎となる事項に関す る情報	厚生労働大臣(日本年金 機構)	市町村長	日本年金機構の情報連携は、 番号法附則第3条の2第2項 の規定により、平成29年11月 30日までの間で政令で定める 日までの間、停止されている ため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者とな る事務手続	
932	48	1	26の3-1ロ	31-29	第三号被保険者の配偶者に関する届 出の認定	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する 事項	厚生労働大臣(日本年金 機構)	市町村長	日本年金機構の情報連携は、 番号法附則第3条の2第2項 の規定により、平成29年11月 30日までの間で政令で定める 日までの間、停止されている ため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者とな る事務手続	
933	48	1	26の3-1イ	31-31	第三号被保険者の資格取得の特例届 出の認定	2	地方税法その他の地方税に関する法律に 基づく条例の規定により算定した税額若 しくはその算定の基礎となる事項に関す る情報	厚生労働大臣(日本年金 機構)	市町村長	日本年金機構の情報連携は、 番号法附則第3条の2第2項 の規定により、平成29年11月 30日までの間で政令で定める 日までの間、停止されている ため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者とな る事務手続	
934	48	1	26の3-1ロ	31-32	第三号被保険者の資格取得の特例届 出の認定	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する 事項	厚生労働大臣(日本年金 機構)	市町村長	日本年金機構の情報連携は、 番号法附則第3条の2第2項 の規定により、平成29年11月 30日までの間で政令で定める 日までの間、停止されている ため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者とな る事務手続	
935	48	1	26の3-1イ	31-33	年金確保支援法による国民年金第3 号被保険者(種別変更・種別確認) 3号該当届の届出	2	地方税法その他の地方税に関する法律に 基づく条例の規定により算定した税額若 しくはその算定の基礎となる事項に関す る情報	厚生労働大臣(日本年金 機構)	市町村長	日本年金機構の情報連携は、 番号法附則第3条の2第2項 の規定により、平成29年11月 30日までの間で政令で定める 日までの間、停止されている ため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者とな る事務手続	
936	48	1	26の3-1ロ	31-34	年金確保支援法による国民年金第3 号被保険者(種別変更・種別確認) 3号該当届の届出	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する 事項	厚生労働大臣(日本年金 機構)	市町村長	日本年金機構の情報連携は、 番号法附則第3条の2第2項 の規定により、平成29年11月 30日までの間で政令で定める 日までの間、停止されている ため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者とな る事務手続	
937	50	1	26の4-1	31-74	保険料納付の法定免除の該当届出の 確認	15	生活保護法による保護の実施若しくは就 労自立給付金の支給に関する情報	厚生労働大臣(日本年金 機構)	都道府県知事等	日本年金機構の情報連携は、 番号法附則第3条の2第2項 の規定により、平成29年11月 30日までの間で政令で定める 日までの間、停止されている ため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者とな る事務手続	
938	50	1	26の4-1	31-77	保険料納付の法定免除の不該当届出 の確認	15	生活保護法による保護の実施若しくは就 労自立給付金の支給に関する情報	厚生労働大臣(日本年金 機構)	都道府県知事等	日本年金機構の情報連携は、 番号法附則第3条の2第2項 の規定により、平成29年11月 30日までの間で政令で定める 日までの間、停止されている ため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者とな る事務手続	
939	48	1	26の3-3イ	31-80	保険料全額免除の申請の処分	2	地方税法その他の地方税に関する法律に 基づく条例の規定により算定した税額若 しくはその算定の基礎となる事項に関す る情報	厚生労働大臣(日本年金 機構)	市町村長	日本年金機構の情報連携は、 番号法附則第3条の2第2項 の規定により、平成29年11月 30日までの間で政令で定める 日までの間、停止されている ため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者とな る事務手続	
940	50	1	26の4-1	31-81	保険料全額免除の申請の処分	15	生活保護法による保護の実施若しくは就 労自立給付金の支給に関する情報	厚生労働大臣(日本年金 機構)	都道府県知事等	日本年金機構の情報連携は、 番号法附則第3条の2第2項 の規定により、平成29年11月 30日までの間で政令で定める 日までの間、停止されている ため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者とな る事務手続	

【分類】凡例
①…連携可
②…連携可(ただし制約あり)
③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照	H29.7時点での情報連携対象				
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人情報名						可能	可能 (制約あり)	不可	備考	
941	50	3	26の4-2	31-82	保険料全額免除の申請の処分	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（職業安定局）	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③				○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
942	48	1	26の3-3ロ	31-83	保険料全額免除の申請の処分	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③				○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
943	48	1	26の3-3イ	31-84	保険料全額免除の申請の処分（継続免除）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③				○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
944	48	1	26の3-3ロ	31-85	保険料全額免除の申請の処分（継続免除）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③				○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
945	48	1	26の3-3イ	31-90	保険料一部免除の申請の処分	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③				○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
946	48	1	26の3-3ロ	31-91	保険料一部免除の申請の処分	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③				○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
947	50	1	26の4-1	31-92	保険料一部免除の申請の処分	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	都道府県知事等	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③				○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
948	50	3	26の4-2	31-93	保険料一部免除の申請の処分	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（職業安定局）	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③				○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
949	48	1	26の3-3イ	31-98	若年者納付猶予の申請の処分	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③				○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
950	48	1	26の3-3ロ	31-99	若年者納付猶予の申請の処分	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③				○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
951	50	1	26の4-1	31-100	若年者納付猶予の申請の処分	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	都道府県知事等	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③				○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
952	50	3	26の4-2	31-101	若年者納付猶予の申請の処分	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（職業安定局）	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③				○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
953	48	1	26の3-3イ	31-102	若年者納付猶予の申請の処分（継続免除）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③				○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
954	48	1	26の3-3ロ	31-103	若年者納付猶予の申請の処分（継続免除）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③				○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
955	48	1	26の3-3イ	31-108	学生等の保険料納付の特例に係る処分	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③				○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続

【「分類」凡例】
 ①…連携可
 ②…連携可(ただし制約あり)
 ③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照	H29.7時点での情報連携対象			
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人情報名						可能	可能 (制約あり)	不可	備考
956	50	1	26の4-1	31-109	学生等の保険料納付の特例に係る処分	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	都道府県知事等	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③			○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
957	50	3	26の4-2	31-110	学生等の保険料納付の特例に係る処分	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（職業安定局）	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③			○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
958	48	1	26の3-3イ	31-115	保険料納付の免除勧奨	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③			○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
959	48	1	26の3-3ロ	31-116	保険料納付の免除勧奨	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③			○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
960	50	3	26の4-2	31-117	保険料納付の免除勧奨	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（職業安定局）	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③			○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
961	50	1	26の4-1	31-118	保険料納付の免除勧奨	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	都道府県知事等	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③			○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
962	50	1	26の4-1	31-119	法定免除の該当勧奨	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	都道府県知事等	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③			○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
963	50	1	26の4-1	31-120	法定免除の非該当勧奨	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	都道府県知事等	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③			○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
964	48	1	26の3-4	31-125	国民年金法による保険料の徴収	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③			○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
965	48	1	26の3-4	31-126	国民年金法による保険料の徴収	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③			○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
966	48	1	26の3-4	31-127	国民年金保険料による保険料その他徴収金を滞納する者に対する督促及び滞納処分	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③			○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
967	48	1	26の3-4	31-128	国民年金保険料による保険料その他徴収金を滞納する者に対する督促及び滞納処分	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③			○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
968	48	1	26の3-2	31-141	老齢基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③			○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
969	48	1	26の3-2	31-142	老齢基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③			○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
970	48	1	26の3-2	31-144	特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していた者の特例（65歳到達前に係る）に係る老齢基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③			○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続

【「分類」凡例】
 ①…連携可
 ②…連携可(ただし制約あり)
 ③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照	H29.7時点での情報連携対象		
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人情報 名						可能	可能 (制約あり)	不可
971	48	1	26の3-2	31-145	特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していた者の特例(66歳到達前に係る老齢基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣(日本年金機構)	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
972	48	1	26の3-2	31-146	特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していた者の特例(66歳到達後に係る老齢基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	厚生労働大臣(日本年金機構)	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
973	48	1	26の3-2	31-147	特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していた者の特例(66歳到達後に係る老齢基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣(日本年金機構)	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
974	48	1	26の3-2	31-148	老齢厚生年金の受給権を有していた者の昭和60年改正法附則第15条第2項の規定による老齢基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	厚生労働大臣(日本年金機構)	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
975	48	1	26の3-2	31-149	老齢厚生年金の受給権を有していた者の昭和60年改正法附則第15条第2項の規定による老齢基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣(日本年金機構)	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
976	48	1	26の3-2	31-158	老齢基礎年金加算開始事由該当届の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	厚生労働大臣(日本年金機構)	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
977	48	1	26の3-2	31-159	老齢基礎年金加算開始事由該当届の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣(日本年金機構)	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
978	48	1	26の3-2	31-176	老齢基礎年金受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣(日本年金機構)	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
979	47	1	26の2-1	31-177	障害基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	72	船員保険法による保険給付の支給に関する情報	厚生労働大臣(日本年金機構)	全国健康保険協会	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
980	47	2	26の2-2	31-178	障害基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	厚生労働大臣(日本年金機構)	厚生労働大臣(労働基準局)	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
981	47	5	26の2-3	31-181	障害基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	厚生労働大臣(日本年金機構)	地方公務員災害補償基金	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
982	48	1	26の3-2	31-182	障害基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	厚生労働大臣(日本年金機構)	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
983	48	1	26の3-2	31-183	障害基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣(日本年金機構)	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
984	48	1	26の3-2	31-184	障害基礎年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	厚生労働大臣(日本年金機構)	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
985	48	1	26の3-2	31-185	障害基礎年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣(日本年金機構)	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続

【分類】凡例
 ①…連携可
 ②…連携可(ただし制約あり)
 ③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照	H29.7時点での情報連携対象			
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人 情報名						可能	可能 (制約あり)	不可	備考
986	48	1	26の3-2	31-187	障害基礎年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③	○	○	○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
987	48	1	26の3-2	31-188	障害基礎年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③	○	○	○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
988	48	1	26の3-2	31-189	障害基礎年金の額改定請求書の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③	○	○	○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
989	48	1	26の3-2	31-190	障害基礎年金の額改定請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③	○	○	○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
990	48	1	26の3-2	31-191	障害基礎年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害基礎年金の額改定請求書の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③	○	○	○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
991	48	1	26の3-2	31-192	障害基礎年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害基礎年金の額改定請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③	○	○	○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
992	48	1	26の3-2	31-193	障害基礎年金の受給権者が子を有するに至ったときの加算開始事由該当届の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③	○	○	○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
993	48	1	26の3-2	31-194	障害基礎年金の受給権者が子を有するに至ったときの加算開始事由該当届の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③	○	○	○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
994	48	1	26の3-2	31-195	国民年金法第30条の2第4項の規定により同条第1項の請求があったものとみなされた障害基礎年金受給権者に加算額対象者があるときの届出書の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③	○	○	○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
995	48	1	26の3-2	31-196	国民年金法第30条の2第4項の規定により同条第1項の請求があったものとみなされた障害基礎年金受給権者に加算額対象者があるときの届出書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③	○	○	○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
996	47	1	26の2-1	31-201	20歳前障害に基づく障害基礎年金受給権者に係る支給停止事由該当届の受理・審査・通知	72	船員保険法による保険給付の支給に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	全国健康保険協会	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③	○	○	○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
997	47	2	26の2-2	31-202	20歳前障害に基づく障害基礎年金受給権者に係る支給停止事由該当届の受理・審査・通知	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（労働基準局）	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③	○	○	○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
998	47	5	26の2-3	31-203	20歳前障害に基づく障害基礎年金受給権者に係る支給停止事由該当届の受理・審査・通知	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	地方公務員災害補償基金	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③	○	○	○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
999	47	1	26の2-1	31-204	20歳前障害に基づく障害基礎年金の受給権者に係る支給停止額変更の届出	72	船員保険法による保険給付の支給に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	全国健康保険協会	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③	○	○	○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続

【分類】凡例
 ①…連携可
 ②…連携可(ただし制約あり)
 ③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照	H29.7時点での情報連携対象				
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人情報名						可能	可能 (制約あり)	不可	備考	
1000	47	2	26の2-2	31-205	20歳前障害に基づく障害基礎年金の受給権者に係る支給停止額変更の届出	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（労働基準局）	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③				○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
1001	47	5	26の2-3	31-206	20歳前障害に基づく障害基礎年金の受給権者に係る支給停止額変更の届出	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	地方公務員災害補償基金	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③				○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
1002	47	1	26の2-1	31-207	障害基礎年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	72	船員保険法による保険給付の支給に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	全国健康保険協会	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③				○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
1003	47	2	26の2-2	31-208	障害基礎年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（労働基準局）	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③				○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
1004	47	5	26の2-3	31-209	障害基礎年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	地方公務員災害補償基金	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③				○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
1005	48	1	26の3-2	31-210	障害基礎年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③				○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
1006	48	1	26の3-2	31-211	障害基礎年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③				○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
1007	48	1	26の3-2	31-212	支給停止されている障害基礎年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の当該障害基礎年金の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③				○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
1008	48	1	26の3-2	31-213	支給停止されている障害基礎年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の当該障害基礎年金の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③				○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
1009	48	1	26の3-2	31-218	20歳前障害に基づく障害基礎年金の受給権者に係る所得状況の届出の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③				○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
1010	48	1	26の3-2	31-224	障害基礎年金受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③				○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
1011	48	1	26の3-2	31-225	遺族基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③				○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
1012	48	1	26の3-2	31-226	遺族基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③				○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
1013	48	1	26の3-2	31-228	遺族基礎年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③				○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続

【分類】凡例
 ①…連携可
 ②…連携可(ただし制約あり)
 ③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照	H29.7時点での情報連携対象		
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人情報名						可能	可能 (制約あり)	不可
1014	48	1	26の3-2	31-230	遺族基礎年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
1015	48	1	26の3-2	31-236	遺族基礎年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
1016	48	1	26の3-2	31-238	所在不明による遺族基礎年金の支給停止解除申請書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
1017	48	1	26の3-2	31-249	遺族基礎年金受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
1018	48	1	26の3-2	31-250	寡婦年金の裁定請求書の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
1019	48	1	26の3-2	31-251	寡婦年金の裁定請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
1020	48	1	26の3-2	31-265	寡婦年金受給権者に係る未支給の給付の請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
1021	48	1	26の3-2	31-266	国民年金の死亡一時金の裁定請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
1022	48	1	26の3-2	31-269	未支給の国民年金の脱退一時金請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
1023	47	2	26の2-2	31-271	中国残留邦人等に支給する老齢福祉年金についての裁定請求書の受理・審査・通知	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（労働基準局）	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
1024	47	5	26の2-3	31-272	中国残留邦人等に支給する老齢福祉年金についての裁定請求書の受理・審査・通知	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	地方公務員災害補償基金	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
1025	48	1	26の3-2	31-273	中国残留邦人等に支給する老齢福祉年金についての裁定請求書の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
1026	48	1	26の3-2	31-274	中国残留邦人等に支給する老齢福祉年金についての裁定請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
1027	47	2	26の2-2	31-275	老齢福祉年金受給権者の支給停止解除の申出書の受理・審査・通知	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（労働基準局）	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
1028	47	5	26の2-3	31-276	老齢福祉年金受給権者の支給停止解除の申出書の受理・審査・通知	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	地方公務員災害補償基金	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続

【「分類」凡例】
 ①…連携可
 ②…連携可(ただし制約あり)
 ③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照	H29.7時点での情報連携対象				
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人情報名						可能	可能 (制約あり)	不可	備考	
1029	48	1	26の3-2	31-277	老齢福祉年金受給権者の支給停止解除の申出書の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③				○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
1030	48	1	26の3-2	31-278	老齢福祉年金受給権者の支給停止解除の申出書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③				○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
1031	47	2	26の2-2	31-280	老齢福祉年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（労働基準局）	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③				○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
1032	47	5	26の2-3	31-281	老齢福祉年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	地方公務員災害補償基金	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③				○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
1033	48	1	26の3-2	31-282	老齢福祉年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③				○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
1034	48	1	26の3-2	31-283	老齢福祉年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③				○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
1035	47	2	26の2-2	31-284	老齢福祉年金受給権者に係る支給停止に関する届出の受理・審査・通知	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（労働基準局）	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③				○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
1036	47	5	26の2-3	31-285	老齢福祉年金受給権者に係る支給停止に関する届出の受理・審査・通知	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	地方公務員災害補償基金	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③				○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
1037	48	1	26の3-2	31-286	老齢福祉年金受給権者に係る支給停止に関する届出の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③				○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
1038	48	1	26の3-2	31-287	老齢福祉年金受給権者に係る支給停止に関する届出の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③				○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
1039	48	1	26の3-2	31-288	老齢福祉年金受給権者の現況の届出の受理・審査・確認	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③				○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
1040	48	1	26の3-2	31-289	老齢福祉年金受給権者の現況の届出の受理・審査・確認	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③				○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
1041	47	2	26の2-2	31-290	老齢福祉年金受給権者の現況の届出の受理・審査・確認	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（労働基準局）	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③				○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
1042	47	5	26の2-3	31-291	老齢福祉年金受給権者の現況の届出の受理・審査・確認	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	地方公務員災害補償基金	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③				○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
1043	48	1	26の3-2	31-298	老齢福祉年金受給権者に係る未支給の給付の請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③				○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続

【分類】凡例
 ①…連携可
 ②…連携可(ただし制約あり)
 ③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人 情報番号	特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照	H29.7時点での情報連携対象			
				管理番号	事務手続名		特定個人情報 情報名	可能						可能 (制約あり)	不可	備考	
1065	54	3	28-8 (28-1ホ)	35-16	割増賃料を徴収する事務	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	平成29年7月		①	○				
1066	54	1	28-7 (28-1イ、ロ)	35-19	家賃を減免する決定	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	平成29年7月		①	○				
1067	54	2	28-7 (28-1ハ)	35-20	家賃を減免する決定	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①	○				
1068	54	3	28-7 (28-1ハ)	35-21	家賃を減免する決定	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	平成29年7月		①	○				
1069	54	3	28-7 (28-1ハ)	35-22	家賃を減免する決定	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	平成29年7月		①	○				
1070	54	1	28-1イ、ロ	35-25	敷金を減免する決定	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	平成29年7月		①	○				
1071	54	2	28-1ハ	35-26	敷金を減免する決定	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①	○				
1072	54	3	28-1ニ	35-27	敷金を減免する決定	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	平成29年7月		①	○				
1073	54	3	28-1ホ	35-28	敷金を減免する決定	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	平成29年7月		①	○				
1074	54	1	28-7 (28-1イ、ロ)	35-31	割増賃料を減免をする決定	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	平成29年7月		①	○				
1075	54	2	28-7 (28-1ハ)	35-32	割増賃料を減免する決定	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①	○				
1076	54	3	28-7 (28-1ニ)	35-33	割増賃料を減免する決定	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	平成29年7月		①	○				
1077	54	3	28-7 (28-1ホ)	35-34	割増賃料を減免する決定	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	平成29年7月		①	○				
1078	54	1	28-2 (28-1イ、ロ)	35-37	家賃又は敷金の徴収を猶予する決定	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	平成29年7月		①	○				
1079	54	2	28-2 (28-1ハ)	35-38	家賃又は敷金の徴収を猶予する決定	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①	○				
1080	54	3	28-2 (28-1ニ)	35-39	家賃又は敷金の徴収を猶予する決定	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	平成29年7月		①	○				
1081	54	3	28-2 (28-1ホ)	35-40	家賃又は敷金の徴収を猶予する決定	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	平成29年7月		①	○				
1082	54	1	28-9 (28-1イ、ロ)	35-43	割増賃料の徴収を猶予する決定	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	平成29年7月		①	○				
1083	54	2	28-9 (28-1ハ)	35-44	割増賃料の徴収を猶予する決定	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①	○				
1084	54	3	28-9 (28-1ニ)	35-45	割増賃料の徴収を猶予する決定	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	平成29年7月		①	○				
1085	54	3	28-9 (28-1ホ)	35-46	割増賃料の徴収を猶予する決定	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	平成29年7月		①	○				

【分類】凡例
 ①…連携可
 ②…連携可(ただし制約あり)
 ③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人 情報名					
1133	57	2	31-1-5へ	37-40	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査	9	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報	都道府県知事又は市町村長	市町村長	平成29年7月		①
1134	57	3	31-1-5ト、リ、ル	37-41	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査	49	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報	都道府県知事又は市町村長	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③
1135	57	3	31-1-5ワ	37-43	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査	49	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報	都道府県知事又は市町村長	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	平成29年7月		①
1136	57	3	31-1-5ヲ	37-44	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査	49	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報	都道府県知事又は市町村長	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③
1137	57	3	31-1-5チ	37-45	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査	49	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報	都道府県知事又は市町村長	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③
1138	57	3	31-1-5ヌ	37-46	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査	49	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報	都道府県知事又は市町村長	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③
1139	57	4	31-1-5カ 31-1-6ロ	37-48	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査	26	特別児童扶養手当の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	都道府県知事又は市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	平成29年7月		①
1140	57	1	31-1-5ハ 31-1-6イ	37-51	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査	20		都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	平成29年7月		①
1141	58	3	第31条の2 第9号ニ	39-9	被扶養者の認定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	地方公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③
1142	58	3	第31条の2 第9号ニ	39-10	被扶養者の認定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	地方公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③
1143	58	3	第31条の2 第9号ニ	39-11	被扶養者の認定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	地方公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	平成30年7月	共済組合等（短期給付）が照会者となる事務手続	③
1144	58	3	第31条の2 第9号ニ	39-12	被扶養者の認定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	地方公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	平成30年7月	共済組合等（短期給付）が照会者となる事務手続	③
1145	58	3	第31条の2 第9号ニ	39-13	被扶養者の認定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	地方公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	平成30年7月	共済組合等（短期給付）が照会者となる事務手続	③
1146	58	3	第31条の2 第10号ニ	39-20	組合員証の検認又は更新等	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	地方公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③
1147	58	3	第31条の2 第10号ニ	39-21	組合員証の検認又は更新等	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	地方公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	平成30年7月	共済組合等（短期給付）が照会者となる事務手続	③
1148	58	3	第31条の2 第10号ニ	39-22	組合員証の検認又は更新等	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	地方公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	平成30年7月	共済組合等（短期給付）が照会者となる事務手続	③
1149	58	3	第31条の2 第10号ニ	39-23	組合員証の検認又は更新等	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	地方公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	平成30年7月	共済組合等（短期給付）が照会者となる事務手続	③
1150	58	4	第31条の2 第8号ロ	39-98	傷病手当金の支給決定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	地方公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③
1151	58	4	第31条の2 第8号ロ	39-99	傷病手当金の支給決定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	地方公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	平成30年7月	共済組合等（短期給付）が照会者となる事務手続	③
1152	58	4	第31条の2 第8号ロ	39-100	傷病手当金の支給決定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	地方公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	平成30年7月	共済組合等（短期給付）が照会者となる事務手続	③
1153	58	4	第31条の2 第8号ロ	39-101	傷病手当金の支給決定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	地方公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	平成30年7月	共済組合等（短期給付）が照会者となる事務手続	③

H29.7時点での情報連携対象			備考
可能	可能 (制約あり)	不可	
○			
		○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続
○			
		○	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続
○			
		○	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続
○			
		○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続
○			
		○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続
○			
		○	共済組合等（短期給付）が照会者となる事務手続
○			
		○	共済組合等（短期給付）が照会者となる事務手続
○			
		○	共済組合等（短期給付）が照会者となる事務手続
○			
		○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続
○			
		○	共済組合等（短期給付）が照会者となる事務手続
○			
		○	共済組合等（短期給付）が照会者となる事務手続
○			
		○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続
○			
		○	共済組合等（短期給付）が照会者となる事務手続
○			
		○	共済組合等（短期給付）が照会者となる事務手続
○			
		○	共済組合等（短期給付）が照会者となる事務手続

【分類】凡例
 ①…連携可
 ②…連携可(ただし制約あり)
 ③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人情報名					
1154	60	2	第31条の4第2号	39-205	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金受給権者に係る支給停止事由該当届（雇用保険法による失業給付（基本手当）を受給している場合）の受理・審査・通知	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	厚生労働大臣（職業安定局）	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③
1155	60	2	第31条の4第2号	39-206	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金受給権者に係る支給停止事由該当届（雇用保険法による高齢雇用継続給付を受給している場合）の受理・審査・通知	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	厚生労働大臣（職業安定局）	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③
1156	60	1	第31条の4第1号	39-295	障害共済年金（経過的職域加算額）の決定請求書の受理・審査・通知	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員災害補償基金	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③
1157	60	1	第31条の4第1号	39-296	障害共済年金（経過的職域加算額）の供給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員災害補償基金	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③
1158	60	1	第31条の4第1号	39-297	遺族共済年金（経過的職域加算額）の供給の調整による支給停止の申請書の受理・審査・通知	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員災害補償基金	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続	③
1159	61	1	32-1-1イ 32-1-2イ	41-1	福祉の措置	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①
1160	61	2	32-1-1ロ 32-1-2ロ	41-3	福祉の措置	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	市町村長	市町村長	平成29年7月		①
1161	61	2	32-1-1ハ 32-1-2ハ	41-4	福祉の措置	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	市町村長	市町村長	平成29年7月		①
1162	61	2	32-1-3	41-5	措置に要する費用の支弁	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	市町村長	市町村長	平成29年7月		①
1163	62	1	33-1-1	41-6	措置に要する費用の徴収	31	医療保険者法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等（短期給付）が提供者となる事務手続については、対象外	②
1164	62	2	33-1-2	41-7	措置に要する費用の徴収	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	市町村長	厚生労働大臣（職業安定局）	平成29年7月		①
1165	62	3	33-1-3	41-8	措置に要する費用の徴収	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①
1166	62	4	33-1-4	41-10	措置に要する費用の徴収	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	市町村長	市町村長	平成29年7月		①
1167	62	4	33-1-5	41-11	措置に要する費用の徴収	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	市町村長	市町村長	平成29年7月		①
1168	62	5	33-1-6	41-12	措置に要する費用の徴収	64	国民年金法又は被用者年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	市町村長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③
1169	63	1	34-1-1	43-3	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付に対する償還未済額の償還免除申請に係る事実についての審査（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令224号）第7条、第31条の5、第36条に規定する資金の種別ごと）【本人同意要】	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	市町村長	平成29年7月		①
1170	63	1	34-1-2 34-1-3	43-6	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付申請に係る事実についての審査（支給決定）（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令224号）第36条に規定する資金の種別ごと）【本人同意要】	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	市町村長	平成29年7月		①
1171	64	1	35-1-1	44-3	ひとり親家庭等日常生活支援事業の申請に係る事実についての審査（利用料の決定）	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①
1172	64	1	35-1-2	44-4	ひとり親家庭等日常生活支援事業の申請に係る事実についての審査（利用料の決定）	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①
1173	64	2	35-1-3	44-5	ひとり親家庭等日常生活支援事業の申請に係る事実についての審査（利用料の決定）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	都道府県知事又は市町村長	市町村長	平成29年7月		①
1174	65	1	36-1-1イ	45-7	自立支援教育訓練給付金の支給申請に係る事実についての審査（支給決定）【本人同意要】	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	都道府県知事等	市町村長	平成29年7月 (平成30年7月)	地方税関係情報に係るデータ項目のうち、「配偶者控除等（老人控除対象配偶者）」が提供項目となっていない。※詳細は厚生労働省からの事務連絡（平成29年1月24日付）参照。	②
1175	65	1	36-1-2イ	45-8	高等職業訓練促進給付金の支給申請に係る事実についての審査（支給決定）【本人同意要】	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	都道府県知事等	市町村長	平成29年7月 (平成30年7月)	地方税関係情報に係るデータ項目のうち、「配偶者控除等（老人控除対象配偶者）」が提供項目となっていない。※詳細は厚生労働省からの事務連絡（平成29年1月24日付）参照。	②

H29.7時点での情報連携対象			備考
可能	可能 (制約あり)	不可	
		○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
		○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
		○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
		○	共済組合等（長期給付）が照会者となる事務手続
○			
○			
○			
○			
○	○		共済組合等（短期給付）が提供者となる事務手続については、対象外
○			
○			
○			
○			
○		○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続
○			
○			
○			
○	○		地方税関係情報に係るデータ項目のうち、「配偶者控除等（老人控除対象配偶者）」が提供項目となっていない。※詳細は厚生労働省からの事務連絡（平成29年1月24日付）参照。
○		○	地方税関係情報に係るデータ項目のうち、「配偶者控除等（老人控除対象配偶者）」が提供項目となっていない。※詳細は厚生労働省からの事務連絡（平成29年1月24日付）参照。

【分類】凡例
①…連携可
②…連携可(ただし制約あり)
③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	H29.7時点での情報連携対象		
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人情報名					可能	可能 (制約あり)	不可
1176	65	1	36-1-2イ	45-9	高等職業訓練修了支援給付金の支給申請に係る事実についての審査(支給決定)【本人同意要】	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	都道府県知事等	市町村長	平成29年7月 (平成30年7月)	地方税関係情報に係るデータ項目のうち、「配偶者控除等(老人控除対象配偶者)」が提供項目となっていない。※詳細は厚生労働省からの事務連絡(平成29年1月24日付)参照。	○		
1177	65	1	36-1-3	45-10	高等職業訓練促進給付金の額の算定【本人同意要】	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	都道府県知事等	市町村長	平成29年7月		○		
1178	65	1	36-1-3	45-11	高等職業訓練修了支援給付金の額の算定【本人同意要】	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	都道府県知事等	市町村長	平成29年7月		○		
1179	65	2	36-1-1ロ	45-12	自立支援教育訓練給付金の支給申請に係る事実についての審査(支給決定)	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事等	平成29年7月		○		
1180	65	2	36-1-2ロ	45-13	高等職業訓練促進給付金の支給申請に係る事実についての審査(支給決定)	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事等	平成29年7月		○		
1181	65	2	36-1-2ロ	45-14	高等職業訓練修了支援給付金の支給申請に係る事実についての審査(支給決定)	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事等	平成29年7月		○		
1182	65	3	36-1-1ハ	45-15	自立支援教育訓練給付金の支給申請に係る事実についての審査(支給決定)	56	雇用保険法による教育訓練給付金の支給に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣(職業安定局)	平成29年7月		○		
1183	65	3	36-1-2ニ	45-16	高等職業訓練促進給付金の支給申請に係る事実についての審査(支給決定)	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受給給付金の支給に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣(職業安定局)	平成29年7月		○		
1184	65	3	36-1-2ニ	45-17	高等職業訓練修了支援給付金の支給申請に係る事実についての審査(支給決定)	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受給給付金の支給に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣(職業安定局)	平成29年7月		○		
1185	65	3	36-1-2ハ	45-18	高等職業訓練促進給付金の支給申請に係る事実についての審査(支給決定)	56	雇用保険法による教育訓練給付金の支給に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣(職業安定局)	平成29年7月		○		
1186	65	3	36-1-2ハ	45-19	高等職業訓練修了支援給付金の支給申請に係る事実についての審査(支給決定)	56	雇用保険法による教育訓練給付金の支給に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣(職業安定局)	平成29年7月		○		
1187	66	1	37-1-1イ	46-2	特別児童扶養手当の認定	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	厚生労働大臣又は都道府県知事(市町村長)	市町村長	平成29年7月		○		
1188	66	1	37-1-1ロ	46-3	特別児童扶養手当の認定	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣又は都道府県知事(市町村長)	市町村長	平成29年7月		○		
1189	66	2	37-1-1ハ	46-4	特別児童扶養手当の認定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	厚生労働大臣又は都道府県知事(市町村長)	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法別則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	○		日本年金機構が情報提供者となる事務手続	
1190	66	2	37-1-1ハ	46-7	特別児童扶養手当の認定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	厚生労働大臣又は都道府県知事(市町村長)	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定(日本年金機構と同時期を予定)	○		共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続	
1191	66	2	37-1-1ハ	46-8	特別児童扶養手当の認定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	厚生労働大臣又は都道府県知事(市町村長)	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定(日本年金機構と同時期を予定)	○		共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続	
1192	66	2	37-1-1ハ	46-9	特別児童扶養手当の認定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	厚生労働大臣又は都道府県知事(市町村長)	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定(日本年金機構と同時期を予定)	○		共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続	
1193	66	1	37-1-2イ	46-17	特別児童扶養手当額改定請求書の内容審査	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣又は都道府県知事(市町村長)	市町村長	平成29年7月		○		
1194	66	1	37-1-3	46-20	特別児童扶養手当の所得状況届の内容審査	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	厚生労働大臣又は都道府県知事(市町村長)	市町村長	平成29年7月		○		
1195	66	2	37-1-2ロ	46-29	特別児童扶養手当額改定請求書の内容審査	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	厚生労働大臣又は都道府県知事(市町村長)	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法別則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	○		日本年金機構が情報提供者となる事務手続	
1196	66	2	37-1-2ロ	46-32	特別児童扶養手当額改定請求書の内容審査	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	厚生労働大臣又は都道府県知事(市町村長)	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定(日本年金機構と同時期を予定)	○		共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続	
1197	66	2	37-1-2ロ	46-33	特別児童扶養手当額改定請求書の内容審査	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	厚生労働大臣又は都道府県知事(市町村長)	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定(日本年金機構と同時期を予定)	○		共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続	
1198	66	2	37-1-2ロ	46-34	特別児童扶養手当額改定請求書の内容審査	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	厚生労働大臣又は都道府県知事(市町村長)	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定(日本年金機構と同時期を予定)	○		共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続	
1199	67	1	38-1-1イ	47-2	障害児福祉手当の認定	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	都道府県知事等	市町村長	平成29年7月		○		
1200	67	1	38-1-1ロ	47-3	障害児福祉手当の認定	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	都道府県知事等	市町村長	平成29年7月		○		
1201	68	1	38の2-1-1	47-4	障害児福祉手当の認定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法別則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	○		日本年金機構が情報提供者となる事務手続	

【分類】凡例
 ①…連携可
 ②…連携可(ただし制約あり)
 ③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人情報名					
1202	68	1	38の2-1-1	47-7	障害児福祉手当の認定	64	国民年金法又は被用者年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月10日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③
1203	68	1	38の2-1-1	47-8	障害児福祉手当の認定	64	国民年金法又は被用者年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月10日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③
1204	68	1	38の2-1-1	47-9	障害児福祉手当の認定	64	国民年金法又は被用者年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月10日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③
1205	67	1	38-1-2	47-14	障害児福祉手当所得状況届の内容確認	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	都道府県知事等	市町村長	平成29年7月	地方税関係情報に係るデータ項目のうち、「公的年金等収入額」等が提供項目となっていない。※詳細は厚生労働省からの事務連絡（平成29年1月25日付）参照。	①
1206	67	1	38-1-1イ	47-22	特別障害者手当の認定	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	都道府県知事等	市町村長	平成29年7月 (平成30年7月)	地方税関係情報に係るデータ項目のうち、「公的年金等収入額」等が提供項目となっていない。※詳細は厚生労働省からの事務連絡（平成29年1月25日付）参照。	②
1207	67	1	38-1-1ロ	47-23	特別障害者手当の認定	1	住民基本台帳法第七十二条第四号に規定する事項	都道府県知事等	市町村長	平成29年7月		①
1208	67	1	38-1-2	47-26	特別障害者手当所得状況届の内容確認	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	都道府県知事等	市町村長	平成29年7月 (平成30年7月)	地方税関係情報に係るデータ項目のうち、「公的年金等収入額」等が提供項目となっていない。※詳細は厚生労働省からの事務連絡（平成29年1月25日付）参照。	②
1209	67	1	38-1-3	47-34	福祉手当所得状況届の内容確認	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	都道府県知事等	市町村長	平成29年7月		①
1210	85	1	43の3の2-2、 43の3の2-4	47-35	福祉手当所得状況届の内容の審査	54	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第七十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給に関する情報	都道府県知事等	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第七十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給を行うこととされている者	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月10日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③
1211	85	1	43の3の2-3	47-38	福祉手当所得状況届の内容の審査	54	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第七十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給に関する情報	都道府県知事等	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第七十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給を行うこととされている者	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③
1212	85	1	43の3の2-5	47-39	福祉手当所得状況届の内容の審査	54	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第七十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給に関する情報	都道府県知事等	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第七十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給を行うこととされている者	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③
1213	85	1	43の3の2-1	47-40	福祉手当所得状況届の内容の審査	54	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第七十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給に関する情報	都道府県知事等	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第七十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給を行うこととされている者	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③
1214	68	1	38の2-1-1	47-49	特別障害者手当の認定	64	国民年金法又は被用者年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月10日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③
1215	68	1	38の2-1-1	47-53	特別障害者手当の認定	64	国民年金法又は被用者年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③
1216	68	1	38の2-1-1	47-55	特別障害者手当の認定	64	国民年金法又は被用者年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③
1217	68	1	38の2-1-1	47-56	特別障害者手当の認定	64	国民年金法又は被用者年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③
1218	68	1	38の2-1-2	47-65	特別障害者手当所得状況届の内容の審査	64	国民年金法又は被用者年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月10日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③

【分類】凡例
 ①…連携可
 ②…連携可(ただし制約あり)
 ③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照	H29.7時点での情報連携対象			
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人情報名						可能	可能 (制約あり)	不可	備考
1219	68	1	38の2-1-2	47-66	特別障害者手当所得状況届の内容の 審査	64	国民年金法又は被用者年金各法による年 金である給付の支給又は保険料の徴収に 関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日 本年金機構、共済組合等 又は農林漁業団体職員共 済組合	未定（日本年金機構と 同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③				共済組合等（長期給付）が提供 者となる事務手続
1220	68	1	38の2-1-2	47-67	特別障害者手当所得状況届の内容の 審査	64	国民年金法又は被用者年金各法による年 金である給付の支給又は保険料の徴収に 関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日 本年金機構、共済組合等 又は農林漁業団体職員共 済組合	未定（日本年金機構と 同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③				共済組合等（長期給付）が提供 者となる事務手続
1221	68	1	38の2-1-2	47-68	特別障害者手当所得状況届の内容の 審査	64	国民年金法又は被用者年金各法による年 金である給付の支給又は保険料の徴収に 関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日 本年金機構、共済組合等 又は農林漁業団体職員共 済組合	未定（日本年金機構と 同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③				共済組合等（長期給付）が提供 者となる事務手続
1222	70	1	39-1-1	49-21	母子保健法の規定による養育医療に 要する費用の徴収	15	生活保護法による保護の実施若しくは就 労自立給付金の支給に関する情報	市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①				
1223	70	1	39-1-2	49-22	母子保健法の規定による養育医療に 要する費用の徴収	17	中国残留邦人等支給給付等の支給に関す る情報	市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①				
1224	70	2	39-1-3	49-23	母子保健法の規定による養育医療に 要する費用の徴収【本人同意要】	2	地方税法その他の地方税に関する法律に 基づく条例の規定により算定した税額若 しくはその算定の基礎となる事項に関す る情報	市町村長	市町村長	平成29年7月		①				
1225	70	2	39-1-4	49-24	母子保健法の規定による養育医療に 要する費用の徴収	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する 事項	市町村長	市町村長	平成29年7月		①				
1226	72	1	39の2-2	54-2	休業補償の請求に係る事実についての 審査	53	国民年金法その他の法令による年金であ る給付の支給に関する情報	地方公務員災害補償基金	国民年金法その他の法令 による年金である給付の 支給を行うこととされて いる者	日本年金機構の情報連携は、 番号法附則第3条の2第2項 の規定により、平成29年11 月30日までの間で政令で定める 日までの間、停止されている ため、開始時期は未定。ま た、共済組合等との情報連携 は日本年金機構と同時期を予 定。	日本年金機構及び共済組合等（長期給付）が情報 提供者となる事務手続	③				日本年金機構が情報提供者とな る事務手続
1227	72	1	39の2-1	54-6	遺族補償年金の支給停止の申請又は 支給停止の解除の申請の審査	53	国民年金法その他の法令による年金であ る給付の支給に関する情報	地方公務員災害補償基金	国民年金法その他の法令 による年金である給付の 支給を行うこととされて いる者	日本年金機構の情報連携は、 番号法附則第3条の2第2項 の規定により、平成29年11 月30日までの間で政令で定める 日までの間、停止されている ため、開始時期は未定。ま た、共済組合等との情報連携 は日本年金機構と同時期を予 定。	日本年金機構及び共済組合等（長期給付）が情報 提供者となる事務手続	③				日本年金機構が情報提供者とな る事務手続
1228	72	1	39の2-1	54-8	傷病補償年金の支給の決定に係る申 請の審査	53	国民年金法その他の法令による年金であ る給付の支給に関する情報	地方公務員災害補償基金	国民年金法その他の法令 による年金である給付の 支給を行うこととされて いる者	日本年金機構の情報連携は、 番号法附則第3条の2第2項 の規定により、平成29年11 月30日までの間で政令で定める 日までの間、停止されている ため、開始時期は未定。ま た、共済組合等との情報連携 は日本年金機構と同時期を予 定。	日本年金機構及び共済組合等（長期給付）が情報 提供者となる事務手続	③				日本年金機構が情報提供者とな る事務手続
1229	72	1	39の2-1	54-10	療養の現状等に関する報告の審査	53	国民年金法その他の法令による年金であ る給付の支給に関する情報	地方公務員災害補償基金	国民年金法その他の法令 による年金である給付の 支給を行うこととされて いる者	日本年金機構の情報連携は、 番号法附則第3条の2第2項 の規定により、平成29年11 月30日までの間で政令で定める 日までの間、停止されている ため、開始時期は未定。ま た、共済組合等との情報連携 は日本年金機構と同時期を予 定。	日本年金機構及び共済組合等（長期給付）が情報 提供者となる事務手続	③				日本年金機構が情報提供者とな る事務手続
1230	72	1	39の2-1	54-12	年金たる補償の受給権者の定期報告 の審査	53	国民年金法その他の法令による年金であ る給付の支給に関する情報	地方公務員災害補償基金	国民年金法その他の法令 による年金である給付の 支給を行うこととされて いる者	日本年金機構の情報連携は、 番号法附則第3条の2第2項 の規定により、平成29年11 月30日までの間で政令で定める 日までの間、停止されている ため、開始時期は未定。ま た、共済組合等との情報連携 は日本年金機構と同時期を予 定。	日本年金機構及び共済組合等（長期給付）が情報 提供者となる事務手続	③				日本年金機構が情報提供者とな る事務手続
1231	72	1	39の2-1	54-14	年金たる補償の受給権者の届出の審 査	53	国民年金法その他の法令による年金であ る給付の支給に関する情報	地方公務員災害補償基金	国民年金法その他の法令 による年金である給付の 支給を行うこととされて いる者	日本年金機構の情報連携は、 番号法附則第3条の2第2項 の規定により、平成29年11 月30日までの間で政令で定める 日までの間、停止されている ため、開始時期は未定。ま た、共済組合等との情報連携 は日本年金機構と同時期を予 定。	日本年金機構及び共済組合等（長期給付）が情報 提供者となる事務手続	③				日本年金機構が情報提供者とな る事務手続
1232	72	1	39の2-1	54-17	障害補償年金の請求に係る事実につ いての審査	53	国民年金法その他の法令による年金であ る給付の支給に関する情報	地方公務員災害補償基金	国民年金法その他の法令 による年金である給付の 支給を行うこととされて いる者	日本年金機構の情報連携は、 番号法附則第3条の2第2項 の規定により、平成29年11 月30日までの間で政令で定める 日までの間、停止されている ため、開始時期は未定。ま た、共済組合等との情報連携 は日本年金機構と同時期を予 定。	日本年金機構及び共済組合等（長期給付）が情報 提供者となる事務手続	③				日本年金機構が情報提供者とな る事務手続
1233	72	1	39の2-1	54-18	遺族補償年金の請求に係る事実につ いての審査	53	国民年金法その他の法令による年金であ る給付の支給に関する情報	地方公務員災害補償基金	国民年金法その他の法令 による年金である給付の 支給を行うこととされて いる者	日本年金機構の情報連携は、 番号法附則第3条の2第2項 の規定により、平成29年11 月30日までの間で政令で定める 日までの間、停止されている ため、開始時期は未定。ま た、共済組合等との情報連携 は日本年金機構と同時期を予 定。	日本年金機構及び共済組合等（長期給付）が情報 提供者となる事務手続	③				日本年金機構が情報提供者とな る事務手続
1234	72	1	39の2-1	54-19	年金たる補償の各支払期月の支払い に関する事務	53	国民年金法その他の法令による年金であ る給付の支給に関する情報	地方公務員災害補償基金	国民年金法その他の法令 による年金である給付の 支給を行うこととされて いる者	日本年金機構の情報連携は、 番号法附則第3条の2第2項 の規定により、平成29年11 月30日までの間で政令で定める 日までの間、停止されている ため、開始時期は未定。ま た、共済組合等との情報連携 は日本年金機構と同時期を予 定。	日本年金機構及び共済組合等（長期給付）が情報 提供者となる事務手続	③				日本年金機構が情報提供者とな る事務手続

【分類】凡例
①…連携可
②…連携可(ただし制約あり)
③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人情報名					
1235	74	1	40-1	56-4	認定の請求に係る事実の審査（生計を維持する程度が高い者の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	都道府県知事及び市町村長（児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。）	市町村長	平成29年7月		①
1236	74	1	40-1	56-5	認定の請求に係る事実の審査（所得の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	都道府県知事及び市町村長（児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。）	市町村長	平成29年7月		①
1237	75	1	40の2-1	56-6	認定の請求に係る事実の審査（被用者・非被用者の別確認）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	市町村長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で改定で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。また、共済組合等との情報連携は日本年金機構と同時期を予定。	日本年金機構及び共済組合等（長期給付）が情報提供者となる事務手続	③
1238	74	1	40-3	56-11	現況の届出に係る事実の審査（生計を維持する程度が高い者の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	都道府県知事及び市町村長（児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。）	市町村長	平成29年7月		①
1239	74	1	40-3	56-12	現況の届出に係る事実の審査（所得の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	都道府県知事及び市町村長（児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。）	市町村長	平成29年7月		①
1240	75	1	40の2-2	56-13	現況の届出に係る事実の審査（被用者・非被用者の別確認）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	市町村長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で改定で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。また、共済組合等との情報連携は日本年金機構と同時期を予定。	日本年金機構及び共済組合等（長期給付）が情報提供者となる事務手続	③
1241	74	1	40-1	56-25	認定の請求に係る事実の審査（世帯構成員の確認）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	都道府県知事及び市町村長（児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。）	市町村長	平成29年7月（平成30年7月）	システム改修対応が可能な市町村においては、平成30年7月の開始を待たずに情報連携を行うことが可能。	②
1242	74	1	40-3	56-26	現況の届出に係る事実の審査（世帯構成員の確認）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	都道府県知事及び市町村長（児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。）	市町村長	平成29年7月（平成30年7月）	システム改修対応が可能な市町村においては、平成30年7月の開始を待たずに情報連携を行うことが可能。	②
1243	74	1	40-2	56-27	児童手当の額の改定の請求又は届出に係る事実の審査（世帯構成員の確認）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	都道府県知事及び市町村長（児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。）	市町村長	平成29年7月（平成30年7月）	システム改修対応が可能な市町村においては、平成30年7月の開始を待たずに情報連携を行うことが可能。	②
1244	74	1	40-3	56-28	住所等の変更の届出に係る事実の審査（世帯構成員の確認）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	都道府県知事及び市町村長（児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。）	市町村長	平成29年7月（平成30年7月）	システム改修対応が可能な市町村においては、平成30年7月の開始を待たずに情報連携を行うことが可能。	②
1245	76	1	40の3-1-1イ、ロ、ハ、ニ	57-3	被保険者となったこと又は被保険者でなくなったことの確認の請求の受理	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で改定で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。また、共済組合等との情報連携は日本年金機構と同時期を予定。	日本年金機構及び共済組合等（長期給付）が情報提供者となる事務手続	③
1246	76	1	40の3-1-1イ、ロ、ハ、ニ	57-4	被保険者となったこと又は被保険者でなくなったことの確認の通知	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で改定で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。また、共済組合等との情報連携は日本年金機構と同時期を予定。	日本年金機構及び共済組合等（長期給付）が情報提供者となる事務手続	③
1247	77	1	41-1-1	57-12	未支給失業等給付の請求の受理	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（職業安定局）	市町村長	平成29年7月		①
1248	76	1	40の3-1-2イ、ロ、ハ、ニ	57-13	受給資格の決定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で改定で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。また、共済組合等との情報連携は日本年金機構と同時期を予定。	日本年金機構及び共済組合等（長期給付）が情報提供者となる事務手続	③
1249	76	1	40の3-1-3イ、ロ、ハ、ニ	57-16	失業の認定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で改定で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。また、共済組合等との情報連携は日本年金機構と同時期を予定。	日本年金機構及び共済組合等（長期給付）が情報提供者となる事務手続	③
1250	76	1	40の3-1-4イ、ロ、ハ、ニ	57-23	未支給の失業等給付の請求についての審査	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で改定で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。また、共済組合等との情報連携は日本年金機構と同時期を予定。	日本年金機構及び共済組合等（長期給付）が情報提供者となる事務手続	③

H29.7時点での情報連携対象			備考
可能	可能 (制約あり)	不可	
○			
○			
		○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続
○			
○			
		○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続
	○		
	○		
○			
		○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続
		○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続
○			
		○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続
		○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続
		○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続

【分類】凡例
 ①…連携可
 ②…連携可(ただし制約あり)
 ③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は契約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照	H29. 7時点での情報連携対象			
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人情報名						可能 (制約あり)	不可	備考	
1268	79	1	42-1-1	57-91	障害者職場定着支援奨励金・対象労働者であることの確認(身体)	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法に関する情報	厚生労働大臣(職業安定局)	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	平成29年7月		①				
1269	79	1	42-1-1	57-95	企業在籍型職場適応援助促進助成金・対象労働者であることの確認(身体)	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法に関する情報	厚生労働大臣(職業安定局)	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	平成29年7月		①				
1270	79	1	42-1-1	57-98	障害者職場復帰支援助成金・対象労働者であることの確認(身体)	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法に関する情報	厚生労働大臣(職業安定局)	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	平成29年7月		①				
1271	79	1	42-1-1	57-100	障害者職業能力開発助成金・対象労働者であることの確認(身体)	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法に関する情報	厚生労働大臣(職業安定局)	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	平成29年7月		①				
1272	79	1	42-1-1	57-102	特定就職困難者雇用開発助成金支給要件の確認・対象労働者であることの確認(身体)	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法に関する情報	厚生労働大臣(職業安定局)	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	平成29年7月		①				
1273	79	1	42-1-2	57-103	障害者初回雇用奨励金支給要件の確認・対象労働者であることの確認(精神)	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法に関する情報	厚生労働大臣(職業安定局)	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	平成29年7月		①				
1274	79	1	42-1-2	57-104	中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金支給要件の確認・対象労働者であることの確認(精神)	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法に関する情報	厚生労働大臣(職業安定局)	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	平成29年7月		①				
1275	79	1	42-1-2	57-105	障害者トライアル雇用奨励金・短時間トライアル雇用奨励金実施計画書の提出時・実施計画書の確認・対象労働者であることの確認(精神)	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法に関する情報	厚生労働大臣(職業安定局)	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	平成29年7月		①				
1276	79	1	42-1-2	57-106	障害者職場定着支援奨励金・対象労働者であることの確認(精神)	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法に関する情報	厚生労働大臣(職業安定局)	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	平成29年7月		①				
1277	79	1	42-1-2	57-108	企業在籍型職場適応援助促進助成金・対象労働者であることの確認(精神)	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法に関する情報	厚生労働大臣(職業安定局)	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	平成29年7月		①				
1278	79	1	42-1-2	57-109	障害者職場復帰支援助成金・対象労働者であることの確認(精神)	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法に関する情報	厚生労働大臣(職業安定局)	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	平成29年7月		①				
1279	79	1	42-1-2	57-110	障害者職業能力開発助成金・対象労働者であることの確認(精神)	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法に関する情報	厚生労働大臣(職業安定局)	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	平成29年7月		①				
1280	79	1	42-1-2	57-111	特定就職困難者雇用開発助成金支給要件の確認・対象労働者であることの確認(精神)	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法に関する情報	厚生労働大臣(職業安定局)	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	平成29年7月		①				
1281	76	1	40の3-1-2イ、ロ、ハ、ニ	57-112	教育訓練支援給付金に係る受給資格決定	64	国民年金法又は被用者年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	厚生労働大臣(職業安定局)	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年1月1日までの間で改定で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。また、共済組合等との情報連携は日本年金機構と同時期を予定。	日本年金機構及び共済組合等(長期給付)が情報提供者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	
1282	76	1	40の3-1-3イ、ロ、ハ、ニ	57-113	教育訓練支援給付金に係る失業の認定	64	国民年金法又は被用者年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	厚生労働大臣(職業安定局)	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年1月1日までの間で改定で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。また、共済組合等との情報連携は日本年金機構と同時期を予定。	日本年金機構及び共済組合等(長期給付)が情報提供者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	
1283	80	1	43-1-6	59-2	政令で定める程度の障害の状態にある旨の認定	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月		①				
1284	80	1	43-1-7	59-6	資格取得の届出【年齢到達】(確認)	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月(平成30年7月)		②		○	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	

【分類】凡例
 ①…連携可
 ②…連携可(ただし制約あり)
 ③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照	H29.7時点での情報連携対象			
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人情報名						可能 (制約あり)	不可	備考	
1285	80	1	43-1-7	59-8	資格取得の届出【転入】(確認)	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月		①				
1286	80	1	43-1-7	59-12	資格喪失の届出(確認)	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②			共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	
1287	81	2	43の2-1-1	59-44	他の法令による医療に関する給付との調整	36	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七條第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七條第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	平成29年7月		①				
1288	81	2	43の2-1-2	59-47	他の法令による医療に関する給付との調整	36	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七條第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七條第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	平成29年7月		①				
1289	80	2	43-1-1イ	59-48	一部負担金に係る所得の額の算定	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	平成29年7月 (平成30年7月)	地方税関係情報に係るデータ項目のうち、「株式等譲渡所得額(申告分額)」や各種繰越控除額等は提供項目となっていない。※詳細は厚生労働省からの事務連絡(平成29年1月18日付)参照。	②				
1290	80	2	43-1-1ロ	59-49	一部負担金に係る所得の額の算定	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	平成29年7月		①				
1291	80	2	43-1-1イ	59-51	基準収入額適用申請(確認)	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	平成29年7月 (平成30年7月)	地方税関係情報に係るデータ項目のうち、「株式等譲渡所得額(申告分額)」や各種繰越控除額等は提供項目となっていない。※詳細は厚生労働省からの事務連絡(平成29年1月18日付)参照。	②				
1292	80	2	43-1-10	59-56	限度額適用・標準負担額減額認定証の交付	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	平成29年7月 (平成30年7月)	地方税関係情報に係るデータ項目のうち、「株式等譲渡所得額(申告分額)」や各種繰越控除額等は提供項目となっていない。※詳細は厚生労働省からの事務連絡(平成29年1月18日付)参照。	②				
1293	80	2	43-1-11	59-62	限度額適用・標準負担額減額認定証の検証又は更新(交付)	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	平成29年7月 (平成30年7月)	地方税関係情報に係るデータ項目のうち、「株式等譲渡所得額(申告分額)」や各種繰越控除額等は提供項目となっていない。※詳細は厚生労働省からの事務連絡(平成29年1月18日付)参照。	②				
1294	80	2	43-1-8	59-65	食事療養標準負担額の減額に関する特例による入院時食事療養費又は保険外併用療養費の支給	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	平成29年7月 (平成30年7月)	地方税関係情報に係るデータ項目のうち、「株式等譲渡所得額(申告分額)」や各種繰越控除額等は提供項目となっていない。※詳細は厚生労働省からの事務連絡(平成29年1月18日付)参照。	②				
1295	80	2	43-1-8	59-67	生活療養標準負担額の減額に関する特例による入院時生活療養費又は保険外併用療養費の支給	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	平成29年7月 (平成30年7月)	地方税関係情報に係るデータ項目のうち、「株式等譲渡所得額(申告分額)」や各種繰越控除額等は提供項目となっていない。※詳細は厚生労働省からの事務連絡(平成29年1月18日付)参照。	②				
1296	80	2	43-1-9	59-78	特定疾病給付対象療養に係る後期高齢者医療広域連合の認定【被保険者への通知】	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	平成29年7月 (平成30年7月)	地方税関係情報に係るデータ項目のうち、「株式等譲渡所得額(申告分額)」や各種繰越控除額等は提供項目となっていない。※詳細は厚生労働省からの事務連絡(平成29年1月18日付)参照。	②				
1297	80	2	43-1-2	59-90	高額療養費の支給	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	平成29年7月 (平成30年7月)	地方税関係情報に係るデータ項目のうち、「株式等譲渡所得額(申告分額)」や各種繰越控除額等は提供項目となっていない。※詳細は厚生労働省からの事務連絡(平成29年1月18日付)参照。	②				
1298	80	1	43-1-3イ	59-95	高額介護合算療養費の支給に関する事務【基準日被保険者】	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②			共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	
1299	80	2	43-1-3ロ	59-96	高額介護合算療養費の支給に関する事務【基準日被保険者】	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	平成29年7月 (平成30年7月)	地方税関係情報に係るデータ項目のうち、「株式等譲渡所得額(申告分額)」や各種繰越控除額等は提供項目となっていない。※詳細は厚生労働省からの事務連絡(平成29年1月18日付)参照。	②				
1300	80	2	43-1-3ハ	59-97	高額介護合算療養費の支給に関する事務【基準日被保険者】	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	平成29年7月		①				
1301	80	1	43-1-4	59-103	葬祭費の支給又は葬祭の給付	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月		①				
1302	80	2	43-1-5ロ	59-110	保険料の賦課	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	平成29年7月 (平成30年7月)	地方税関係情報に係るデータ項目のうち、健康保険控除額等は提供される項目となっていない。※詳細は厚生労働省からの事務連絡(平成29年1月18日付)参照。	②				

【分類】凡例
 ①…連携可
 ②…連携可(ただし制約あり)
 ③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人情報名					
1303	80	1	43-1-5イ	59-111	保険料の賦課	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②
1304	80	2	43-1-5ハ	59-119	保険料の賦課	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	平成29年7月		①
1305	84	1	43の3-2	60-1	旧船員保険法による老齢年金の裁定請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣(日本年金機構)	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③
1306	84	1	43の3-2	60-2	旧船員保険法による老齢年金の支給停止が解除された場合の届出の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣(日本年金機構)	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③
1307	84	1	43の3-2	60-6	旧船員保険法による障害年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣(日本年金機構)	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③
1308	84	1	43の3-2	60-10	旧船員保険法による障害年金の支給停止が解除された場合の届出の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣(日本年金機構)	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③
1309	84	1	43の3-2	60-15	旧船員保険法による遺族年金の支給停止が解除された場合の届出の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣(日本年金機構)	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③
1310	84	1	43の3-2	60-37	旧船員保険法による遺族年金の選択の届出の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣(日本年金機構)	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③
1311	84	1	43の3-2	60-43	旧船員保険法による年金受給権者に係る未支給年金の請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣(日本年金機構)	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③
1312	85の2	2	43の4-1ハ	61の2-3	入居の申込みに係る事実についての審査【本人同意要】	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	市町村長	平成29年7月		①
1313	85の2	2	43の4-2ハ	61の2-7	賃貸借契約の解除【本人同意要】	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	市町村長	平成29年7月		①
1314	87	1	44-1-1イ	63-1	支援給付の実施	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②
1315	87	2	44-1-1ロ	63-2	支援給付の実施	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣(職業安定局)	平成29年7月		①
1316	87	2	44-1-1ハ	63-3	支援給付の実施	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣(職業安定局)	平成29年7月		①
1317	87	3	44-1-1ニ、ホ、ヘ	63-5	支援給付の実施	23	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	平成29年7月		①
1318	87	3	44-1-1ト	63-6	支援給付の実施	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	平成29年7月		①
1319	87	4	44-1-1ヌ	63-7	支援給付の実施	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事等	平成29年7月		①
1320	87	4	44-1-1ル	63-8	支援給付の実施	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事等	平成29年7月		①
1321	87	4	44-1-1リ	63-9	支援給付の実施	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事等	平成29年7月		①
1322	87	4	44-1-1ワ	63-10	支援給付の実施	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事等	平成29年7月		①
1323	87	5	44-1-1カ	63-11	支援給付の実施【本人同意要】	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	都道府県知事等	市町村長	平成29年7月		①

H29.7時点での情報連携対象			備考
可能	可能 (制約あり)	不可	
	○		共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外
○			
		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
○			
	○		共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外
○			
○			
○			
○			
○			
○			
○			
○			

【分類】凡例
 ①…連携可
 ②…連携可(ただし制約あり)
 ③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照	H29.7時点での情報連携対象		備考
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人情報名						可能	不可	
1377	87	10	44-1-3ラ	63-97	職権による支援給付の開始若しくは変更	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事(都道府県知事)	平成29年7月		①			
1378	87	11	44-1-3ム	63-98	職権による支援給付の開始若しくは変更	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	平成29年7月		①			
1379	87	12	44-1-3ウ	63-99	職権による支援給付の開始若しくは変更	27	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事	平成29年7月		①			
1380	87	1	44-1-4イ	63-100	支援給付の停止若しくは廃止	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月(平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②		○	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外
1381	87	2	44-1-4ロ	63-101	支援給付の停止若しくは廃止	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣(職業安定局)	平成29年7月		①		○	
1382	87	2	44-1-4ハ	63-102	支援給付の停止若しくは廃止	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣(職業安定局)	平成29年7月		①		○	
1383	87	3	44-1-4ニ、ホ、ヘ	63-104	支援給付の停止若しくは廃止	23	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付等の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	平成29年7月		①		○	
1384	87	3	44-1-4ト	63-105	支援給付の停止若しくは廃止	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	平成29年7月		①		○	
1385	87	4	44-1-4ヌ	63-106	支援給付の停止若しくは廃止	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事等	平成29年7月		①		○	
1386	87	4	44-1-4ル	63-107	支援給付の停止若しくは廃止	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事等	平成29年7月		①		○	
1387	87	4	44-1-4ヲ	63-108	支援給付の停止若しくは廃止	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事等	平成29年7月		①		○	
1388	87	4	44-1-4ワ	63-109	支援給付の停止若しくは廃止	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号別則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事等	平成29年7月		①		○	
1389	87	5	44-1-4カ	63-110	支援給付の停止若しくは廃止【本人同意要】	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	都道府県知事等	市町村長	平成29年7月		①		○	
1390	87	5	44-1-4コ	63-111	支援給付の停止若しくは廃止	12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	都道府県知事等	市町村長	平成29年7月		①		○	
1391	87	5	44-1-4タ	63-112	支援給付の停止若しくは廃止	3	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	都道府県知事等	市町村長	平成29年7月		①		○	
1392	87	5	44-1-4レ	63-113	支援給付の停止若しくは廃止	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	市町村長	平成29年7月		①		○	
1393	87	5	44-1-4チ	63-114	支援給付の停止若しくは廃止	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	平成29年7月		①		○	
1394	87	7	44-1-4ン	63-115	支援給付の停止若しくは廃止	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法別則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で改めて定めるため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続
1395	87	7	44-1-4ツ	63-117	支援給付の停止若しくは廃止	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合(日本年金機構)	日本年金機構の情報連携は、番号法別則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で改めて定めるため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続
1396	87	7	年金生活者支援給付金の支給に関する法律の施行期及び準備を踏まえ、別表第二主務省令に追加予定	63-118	支援給付の停止若しくは廃止	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合(日本年金機構)	日本年金機構の情報連携は、番号法別則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で改めて定めるため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続
1397	87	8	44-1-4ネ	63-119	支援給付の停止若しくは廃止	29	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する情報	都道府県知事等	都道府県教育委員会	平成29年7月		①		○	
1398	87	9	44-1-4ナ	63-120	支援給付の停止若しくは廃止	30	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報	都道府県知事等	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	平成29年7月		①		○	
1399	87	10	44-1-4ラ	63-121	支援給付の停止若しくは廃止	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事(都道府県知事)	平成29年7月		①		○	
1400	87	11	44-1-4ム	63-122	支援給付の停止若しくは廃止	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	平成29年7月		①		○	
1401	87	12	44-1-4ウ	63-123	支援給付の停止若しくは廃止	27	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事	平成29年7月		①		○	
1402	87	1	44-1-5イ	63-124	支援給付に要する費用の返還	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月(平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②		○	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外
1403	87	1	44-1-6イ	63-125	徴収金の徴収	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月(平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②		○	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外
1404	87	2	44-1-6ロ	63-126	徴収金の徴収	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣(職業安定局)	平成29年7月		①		○	

【分類】凡例
 ①…連携可
 ②…連携可(ただし制約あり)
 ③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照	H29.7時点での情報連携対象		備考
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人情報名						可能 (制約あり)	不可	
1405	87	2	44-1-6ハ	63-127	徴収金の徴収	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	平成29年7月		①			
1406	87	3	44-1-6ニ、ホ、ヘ	63-129	徴収金の徴収	23	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付金の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	平成29年7月		①			
1407	87	3	44-1-6ト	63-130	徴収金の徴収	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	平成29年7月		①			
1408	87	4	44-1-6ヌ	63-131	徴収金の徴収	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事等	平成29年7月		①			
1409	87	4	44-1-6ル	63-132	徴収金の徴収	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事等	平成29年7月		①			
1410	87	4	44-1-6ヲ	63-133	徴収金の徴収	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事等	平成29年7月		①			
1411	87	4	44-1-6ワ	63-134	徴収金の徴収	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事等	平成29年7月		①			
1412	87	5	44-1-6カ	63-135	徴収金の徴収【本人同意要】	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	都道府県知事等	市町村長	平成29年7月		①			
1413	87	5	44-1-6コ	63-136	徴収金の徴収	12	母子保護法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	都道府県知事等	市町村長	平成29年7月		①			
1414	87	5	44-1-6タ	63-137	徴収金の徴収	3	児童手当法による児童手当若しくは特別給付金の支給に関する情報	都道府県知事等	市町村長	平成29年7月		①			
1415	87	5	44-1-6レ	63-138	徴収金の徴収	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	市町村長	平成29年7月		①			
1416	87	5	44-1-6チ	63-139	徴収金の徴収	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付金の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	平成29年7月		①			
1417	87	7	44-1-6ソ	63-140	徴収金の徴収	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③		日本年金機構が情報提供者となる事務手続	
1418	87	7	44-1-6ツ	63-142	徴収金の徴収	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③		日本年金機構が情報提供者となる事務手続	
1419	87	7	年金生活者支援給付金の支給に関する法律の施行日及び準備を踏まえ、別表第二主務省令に追加予定	63-143	徴収金の徴収	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③		日本年金機構が情報提供者となる事務手続	
1420	87	8	44-1-6ネ	63-144	徴収金の徴収	29	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県教育委員会	平成29年7月		①			
1421	87	9	44-1-6ナ	63-145	徴収金の徴収	30	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報	都道府県知事等	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	平成29年7月		①			
1422	87	10	44-1-6ラ	63-146	徴収金の徴収	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	平成29年7月		①			
1423	87	11	44-1-6ム	63-147	徴収金の徴収	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	平成29年7月		①			
1424	87	12	44-1-6ウ	63-148	徴収金の徴収	27	中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付金の支給に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等	平成29年7月		①			
1425	87	3	44-1-1リ	63-150	支援給付の実施	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事	平成29年7月		①			
1426	87	3	44-1-2リ	63-151	支援給付の申請に係る事実についての審査	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事	平成29年7月		①			
1427	87	3	44-1-3リ	63-152	支援給付の停止若しくは廃止	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事	平成29年7月		①			
1428	87	3	44-1-4リ	63-153	職権による支援給付の開始若しくは変更	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事	平成29年7月		①			
1429	87	3	44-1-6リ	63-154	徴収金の徴収	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事	平成29年7月		①			
1430	87	3	44-1-1チ	63-155	支援給付の実施	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付金の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	平成29年7月		①			
1431	87	3	44-1-2チ	63-156	支援給付の申請に係る事実についての審査	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付金の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	平成29年7月		①			
1432	87	3	44-1-3チ	63-157	職権による支援給付の開始若しくは変更	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付金の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	平成29年7月		①			
1433	87	3	44-1-4チ	63-158	支援給付の停止若しくは廃止	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付金の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	平成29年7月		①			

【分類】凡例
①…連携可
②…連携可(ただし制約あり)
③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人情報名					
1434	87	3	44-1-6チ	63-159	徴収金の徴収	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	平成29年7月		①
1435	87	7	44-1-1ソ	63-166	支援給付の実施	64	国民年金法又は被用者年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③
1436	87	7	44-1-1ソ	63-167	支援給付の実施	64	国民年金法又は被用者年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③
1437	87	7	44-1-1ソ	63-168	支援給付の実施	64	国民年金法又は被用者年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③
1438	87	7	44-1-2ソ	63-171	支援給付の申請に係る事実についての審査	64	国民年金法又は被用者年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③
1439	87	7	44-1-2ソ	63-172	支援給付の申請に係る事実についての審査	64	国民年金法又は被用者年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③
1440	87	7	44-1-2ソ	63-173	支援給付の申請に係る事実についての審査	64	国民年金法又は被用者年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③
1441	87	7	44-1-3ソ	63-176	職権による支援給付の開始若しくは変更	64	国民年金法又は被用者年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③
1442	87	7	44-1-3ソ	63-177	職権による支援給付の開始若しくは変更	64	国民年金法又は被用者年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③
1443	87	7	44-1-3ソ	63-178	職権による支援給付の開始若しくは変更	64	国民年金法又は被用者年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③
1444	87	7	44-1-4ソ	63-181	支援給付の停止若しくは廃止	64	国民年金法又は被用者年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③
1445	87	7	44-1-4ソ	63-182	支援給付の停止若しくは廃止	64	国民年金法又は被用者年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③
1446	87	7	44-1-4ソ	63-183	支援給付の停止若しくは廃止	64	国民年金法又は被用者年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③
1447	87	2	44-1-5ロ	63-186	支援給付に要する費用の返還	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	平成29年7月		①
1448	87	2	44-1-5ハ	63-187	支援給付に要する費用の返還	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	平成29年7月		①
1449	87	3	44-1-5ニ、ホ、ヘ	63-188	支援給付に要する費用の返還	23	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付金の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	平成29年7月		①
1450	87	3	44-1-5ト	63-189	支援給付に要する費用の返還	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	平成29年7月		①
1451	87	4	44-1-5ヌ	63-190	支援給付に要する費用の返還	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事等	平成29年7月		①
1452	87	4	44-1-5ル	63-191	支援給付に要する費用の返還	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事等	平成29年7月		①
1453	87	4	44-1-5ヲ	63-192	支援給付に要する費用の返還	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事等	平成29年7月		①

H29.7時点での情報連携対象			備考
可能	可能 (制約あり)	不可	
○			
	○		日本年金機構が情報提供者となる事務手続
		○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続
	○		日本年金機構が情報提供者となる事務手続
		○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続
	○		日本年金機構が情報提供者となる事務手続
		○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続
	○		日本年金機構が情報提供者となる事務手続
		○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続
	○		日本年金機構が情報提供者となる事務手続
		○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続
	○		日本年金機構が情報提供者となる事務手続
		○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続
	○		日本年金機構が情報提供者となる事務手続
		○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続
	○		日本年金機構が情報提供者となる事務手続
		○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続
	○		日本年金機構が情報提供者となる事務手続
		○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続
	○		日本年金機構が情報提供者となる事務手続
		○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続
	○		日本年金機構が情報提供者となる事務手続

【分類】凡例
①…連携可
②…連携可(ただし制約あり)
③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照	H29.7時点での情報連携対象				
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人情報名						可能	可能 (制約あり)	不可	備考	
1454	87	4	44-1-5ワ	63-193	支援給付に要する費用の返還	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事等	平成29年7月		①					
1455	87	5	44-1-5カ	63-194	支援給付に要する費用の返還【本人同意要】	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	都道府県知事等	市町村長	平成29年7月		①					
1456	87	5	44-1-5ヨ	63-195	支援給付に要する費用の返還	12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	都道府県知事等	市町村長	平成29年7月		①					
1457	87	5	44-1-5タ	63-196	支援給付に要する費用の返還	3	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	都道府県知事等	市町村長	平成29年7月		①					
1458	87	5	44-1-5レ	63-197	支援給付に要する費用の返還	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	市町村長	平成29年7月		①					
1459	87	3	44-1-5チ	63-198	支援給付に要する費用の返還	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	平成29年7月		①					
1460	87	7	44-1-5ソ	63-199	支援給付に要する費用の返還	64	国民年金法又は被用者年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続		
1461	87	7	44-1-5ソ	63-200	支援給付に要する費用の返還	64	国民年金法又は被用者年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続		
1462	87	7	44-1-5ソ	63-201	支援給付に要する費用の返還	64	国民年金法又は被用者年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続		
1463	87	7	44-1-5ソ	63-202	支援給付に要する費用の返還	64	国民年金法又は被用者年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続		
1464	87	7	44-1-5ツ	63-206	支援給付に要する費用の返還	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続		
1465	87	7	年金生活者支援給付金の支給に関する法律の施行日及び準備を踏まえ、別表第二主務省令に追加予定	63-207	支援給付に要する費用の返還	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続		
1466	87	8	44-1-5ネ	63-208	支援給付に要する費用の返還	29	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報	都道府県知事等	都道府県教育委員会	平成29年7月		①					
1467	87	9	44-1-5ナ	63-209	支援給付に要する費用の返還	30	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報	都道府県知事等	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	平成29年7月		①					
1468	87	10	44-1-5ラ	63-210	支援給付に要する費用の返還	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	平成29年7月		①					
1469	87	11	44-1-5ム	63-211	支援給付に要する費用の返還	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	平成29年7月		①					
1470	87	12	44-1-5ウ	63-212	支援給付に要する費用の返還	27	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付金の支給に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等	平成29年7月		①					
1471	87	7	44-1-6ソ	63-213	徴収金の徴収	64	国民年金法又は被用者年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続		
1472	87	7	44-1-6ソ	63-214	徴収金の徴収	64	国民年金法又は被用者年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続		
1473	87	7	44-1-6ソ	63-215	徴収金の徴収	64	国民年金法又は被用者年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続		

【分類】凡例
 ①…連携可
 ②…連携可(ただし制約あり)
 ③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照	H29.7時点での情報連携対象			
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人情報名						可能	可能 (制約あり)	不可	備考
1474	87	3	44-1-5チ	63-218	支援給付に要する費用の返還	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	平成29年7月		①				
1475	87	3	44-1-5リ	63-219	支援給付に要する費用の返還	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	都道府県知事等	都道府県知事	平成29年7月		①				
1476	91	1	44の2-2	66-1	旧適用法人共済組合員期間を有する者からの退職共済年金の裁定請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	
1477	91	1	44の2-1	66-2	旧適用法人共済組合員期間を有する者からの退職共済年金の裁定請求書の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	
1478	91	1	44の2-2	66-3	併給の調整による退職共済年金の支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	
1479	91	1	44の2-1	66-4	併給の調整による退職共済年金の支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	
1480	91	1	44の2-2	66-5	退職共済年金の併給調整事由消滅の届出等の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	
1481	91	1	44の2-1	66-6	退職共済年金の併給調整事由消滅の届出等の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	
1482	91	1	44の2-2	66-7	退職共済年金受給権者に係る胎児出生による額改定の請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	
1483	91	1	44の2-2	66-10	退職共済年金受給権者に係る加給年金額の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	
1484	91	1	44の2-2	66-13	併給の調整による障害共済年金の支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	
1485	91	1	44の2-1	66-14	併給の調整による障害共済年金の支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	
1486	91	1	44の2-2	66-15	障害共済年金の併給調整事由消滅の届出等の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	
1487	91	1	44の2-1	66-16	障害共済年金の併給調整事由消滅の届出等の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	
1488	91	1	44の2-2	66-17	障害共済年金受給権者の障害の程度が変わったときの額改定請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	
1489	91	1	44の2-2	66-18	障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの届出の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	

【分類】凡例
 ①…連携可
 ②…連携可(ただし制約あり)
 ③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照	H29.7時点での情報連携対象							
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人情報名						可能	可能 (制約あり)	不可	備考				
1507	94	3	47-1-18ニ	68-12	保険料賦課要件の確認	64	国民年金法又は被用者年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	市町村長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③						日本年金機構が情報提供者となる事務手続		
1508	94	1	47-1-21	68-15	被保険者の資格喪失の確認(2号)	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①								
1509	93	1	46-1-7	68-16	被保険者の資格喪失の確認(2号)	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②						共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外		
1510	93	1	46-1-6	68-19	被保険者証の再交付申請の確認(第2号被保険者のみ)	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②						共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外		
1511	94	1	47-1-20	68-20	被保険者証の再交付申請の確認(第2号被保険者のみ)	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①								
1512	94	1	47-1-19イ	68-30	保険料の減免申請の要件確認	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①								
1513	94	2	47-1-19ロ	68-31	保険料の減免等申請の内容確認【本人同意要】	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	市町村長	市町村長	平成29年7月		①								
1514	94	2	47-1-19ハ	68-32	保険料の減免申請の要件確認	1	住民基本台帳法第七條第四号に規定する事項	市町村長	市町村長	平成29年7月		①								
1515	94	1	47-1-19イ	68-36	保険料の徴収猶予申請の要件確認	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①								
1516	94	2	47-1-19ハ	68-37	保険料の徴収猶予申請の要件確認	1	住民基本台帳法第七條第四号に規定する事項	市町村長	市町村長	平成29年7月		①								
1517	94	1	47-1-3イ	68-57	在宅介護サービス費等の額の特例申請の要件確認	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①								
1518	94	2	47-1-3ロ	68-58	在宅介護サービス費等の額の特例申請の要件確認【本人同意要】	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	市町村長	市町村長	平成29年7月		①								
1519	94	2	47-1-3ハ	68-59	在宅介護サービス費等の額の特例申請の要件確認	1	住民基本台帳法第七條第四号に規定する事項	市町村長	市町村長	平成29年7月		①								
1520	94	1	47-1-5イ	68-63	介護予防サービス費等の額の特例申請の要件確認	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①								
1521	94	2	47-1-5ロ	68-64	介護予防サービス費等の額の特例申請の要件確認【本人同意要】	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	市町村長	市町村長	平成29年7月		①								
1522	94	2	47-1-5ハ	68-65	介護予防サービス費等の額の特例申請の要件確認	1	住民基本台帳法第七條第四号に規定する事項	市町村長	市町村長	平成29年7月		①								
1523	94	1	47-1-4イ	68-73	高額介護サービス費の支給の要件確認	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①								
1524	94	2	47-1-4ロ	68-74	高額介護サービス費の支給の要件確認【本人同意要】	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	市町村長	市町村長	平成29年7月		①								
1525	94	2	47-1-4ロ	68-75	高額介護サービス費の支給の要件確認【本人同意要】	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	市町村長	市町村長	平成29年7月		①								
1526	94	2	47-1-4ハ	68-76	高額介護サービス費の支給の要件確認	1	住民基本台帳法第七條第四号に規定する事項	市町村長	市町村長	平成29年7月		①								
1527	94	3	47-1-4ニ	68-77	高額介護サービス費の支給の要件確認	64	国民年金法又は被用者年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	市町村長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③						日本年金機構が情報提供者となる事務手続		
1528	94	1	47-1-6イ	68-80	高額介護予防サービス費の支給の要件確認	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①								
1529	94	2	47-1-6ロ	68-81	高額介護予防サービス費の支給の要件確認【本人同意要】	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	市町村長	市町村長	平成29年7月		①								
1530	94	2	47-1-6ロ	68-82	高額介護予防サービス費の支給の要件確認【本人同意要】	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	市町村長	市町村長	平成29年7月		①								
1531	94	2	47-1-6ハ	68-83	高額介護予防サービス費の支給の要件確認	1	住民基本台帳法第七條第四号に規定する事項	市町村長	市町村長	平成29年7月		①								
1532	94	3	47-1-6ニ	68-84	高額介護予防サービス費の支給の要件確認	64	国民年金法又は被用者年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	市町村長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③						日本年金機構が情報提供者となる事務手続		
1533	94	1	47-1-22イ	68-97	特定入所者介護サービス費の支給の要件確認	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①								
1534	94	2	47-1-22ロ	68-98	特定入所者介護サービス費の支給の要件確認【本人同意要】	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	市町村長	市町村長	平成29年7月		①								
1535	94	2	47-1-22ロ	68-99	特定入所者介護サービス費の支給の要件確認【本人同意要】	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	市町村長	市町村長	平成29年7月		①								
1536	94	2	47-1-22ロ	68-100	特定入所者介護サービス費の支給の要件確認(世帯構成員が2以上の場合の特例減額措置)【本人同意要】	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	市町村長	市町村長	平成29年7月 (平成30年7月)	地方税関係情報に係るデータ項目のうち、「公的年金等所得額」については提供項目となっていない。 ※詳細は厚生労働省からの事務連絡(平成29年1月18日付)参照。	②								
1537	94	2	47-1-22ハ	68-101	特定入所者介護サービス費の支給の要件確認	1	住民基本台帳法第七條第四号に規定する事項	市町村長	市町村長	平成29年7月		①								

【分類】凡例
 ①…連携可
 ②…連携可(ただし制約あり)
 ③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照	H29.7時点での情報連携対象			
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人情報 名						可能	可能 (制約あり)	不可	備考
1565	94	3	47-1-23二	68-152	旧措置入所者に対する特定入所者介護サービス費の支給の要件確認	64	国民年金法又は被用者年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	市町村長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、専断法別則第3条の第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③	○			日本年金機構が情報提供者となる事務手続
1566	93	1	46-1-3	68-155	要介護認定における医療被保険者資格の確認	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	市町村長	医療被保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②	○			共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外
1567	93	1	46-1-4	68-158	要介護認定における医療被保険者資格の確認	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	市町村長	医療被保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②	○			共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外
1568	93	1	46-1-3	68-161	要介護更新認定における医療被保険者資格の確認	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	市町村長	医療被保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②	○			共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外
1569	93	1	46-1-4	68-164	要支援更新認定における医療被保険者資格の確認	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	市町村長	医療被保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②	○			共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外
1570	93	1	46-1-3	68-167	要介護状態区分の変更の認定における医療被保険者資格の確認	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	市町村長	医療被保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②	○			共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外
1571	93	1	46-1-4	68-170	要支援状態区分の変更の認定における医療被保険者資格の確認	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	市町村長	医療被保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②	○			共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外
1572	94	2	47-1-1	68-172	住所移転後の要介護認定及び要支援認定の要件確認	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	市町村長	市町村長	平成29年7月		①	○			
1573	93	1	46-1-5	68-174	介護給付費等対象サービスの種類の指定の変更の申請内容の確認	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	市町村長	医療被保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②	○			共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外
1574	94	1	47-1-7イ	68-179	保険料滞納者に係る支払い方法の変更を行う際の特別な事情の確認	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	市町村長	都道府県知事等	平成29年7月 (平成30年7月)	生活保護関係情報に係るデータ項目のうち、「生活扶助の支給」に関する項目については提供項目となっていない。※詳細は厚生労働省からの事務連絡(平成29年1月18日付)参照。	②	○			
1575	94	2	47-1-7ロ	68-180	保険料滞納者に係る支払い方法の変更を行う際の特別な事情の確認【本人同意要】	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	市町村長	市町村長	平成29年7月		①	○			
1576	94	2	47-1-7ハ	68-181	保険料滞納者に係る支払い方法の変更を行う際の特別な事情の確認	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	市町村長	市町村長	平成29年7月		①	○			
1577	94	1	47-1-8イ	68-182	保険料滞納者に係る支払い方法の変更の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	市町村長	都道府県知事等	平成29年7月 (平成30年7月)	生活保護関係情報に係るデータ項目のうち、「生活扶助の支給」に関する項目については提供項目となっていない。※詳細は厚生労働省からの事務連絡(平成29年1月18日付)参照。	②	○			
1578	94	2	47-1-8ロ	68-183	保険料滞納者に係る支払い方法の変更の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認【本人同意要】	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	市町村長	市町村長	平成29年7月		①	○			
1579	94	2	47-1-8ハ	68-184	保険料滞納者に係る支払い方法の変更の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	市町村長	市町村長	平成29年7月		①	○			
1580	94	1	47-1-9イ	68-185	保険料滞納者の支払の一時差止を行う際の特別な事情の確認	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	市町村長	都道府県知事等	平成29年7月 (平成30年7月)	生活保護関係情報に係るデータ項目のうち、「生活扶助の支給」に関する項目については提供項目となっていない。※詳細は厚生労働省からの事務連絡(平成29年1月18日付)参照。	②	○			
1581	94	2	47-1-9ロ	68-186	保険料滞納者の支払の一時差止を行う際の特別な事情の確認【本人同意要】	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	市町村長	市町村長	平成29年7月		①	○			
1582	94	2	47-1-9ハ	68-187	保険料滞納者の支払の一時差止を行う際の特別な事情の確認	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	市町村長	市町村長	平成29年7月		①	○			
1583	94	1	47-1-12イ	68-189	保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等を行う際の特別な事情の確認	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①	○			
1584	94	2	47-1-12ロ	68-190	保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等を行う際の特別な事情の確認【本人同意要】	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	市町村長	市町村長	平成29年7月		①	○			
1585	94	2	47-1-12ハ	68-191	保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等を行う際の特別な事情の確認	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	市町村長	市町村長	平成29年7月		①	○			
1586	94	1	47-1-13イ	68-193	保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①	○			
1587	94	2	47-1-13ロ	68-194	保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認【本人同意要】	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	市町村長	市町村長	平成29年7月		①	○			
1588	94	2	47-1-13ハ	68-195	保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	市町村長	市町村長	平成29年7月		①	○			
1589	94	1	47-1-10イ	68-196	第2号被保険者の保険給付の一時差止を行う際の特別な事情の確認	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	市町村長	都道府県知事等	平成29年7月 (平成30年7月)	生活保護関係情報に係るデータ項目のうち、「生活扶助の支給」に関する項目については提供項目となっていない。※詳細は厚生労働省からの事務連絡(平成29年1月18日付)参照。	②	○			
1590	94	2	47-1-10ロ	68-197	第2号被保険者の保険給付の一時差止を行う際の特別な事情の確認【本人同意要】	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	市町村長	市町村長	平成29年7月		①	○			
1591	94	2	47-1-10ハ	68-198	第2号被保険者の保険給付の一時差止を行う際の特別な事情の確認	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	市町村長	市町村長	平成29年7月		①	○			

【分類】凡例
 ①…連携可
 ②…連携可(ただし制約あり)
 ③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照	H29.7時点での情報連携対象			
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人情報名						可能	可能 (制約あり)	不可	備考
1592	94	1	47-1-11イ	68-199	第2号被保険者の保険給付の一時差 止の記載の削除を行う場合の特別な 事情があることの確認	15	生活保護法による保護の実施若しくは就 労自立給付金の支給に関する情報	市町村長	都道府県知事等	平成29年7月 (平成30年7月)	生活保護関係情報に係るデータ項目のうち、「生 活扶助の支給」に関する項目については提供項目 となっていない。※詳細は厚生労働省からの事務 連絡(平成29年1月18日付)参照。	②				
1593	94	2	47-1-11ロ	68-200	第2号被保険者の保険給付の一時差 止の記載の削除を行う場合の特別な 事情があることの確認【本人同意 要】	2	地方税法その他の地方税に関する法律に 基づく条例の規定により算定した税額若 しくはその算定の基礎となる事項に関す る情報	市町村長	市町村長	平成29年7月		①				
1594	94	2	47-1-11ハ	68-201	第2号被保険者の保険給付の一時差 止の記載の削除を行う場合の特別な 事情があることの確認	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する 事項	市町村長	市町村長	平成29年7月		①				
1595	94	1	47-1-2イ	68-202	負担割合証の交付	15	生活保護法による保護の実施若しくは就 労自立給付金の支給に関する情報	市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①				
1596	94	2	47-1-2ロ	68-203	負担割合証の交付	2	地方税法その他の地方税に関する法律に 基づく条例の規定により算定した税額若 しくはその算定の基礎となる事項に関す る情報	市町村長	市町村長	平成29年7月		①				
1597	94	2	47-1-2ロ	68-204	負担割合証の交付	2	地方税法その他の地方税に関する法律に 基づく条例の規定により算定した税額若 しくはその算定の基礎となる事項に関す る情報	市町村長	市町村長	平成29年7月		①				
1598	94	2	47-1-2ハ	68-205	負担割合証の交付	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する 事項	市町村長	市町村長	平成29年7月		①				
1599	94	2	47-1-4ハ	68-207	高額介護サービス費の現役並み所得 者の判定	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する 事項	市町村長	市町村長	平成29年7月		①				
1600	94	2	47-1-4ロ	68-208	高額介護サービス費の現役並み所得 者の判定【本人同意要】	2	地方税法その他の地方税に関する法律に 基づく条例の規定により算定した税額若 しくはその算定の基礎となる事項に関す る情報	市町村長	市町村長	平成29年7月 (平成30年7月)	地方税関係情報に係るデータ項目のうち、「機 構等課税所得額(申告分離)」「上場株式等譲渡 損失繰越控除額等」等は提供項目となってい ない。また、収入額に関しては給与収入額と 公的年金等収入額のみが提供項目となってい るため留意すること。※詳細は厚生労働省 からの事務連絡(平成29年1月18日付)参照。	②				
1601	94	2	47-1-4ロ	68-210	高額介護サービス費の現役並み所得 者の収入判定【本人同意要】	2	地方税法その他の地方税に関する法律に 基づく条例の規定により算定した税額若 しくはその算定の基礎となる事項に関す る情報	市町村長	市町村長	平成29年7月 (平成30年7月)	地方税関係情報に係るデータ項目のうち、「機 構等課税所得額(申告分離)」「上場株式等譲 渡損失繰越控除額等」等は提供項目となっ ていない。また、収入額に関しては給与収入 額と公的年金等収入額のみが提供項目とな っているため留意すること。※詳細は厚生 労働省からの事務連絡(平成29年1月18日 付)参照。	②				
1602	94	2	47-1-4ハ	68-211	高額介護予防サービス費の現役並み 所得者の判定	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する 事項	市町村長	市町村長	平成29年7月		①				
1603	94	2	47-1-4ロ	68-212	高額介護予防サービス費の現役並み 所得者の判定【本人同意要】	2	地方税法その他の地方税に関する法律に 基づく条例の規定により算定した税額若 しくはその算定の基礎となる事項に関す る情報	市町村長	市町村長	平成29年7月 (平成30年7月)	地方税関係情報に係るデータ項目のうち、「機 構等課税所得額(申告分離)」「上場株式等 譲渡損失繰越控除額等」等は提供項目とな っていない。また、収入額に関しては給与 収入額と公的年金等収入額のみが提供項目 となっているため留意すること。※詳細は 厚生労働省からの事務連絡(平成29年1月 18日付)参照。	②				
1604	94	2	47-1-4ロ	68-214	高額介護予防サービス費の現役並み 所得者の収入判定	2	地方税法その他の地方税に関する法律に 基づく条例の規定により算定した税額若 しくはその算定の基礎となる事項に関す る情報	市町村長	市町村長	平成29年7月 (平成30年7月)	地方税関係情報に係るデータ項目のうち、「機 構等課税所得額(申告分離)」「上場株式等 譲渡損失繰越控除額等」等は提供項目とな っていない。また、収入額に関しては給与 収入額と公的年金等収入額のみが提供項目 となっているため留意すること。※詳細は 厚生労働省からの事務連絡(平成29年1月 18日付)参照。	②				
1605	94	2	47-1-22ロ	68-215	特定入所者介護サービス費の支給に かかる配偶者の所得勘案	2	地方税法その他の地方税に関する法律に 基づく条例の規定により算定した税額若 しくはその算定の基礎となる事項に関す る情報	市町村長	市町村長	平成29年7月		①				
1606	94	2	47-1-22ロ	68-216	特定入所者介護サービス費の支給に 係る配偶者の所得勘案(特例減額措 置)	2	地方税法その他の地方税に関する法律に 基づく条例の規定により算定した税額若 しくはその算定の基礎となる事項に関す る情報	市町村長	市町村長	平成29年7月 (平成30年7月)	地方税関係情報に係るデータ項目のうち、「公 的年金等所得額」については提供項目とな っていない。※詳細は厚生労働省からの事 務連絡(平成29年1月18日付)参照。	②				
1607	94	2	47-1-22ロ	68-217	特定入所者介護予防サービス費の支 給に係る配偶者の所得勘案	2	地方税法その他の地方税に関する法律に 基づく条例の規定により算定した税額若 しくはその算定の基礎となる事項に関す る情報	市町村長	市町村長	平成29年7月		①				
1608	94	1	47-1-14イ	68-223	地域支援事業の実施の要件確認	15	生活保護法による保護の実施若しくは就 労自立給付金の支給に関する情報	市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①				
1609	94	2	47-1-14ロ	68-224	地域支援事業の実施の要件確認【本 人同意要】	2	地方税法その他の地方税に関する法律に 基づく条例の規定により算定した税額若 しくはその算定の基礎となる事項に関す る情報	市町村長	市町村長	平成29年7月		①				
1610	94	2	47-1-14ロ	68-225	地域支援事業の実施の要件確認【本 人同意要】	2	地方税法その他の地方税に関する法律に 基づく条例の規定により算定した税額若 しくはその算定の基礎となる事項に関す る情報	市町村長	市町村長	平成29年7月		①				
1611	94	2	47-1-14ハ	68-226	地域支援事業の実施の要件確認	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する 事項	市町村長	市町村長	平成29年7月		①				
1612	94	3	47-1-14ニ	68-227	地域支援事業の実施の要件確認	64	国民年金法又は被用者年金法による年 金である給付の支給又は保険料の徴収に 関する情報	市町村長	厚生労働大臣若しくは日本 年金機構、共済組合等 又は農林漁業団体職員共 済組合	日本年金機構の情報連携は、 番号法附則第3条の第2項 の規定により、平成29年11 月1日までの間、取次いで定 められているため、開始時期 は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③				日本年金機構が情報提供者となる 事務手続
1613	94	1	47-1-15イ	68-230	総合事業の負担割合証の交付	15	生活保護法による保護の実施若しくは就 労自立給付金の支給に関する情報	市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①				
1614	94	2	47-1-15ロ	68-231	総合事業の負担割合証の交付【本人 同意要】	2	地方税法その他の地方税に関する法律に 基づく条例の規定により算定した税額若 しくはその算定の基礎となる事項に関す る情報	市町村長	市町村長	平成29年7月		①				
1615	94	2	47-1-15ロ	68-232	総合事業の負担割合証の交付【本人 同意要】	2	地方税法その他の地方税に関する法律に 基づく条例の規定により算定した税額若 しくはその算定の基礎となる事項に関す る情報	市町村長	市町村長	平成29年7月		①				
1616	94	2	47-1-15ハ	68-233	総合事業の負担割合証の交付	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する 事項	市町村長	市町村長	平成29年7月		①				
1617	94	2	47-1-16ロ	68-234	総合事業の高額介護予防サービス費 相当事業及び高額医療合算介護予防 サービス費相当事業に係る現役並み 所得者の判定	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する 事項	市町村長	市町村長	平成29年7月		①				

【分類】凡例
①…連携可
②…連携可(ただし制約あり)
③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照	H29.7時点での情報連携対象			
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人情報 名						可能	可能 (制約あり)	不可	備考
1618	94	2	47-1-16イ	68-235	総合事業の高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療費合算介護予防サービス費相当事業に係る現役並み所得者の判定【本人同意要】	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	市町村長	市町村長	平成29年7月 (平成30年7月)	地方税関係情報に係るデータ項目のうち、「公的年金等所得額」については提供項目となっていない。※詳細は厚生労働省からの事務連絡(平成29年1月18日付)参照。	②				
1619	94	2	47-1-16イ	68-237	総合事業の高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療費合算介護予防サービス費相当事業に係る現役並み所得者の収入判定にかかる申請の受理・確認【本人同意要】	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	市町村長	市町村長	平成29年7月 (平成30年7月)	地方税関係情報に係るデータ項目のうち、「公的年金等所得額」については提供項目となっていない。※詳細は厚生労働省からの事務連絡(平成29年1月18日付)参照。	②				
1620	94	1	47-1-17イ	68-238	地域支援事業の利用料に係る事務	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①				
1621	94	2	47-1-17ロ	68-241	地域支援事業の利用料に係る事務	1	住民基本台帳法第七條第四号に規定する事項	市町村長	市町村長	平成29年7月		①				
1622	94	3	47-1-17ハ	68-242	地域支援事業の利用料に係る事務	64	国民年金法又は被用者年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	市町村長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で取次で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③				
1623	96	1	48	69-1	被災者生活再建支援金の支給	1	住民基本台帳法第七條第四号に規定する事項	都道府県知事又は被災者生活再建支援法人	市町村長	検討中		③				
1624	97	1	49-1-1	70-2	入院患者の医療に要する費用の負担の申請の受理・審査【本人同意要】	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	市町村長	平成29年7月		①				
1625	97	2	49-1-2-イ	70-17	他の法令による給付との調整	47	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九條第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九條第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	平成29年7月		①				
1626	97	2	49-1-2-ニ	70-18	他の法令による給付との調整	47	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九條第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九條第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	平成29年7月		①				
1627	97	2	49-1-2-ロ	70-19	他の法令による給付との調整	47	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九條第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九條第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	平成29年7月		①				
1628	97	2	49-1-2-ハ	70-20	他の法令による給付との調整	47	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九條第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九條第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②				
1629	97	2	49-1-2-ホ	70-21	他の法令による給付との調整	47	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九條第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九條第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②				
1630	97	2	49-1-2-ヘ	70-22	他の法令による給付との調整	47	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九條第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九條第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	平成29年7月		①				
1631	97	2	49-1-2-ト	70-23	他の法令による給付との調整	47	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九條第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九條第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	平成29年7月		①				
1632	97	1	49-1-3	70-24	療養費の支給の申請の受理・審査、支給【本人同意要】	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	市町村長	平成29年7月		①				
1633	101	1	49の2-2	74-1	農林漁業団体職員共済組合員期間を有する者からの退職共済年金の裁定請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七條第四号に規定する事項	厚生労働大臣(日本年金機構)	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で取次で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③				
1634	101	1	49の2-1	74-2	農林漁業団体職員共済組合員期間を有する者からの退職共済年金の裁定請求書の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	厚生労働大臣(日本年金機構)	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で取次で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③				

【分類】凡例
 ①…連携可
 ②…連携可(ただし制約あり)
 ③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照	H29.7時点での情報連携対象			
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人情報 名						可能	可能 (制約あり)	備考	
1635	101	1	49の2-2	74-3	退職共済年金の加給年金額加算開始事由該当の届出の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③			○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
1636	101	1	49の2-1	74-4	退職共済年金の加給年金額加算開始事由該当の届出の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③			○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
1637	101	1	49の2-2	74-5	退職共済年金受給権者に係る胎児出生の届出の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③			○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
1638	101	1	49の2-2	74-9	退職共済年金受給権者に係る加給年金額の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③			○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
1639	101	1	49の2-2	74-10	退職共済年金受給権者に係る支給停止事由消滅の届出の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③			○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
1640	101	1	49の2-1	74-11	退職共済年金受給権者に係る支給停止事由消滅の届出の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③			○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
1641	101	1	49の2-2	74-13	退職共済年金受給権に係る障害者特例の請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③			○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
1642	101	1	49の2-1	74-14	退職共済年金受給権に係る障害者特例の請求書の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③			○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
1643	101	1	49の2-2	74-17	障害共済年金の額改定の請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③			○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
1644	101	1	49の2-2	74-18	障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの届出の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③			○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
1645	101	1	49の2-1	74-19	障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの届出の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③			○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
1646	101	1	49の2-2	74-20	障害共済年金受給権者に係る加給年金額の対象に関する届出の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③			○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
1647	101	1	49の2-2	74-21	障害共済年金受給権者に係る支給停止事由消滅の届出の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③			○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
1648	101	1	49の2-1	74-22	障害共済年金受給権者に係る支給停止事由消滅の届出の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③			○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続
1649	101	1	49の2-2	74-24	障害共済年金受給権者に係る障害該当の届出の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③			○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続

【「分類」凡例】
 ①…連携可
 ②…連携可(ただし制約あり)
 ③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照	H29.7時点での情報連携対象			
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人情報 名						可能	可能 (制約あり)	不可	備考
1650	101	1	49の2-1	74-25	障害共済年金受給権者に係る障害該 当の届出の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に 基づく条例の規定により算定した税額若 しくはその算定の基礎となる事項に関す る情報	厚生労働大臣（日本年金 機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、 番号法附則第3条の2第2項 の規定により、平成29年11月 30日までの間で政令で定める 日までの間、停止されている ため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③	○	○	○	日本年金機構が情報照会者とな る事務手続
1651	101	1	49の2-2	74-26	遺族共済年金受給権者に係る胎児出 生の届出の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する 事項	厚生労働大臣（日本年金 機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、 番号法附則第3条の2第2項 の規定により、平成29年11月 30日までの間で政令で定める 日までの間、停止されている ため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③	○	○	○	日本年金機構が情報照会者とな る事務手続
1652	101	1	49の2-2	74-34	農林漁業団体職員共済組合員期間を 有する者からの減額退職年金の裁定 請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する 事項	厚生労働大臣（日本年金 機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、 番号法附則第3条の2第2項 の規定により、平成29年11月 30日までの間で政令で定める 日までの間、停止されている ため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③	○	○	○	日本年金機構が情報照会者とな る事務手続
1653	101	1	49の2-1	74-35	農林漁業団体職員共済組合員期間を 有する者からの減額退職年金の裁定 請求書の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に 基づく条例の規定により算定した税額若 しくはその算定の基礎となる事項に関す る情報	厚生労働大臣（日本年金 機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、 番号法附則第3条の2第2項 の規定により、平成29年11月 30日までの間で政令で定める 日までの間、停止されている ため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③	○	○	○	日本年金機構が情報照会者とな る事務手続
1654	101	1	49の2-2	74-36	退職年金等の支給停止事由消滅の届 出の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する 事項	厚生労働大臣（日本年金 機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、 番号法附則第3条の2第2項 の規定により、平成29年11月 30日までの間で政令で定める 日までの間、停止されている ため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③	○	○	○	日本年金機構が情報照会者とな る事務手続
1655	101	1	49の2-1	74-37	退職年金等の支給停止事由消滅の届 出の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に 基づく条例の規定により算定した税額若 しくはその算定の基礎となる事項に関す る情報	厚生労働大臣（日本年金 機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、 番号法附則第3条の2第2項 の規定により、平成29年11月 30日までの間で政令で定める 日までの間、停止されている ため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③	○	○	○	日本年金機構が情報照会者とな る事務手続
1656	101	1	49の2-2	74-39	障害年金の額改定の請求書の受理・ 審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する 事項	厚生労働大臣（日本年金 機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、 番号法附則第3条の2第2項 の規定により、平成29年11月 30日までの間で政令で定める 日までの間、停止されている ため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③	○	○	○	日本年金機構が情報照会者とな る事務手続
1657	101	1	49の2-2	74-41	障害年金受給権者に係る支給停止事 由消滅の届出の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する 事項	厚生労働大臣（日本年金 機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、 番号法附則第3条の2第2項 の規定により、平成29年11月 30日までの間で政令で定める 日までの間、停止されている ため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③	○	○	○	日本年金機構が情報照会者とな る事務手続
1658	101	1	49の2-1	74-42	障害年金受給権者に係る支給停止事 由消滅の届出の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に 基づく条例の規定により算定した税額若 しくはその算定の基礎となる事項に関す る情報	厚生労働大臣（日本年金 機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、 番号法附則第3条の2第2項 の規定により、平成29年11月 30日までの間で政令で定める 日までの間、停止されている ため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③	○	○	○	日本年金機構が情報照会者とな る事務手続
1659	101	1	49の2-2	74-44	遺族年金受給権に係る転給の申請書 の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する 事項	厚生労働大臣（日本年金 機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、 番号法附則第3条の2第2項 の規定により、平成29年11月 30日までの間で政令で定める 日までの間、停止されている ため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③	○	○	○	日本年金機構が情報照会者とな る事務手続
1660	101	1	49の2-2	74-45	遺族年金受給権者に係る所在不明と された者の申請書の受理・審査・通 知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する 事項	厚生労働大臣（日本年金 機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、 番号法附則第3条の2第2項 の規定により、平成29年11月 30日までの間で政令で定める 日までの間、停止されている ため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③	○	○	○	日本年金機構が情報照会者とな る事務手続
1661	101	1	49の2-2	74-54	各共済年金受給権者に係る支払未済 の請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する 事項	厚生労働大臣（日本年金 機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、 番号法附則第3条の2第2項 の規定により、平成29年11月 30日までの間で政令で定める 日までの間、停止されている ため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③	○	○	○	日本年金機構が情報照会者とな る事務手続
1662	101	1	49の2-2	74-55	各共済年金受給権者に係る併給調整 による支給停止解除の受理・審査・ 通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する 事項	厚生労働大臣（日本年金 機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、 番号法附則第3条の2第2項 の規定により、平成29年11月 30日までの間で政令で定める 日までの間、停止されている ため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③	○	○	○	日本年金機構が情報照会者とな る事務手続
1663	101	1	49の2-1	74-56	各共済年金受給権者に係る併給調整 による支給停止解除の受理・審査・ 通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に 基づく条例の規定により算定した税額若 しくはその算定の基礎となる事項に関す る情報	厚生労働大臣（日本年金 機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、 番号法附則第3条の2第2項 の規定により、平成29年11月 30日までの間で政令で定める 日までの間、停止されている ため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③	○	○	○	日本年金機構が情報照会者とな る事務手続
1664	101	1	49の2-2	74-57	退職共済年金受給権者に係る併給調 整による支給停止解除の受理・審査・ 通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する 事項	厚生労働大臣（日本年金 機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、 番号法附則第3条の2第2項 の規定により、平成29年11月 30日までの間で政令で定める 日までの間、停止されている ため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③	○	○	○	日本年金機構が情報照会者とな る事務手続

【「分類」凡例】
①…連携可
②…連携可(ただし制約あり)
③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照	H29.7時点での情報連携対象			
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人情報名						可能	可能 (制約あり)	不可	備考
1689	106	3	53-2ニ	81-8	奨学金の返還期限猶予申請に係る審査（返還期限猶予の審査における本人の状況の確認）	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	独立行政法人日本学生支援機構	都道府県知事等	平成29年7月		①				
1690	106	2	53-2ロ、ハ	81-9	奨学金の返還期限猶予申請に係る審査（返還期限猶予の審査における本人、世帯構成員の状況の確認）	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	独立行政法人日本学生支援機構	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	平成29年7月		①				
1691	106	6	53-2ト 53-4ニ	81-10	奨学金の返還期限猶予及び減額返還申請に係る審査（返還期限猶予及び減額返還の審査における本人の状況の確認）	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	独立行政法人日本学生支援機構	厚生労働大臣（職業安定局）	平成29年7月		①				
1692	106	1	53-2イ 53-4イ	81-11	奨学金の返還期限猶予及び減額返還申請に係る審査（返還期限猶予及び減額返還の審査における本人、二親等以内の親族の状況の確認）	50	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	独立行政法人日本学生支援機構	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等（短期給付）が提供者となる事務手続については、対象外	②				
1693	106	4	53-2ホ 53-4ロ	81-12	奨学金の返還期限猶予及び減額返還申請に係る審査（返還期限猶予及び減額返還の審査における本人、世帯構成員、二親等以内の親族の状況の確認）【本人同意要】	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	独立行政法人日本学生支援機構	市町村長	平成29年7月 (平成30年7月)	地方税関係情報に係るデータ項目のうち、一部必要な項目が提供項目となっていない。	②				
1694	106	4	53-2ヘ 53-4ハ	81-13	奨学金の返還期限猶予及び減額返還申請に係る審査（返還期限猶予及び減額返還の審査における本人、世帯構成員、二親等以内の親族の状況の確認）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	独立行政法人日本学生支援機構	市町村長	平成29年7月		①				
1695	106	2	53-3イ、ロ	81-17	奨学金債権償却の認定のための審査（奨学金債権償却の認定のための審査における返還者本人、連帯保証人、保証人の状況の確認）	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	独立行政法人日本学生支援機構	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	平成29年7月		①				
1696	106	3	53-3ハ	81-18	奨学金債権償却の認定のための審査（奨学金債権償却の認定のための審査における返還者本人、連帯保証人、保証人の状況の確認）	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	独立行政法人日本学生支援機構	都道府県知事等	平成29年7月		①				
1697	106	4	53-3ホ	81-19	奨学金返還者本人等に係る状況の確認（奨学金返還金回収のための各種手続（通知発送（住所調査含む）、法的措置、債権償却、代位弁済請求）における本人、連帯保証人、保証人、申出人（口座名義人）の状況の確認）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	独立行政法人日本学生支援機構	市町村長	平成29年7月		①				
1698	106	4	53-3ニ	81-21	奨学金返還者本人等に係る状況の確認（奨学金返還金回収のための各種手続（法的措置、債権償却）における本人、連帯保証人、保証人の状況の確認又は奨学金返還制限額決定のための本人の状況の確認）【本人同意要】	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	独立行政法人日本学生支援機構	市町村長	平成29年7月 (平成30年7月)	地方税関係情報に係るデータ項目のうち、一部必要な項目が提供項目となっていない。	②				
1699	107	1	54-1イ	83-1	特別障害給付金の認定の請求書の受理・審査・通知	72	船員保険法による保険給付の支給に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	全国健康保険協会	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	
1700	107	2	54-1ロ	83-2	特別障害給付金の認定の請求書の受理・審査・通知	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（労働基準局）	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	
1701	107	5	54-1ニ	83-5	特別障害給付金の認定の請求書の受理・審査・通知	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	地方公務員災害補償基金	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	
1702	107	3	54-1ハ	83-6	特別障害給付金の認定の請求書の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	
1703		1	54-2イ	83-7	特別障害給付金の支給の調整に該当する場合の届出の受理・審査・通知	72	船員保険法による保険給付の支給に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	全国健康保険協会	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	
1704	107	1	54-3イ	83-8	特別障害給付金の支給の調整に該当しない場合又は支給の調整の額が変更となる場合の届出の受理・審査・通知	72	船員保険法による保険給付の支給に関する情報	厚生労働大臣（日本年金機構）	全国健康保険協会	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	

【「分類」凡例】
①…連携可
②…連携可(ただし制約あり)
③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照	H29.7時点での情報連携対象		備考
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人 情報名						可能 (制約あり)	不可	
1730	108	3	55-1-1ヌ	84-32	補装具費の支給決定	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①			
1731	108	1	55-1-1ロ	84-33	補装具費の支給決定	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	都道府県知事又は市町村長	市町村長	平成29年7月 (平成30年7月)	地方税関係情報に係るデータ項目のうち、「16歳未満扶養者数」等が提供項目とっていない。※詳細は厚生労働省からの事務連絡(平成29年1月25日付)参照。	②			
1732	108	1	55-1-1ハ	84-34	補装具費の支給決定	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	都道府県知事又は市町村長	市町村長	平成29年7月		①			
1733	108	3	55-1-1リ	84-36	高額障害福祉サービス等給付費の支給	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①			
1734	108	3	55-1-1ヌ	84-37	高額障害福祉サービス等給付費の支給	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①			
1735	108	1	55-1-1ハ	84-38	高額障害福祉サービス等給付費の支給	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	都道府県知事又は市町村長	市町村長	平成29年7月		①			
1736	109	1	55の2-1-1	84-39	他の法令による給付との調整(健康保険法)	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①			
1737	109	1	55の2-1-2	84-40	他の法令による給付との調整(船員保険法)	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①			
1738	109	1	55の2-1-3	84-43	他の法令による給付との調整(国家公務員共済組合法)	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②			
1739	109	1	55の2-1-4	84-44	他の法令による給付との調整(国民健康保険法)	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①			
1740	109	1	55の2-1-5	84-45	他の法令による給付との調整(地方公務員共済組合法)	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②			
1741	109	1	55の2-1-6	84-47	他の法令による給付との調整(高齢者の医療の確保に関する法律)	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①			
1742	109	1	55の2-1-7	84-48	他の法令による給付との調整(介護保険法)	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①			
1743	108	3	55-1-5ヘ	84-50	自立支援医療費の支給認定	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①			
1744	108	3	55-1-5ト	84-51	自立支援医療費の支給認定	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①			
1745	108	1	55-1-5イ	84-52	自立支援医療費の支給認定	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	都道府県知事又は市町村長	市町村長	平成29年7月 (平成30年7月)	地方税関係情報に係るデータ項目のうち、「本人該当区分の扶養控除対象、16歳未満扶養親族等」が提供項目となっていない。※詳細は厚生労働省からの事務連絡(平成29年1月25日付)参照。	②			
1746	108	1	55-1-5ロ	84-53	自立支援医療費の支給認定	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	都道府県知事又は市町村長	市町村長	平成29年7月		①			
1747	110	1	55の3-1-1、 55の3-1-2、 55の3-1-4、 55の3-1-6、 55の3-1-10	84-54	自立支援医療費の支給認定	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	日本年金機構の情報連携は、毎年法別第3条の2第2項の規定により、平成29年4月30日までの間で改めて定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③			日本年金機構が情報提供者となる事務手続
1748	110	1	55の3-1-5	84-57	自立支援医療費の支給認定	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	未定(日本年金機構と同時期を予定)	共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続	③			共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続
1749	110	1	55の3-1-7	84-58	自立支援医療費の支給認定	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	未定(日本年金機構と同時期を予定)	共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続	③			共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続
1750	110	1	55の3-1-3	84-59	自立支援医療費の支給認定	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	未定(日本年金機構と同時期を予定)	共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続	③			共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続
1751	110	1	55の3-1-9	84-62	自立支援医療費の支給認定	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	平成29年7月		①			
1752	110	1	55の3-1-8	84-63	自立支援医療費の支給認定	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	平成29年7月		①			
1753	108	3	55-1-8ハ	84-65	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の申請内容変更	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①			
1754	108	3	55-1-8ニ	84-66	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の申請内容変更	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	平成29年7月		①			

【分類】凡例
 ①…連携可
 ②…連携可(ただし制約あり)
 ③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照	H29.7時点での情報連携対象				
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人情報 種別						可能	可能 (制約あり)	不可	備考	
1782	108	1	55-1-5ハ	84-114	自立支援医療費の支給認定	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は市町村長	平成29年7月		①					
1783	108	2	55-1-5ニ、ホ	84-115	自立支援医療の支給認定	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	平成29年7月		①					
1784	108	1	55-1-2イ	84-116	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特別訓練等給付費の支給決定の変更の法定	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	都道府県知事又は市町村長	市町村長	平成29年7月		①					
1785	108	1	55-1-2ロ	84-117	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特別訓練等給付費の支給決定の変更の法定	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	都道府県知事又は市町村長	市町村長	平成29年7月		①					
1786	108	1	55-1-2ハ	84-118	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特別訓練等給付費の支給決定の変更の法定	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は市町村長	平成29年7月		①					
1787	108	2	55-1-2ニ	84-119	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特別訓練等給付費の支給決定の変更の法定	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	平成29年7月		①					
1788	108	1	55-1-3	84-121	地域相談支援給付費及び特別地域相談支援給付費の支給の変更の法定	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は市町村長	平成29年7月		①					
1789	108	1	55-1-6ロ	84-124	自立支援医療費の支給認定の変更	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	都道府県知事又は市町村長	市町村長	平成29年7月		①					
1790	111	1	56	87-1	時効特例給付の請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③				日本年金機構が情報照会者となる事務手続	
1791	112	1	57	90-1	保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③				日本年金機構が情報照会者となる事務手続	
1792	112	1	57	90-2	既支払者が施行日前に死亡した場合等の保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③				日本年金機構が情報照会者となる事務手続	
1793	112	1	57	90-3	既支払者が保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の請求後に死亡した場合の未支給の特別加算金の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報照会者となる事務手続	③				日本年金機構が情報照会者となる事務手続	
1794	113	1	58-1イ	91-1	高等学校等就学支援金の支給時における、世帯所得に係る要件適合性の確認	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	市町村長	平成31年4月		③					
1795	113	1	58-1ロ	91-2	高等学校等就学支援金の支給時における、世帯所得に係る要件適合性の確認	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	市町村長	平成31年4月		③					
1796	113	2	58-1ハ	91-3	高等学校等就学支援金の支給時における、世帯所得に係る要件適合性の確認	28	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	平成31年4月		③					
1797	113	1	58-2イ	91-4	高等学校等就学支援金の支給時における、世帯所得に係る要件適合性の確認	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	市町村長	平成31年4月		③					
1798	113	1	58-2ロ	91-5	高等学校等就学支援金の支給時における、世帯所得に係る要件適合性の確認	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	市町村長	平成31年4月		③					
1799	113	2	58-2ハ	91-6	高等学校等就学支援金の支給時における、世帯所得に係る要件適合性の確認	28	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	平成31年4月		③					
1800	114	1	59-1-1	92-1	職業訓練受講給付金の支給	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	厚生労働大臣（職業安定局）	市町村長	平成29年7月		①					
1801	114	1	59-1-2	92-2	職業訓練受講給付金の支給	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	厚生労働大臣（職業安定局）	市町村長	平成29年7月		①					
1802	114	2	59-1-4、6	92-3	職業訓練受講給付金の支給（日本年金機構）	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	厚生労働大臣（職業安定局）	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③					
1803	114	2	59-1-5	92-5	職業訓練受講給付金の支給（国家公務員共済組合連合会）	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	厚生労働大臣（職業安定局）	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	未定（日本年金機構と同時に期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③					
1804	114	2	59-1-7	92-6	職業訓練受講給付金の支給（地方公務員共済組合）	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	厚生労働大臣（職業安定局）	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	未定（日本年金機構と同時に期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③					
1805	114	2	59-1-3	92-7	職業訓練受講給付金の支給（日本私立学校振興・共済事業団）	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	厚生労働大臣（職業安定局）	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	未定（日本年金機構と同時に期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③					

【分類】凡例
 ①…連携可
 ②…連携可(ただし制約あり)
 ③…連携不可

別添

<平成29年7月情報連携開始後に情報連携対象とする事務手続>

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照	H29.7時点での情報連携対象		
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人情報名						可能 (制約あり)	不可	備考
1852	120	3	59の3-1-1フ	98-14	特定医療費の支給認定	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	都道府県知事又は指定都 市の長	国民年金法その他の法令 による給付の支給を行う こととされている者	平成29年7月		①			
1853	120	3	59の3-1-1ヲ	98-15	特定医療費の支給認定	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	都道府県知事又は指定都 市の長	国民年金法その他の法令 による給付の支給を行う こととされている者	平成29年7月		①			
1854	120	1	59の3-1-2イ	98-18	特定医療費の支給認定の変更	15	生活保護法による保護の実施若しくは就 労自立給付金の支給に関する情報	都道府県知事又は指定都 市の長	都道府県知事等	平成29年7月		①			
1855	120	1	59の3-1-2ロ	98-19	特定医療費の支給認定の変更	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する 情報	都道府県知事又は指定都 市の長	都道府県知事等	平成29年7月		①			
1856	120	2	59の3-1-2ハ	98-20	特定医療費の支給認定の変更	2	地方税法その他の地方税に関する法律に 基づく条例の規定により算定した税額若 しくはその算定の基礎となる事項に関す る事項	都道府県知事又は指定都 市の長	市町村長	平成29年7月		①			
1857	120	2	59の3-1-2ニ	98-21	特定医療費支給認定の変更	1	住民基本台帳法第七條第四号に規定する 事項	都道府県知事又は指定都 市の長	市町村長	平成29年7月		①			
1858	120	3	59の3-1-2ホ、 ヘ、チ、ヌ、 カ	98-22	特定医療費の支給認定の変更	52	国民年金法その他の法令による給付の支 給に関する情報	都道府県知事又は指定都 市の長	国民年金法その他の法令 による給付の支給を行う こととされている者	日本年金機構の情報連携は、 番号法附則第3条の2第2項 の規定により、平成29年11 月30日までの間で法令で定める 日までの間、停止されている ため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③		○	日本年金機構が情報提供者となる事務手続
1859	120	3	59の3-1-2リ	98-25	特定医療費の支給認定の変更	52	国民年金法その他の法令による給付の支 給に関する情報	都道府県知事又は指定都 市の長	国民年金法その他の法令 による給付の支給を行う こととされている者	未定（日本年金機構と同 時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が提供 者となる事務手続
1860	120	3	59の3-1-2ル	98-26	特定医療費の支給認定の変更	52	国民年金法その他の法令による給付の支 給に関する情報	都道府県知事又は指定都 市の長	国民年金法その他の法令 による給付の支給を行う こととされている者	未定（日本年金機構と同 時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が提供 者となる事務手続
1861	120	3	59の3-1-2ト	98-27	特定医療費の支給認定の変更	52	国民年金法その他の法令による給付の支 給に関する情報	都道府県知事又は指定都 市の長	国民年金法その他の法令 による給付の支給を行う こととされている者	未定（日本年金機構と同 時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③		○	共済組合等（長期給付）が提供 者となる事務手続
1862	120	3	59の3-1-2フ	98-30	特定医療費の支給認定の変更	52	国民年金法その他の法令による給付の支 給に関する情報	都道府県知事又は指定都 市の長	国民年金法その他の法令 による給付の支給を行う こととされている者	平成29年7月		①			
1863	120	3	59の3-1-2ヲ	98-31	特定医療費の支給認定の変更	52	国民年金法その他の法令による給付の支 給に関する情報	都道府県知事又は指定都 市の長	国民年金法その他の法令 による給付の支給を行う こととされている者	平成29年7月		①			
1864	120	4	59の3-1-3イ	98-33	他の法令による給付との調整（健康 保険法）	83	難病の患者に対する医療等に関する法律 第十二条に規定する他の法令による給付 の支給に関する情報	都道府県知事又は指定都 市の長	難病の患者に対する医療 等に関する法律第十二条 に規定する他の法令によ る給付の支給を行うこと とされている者	平成29年7月		①			
1865	120	4	59の3-1-3ロ	98-34	他の法令による給付との調整（船員 保険法）	83	難病の患者に対する医療等に関する法律 第十二条に規定する他の法令による給付 の支給に関する情報	都道府県知事又は指定都 市の長	難病の患者に対する医療 等に関する法律第十二条 に規定する他の法令によ る給付の支給を行うこと とされている者	平成29年7月		①			
1866	120	4	59の3-1-3ハ	98-35	他の法令による給付との調整（児童 福祉法）	83	難病の患者に対する医療等に関する法律 第十二条に規定する他の法令による給付 の支給に関する情報	都道府県知事又は指定都 市の長	難病の患者に対する医療 等に関する法律第十二条 に規定する他の法令によ る給付の支給を行うこと とされている者	平成29年7月		①			
1867	120	4	59の3-1-3ニ	98-36	他の法令による給付との調整（国家 公務員共済組合法）	83	難病の患者に対する医療等に関する法律 第十二条に規定する他の法令による給付 の支給に関する情報	都道府県知事又は指定都 市の長	難病の患者に対する医療 等に関する法律第十二条 に規定する他の法令によ る給付の支給を行うこと とされている者	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等（短期給付）が提供者となる事務手続 については、対象外	②		○	共済組合等（短期給付）が提供 者となる事務手続については、 対象外
1868	120	4	59の3-1-3ホ	98-37	他の法令による給付との調整（国民 健康保険法）	83	難病の患者に対する医療等に関する法律 第十二条に規定する他の法令による給付 の支給に関する情報	都道府県知事又は指定都 市の長	難病の患者に対する医療 等に関する法律第十二条 に規定する他の法令によ る給付の支給を行うこと とされている者	平成29年7月		①			
1869	120	4	59の3-1-3ヘ	98-38	他の法令による給付との調整（地方 公務員共済組合法）	83	難病の患者に対する医療等に関する法律 第十二条に規定する他の法令による給付 の支給に関する情報	都道府県知事又は指定都 市の長	難病の患者に対する医療 等に関する法律第十二条 に規定する他の法令によ る給付の支給を行うこと とされている者	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等（短期給付）が提供者となる事務手続 については、対象外	②		○	共済組合等（短期給付）が提供 者となる事務手続については、 対象外
1870	120	4	59の3-1-3ト	98-40	他の法令による給付との調整（高齢 者の医療の確保に関する法律）	83	難病の患者に対する医療等に関する法律 第十二条に規定する他の法令による給付 の支給に関する情報	都道府県知事又は指定都 市の長	難病の患者に対する医療 等に関する法律第十二条 に規定する他の法令によ る給付の支給を行うこと とされている者	平成29年7月		①			
1871	120	4	59の3-1-3チ	98-41	他の法令による給付との調整（介護 保険法）	83	難病の患者に対する医療等に関する法律 第十二条に規定する他の法令による給付 の支給に関する情報	都道府県知事又は指定都 市の長	難病の患者に対する医療 等に関する法律第十二条 に規定する他の法令によ る給付の支給を行うこと とされている者	平成29年7月		①			
1872	120	2	59の3-1-4	98-43	特定医療費の支給認定の申請内容変 更	1	住民基本台帳法第七條第四号に規定する 事項	都道府県知事又は指定都 市の長	市町村長	平成29年7月		①			
1873	900			900-1	自己情報表示事務手続			情報提供等記録開示シ ステム		平成29年7月		①			

【「分類」凡例】
①…連携可
②…連携可(ただし制約あり)
③…連携不可